独立行政法人農林漁業信用基金の 中期目標期間(平成30年度~令和4年度) に係る業務の実績に関する評価書(案)

財務省農林水産省

#### 様式1-1-1 中期目標管理法人 期間実績評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1.評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人農林漁業信用基	「可以法人農林漁業信用基金」。 「可以法人農林漁業信用基金」。						
評価対象事業年	年度評価	第 4 期中期目標期間						
度	山即日煙期間	平成30~今和4年度						

2	2.評価の実施者に関する事項									
主	務大臣	農林水産大臣								
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏						
主	務大臣	財務大臣(農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保	険事業に関する評価を農林を	水産大臣と共管)						
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 芹生 太郎						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 阪井 聡至						

#### 3. 評価の実施に関する事項

・7月26日:第4期中期目標期間の業務実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング

・7月31日:第4期中期目標期間の業務実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

4	70	) 他	誣	価に	関す	3	重要事項	

該当なし

#### 様式1-1-2 農林漁業信用基金 期間実績評価 総合評定様式

1. 全体の評定	
評定	A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている (参考:期間実績評価)
(S, A, B, C, D)	と認められる。
評定に至った理由	項目別評定は39項目のうち、Aが15項目、Bが20項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として所期の目標を上回る取組を行っている。また、全体の評定
	を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づきAとした。
2. 法人全体に対する評	
法人全体の評価	定量的指標による評価項目については各目標値の達成度合が全て 120%以上となるとともに、定性的な評価項目については、例えば、農業信用基金協会及び漁業信用基金
四八二件の川圃	協会が行う求償活動への助成事業を実施するなど、各業務において、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、
	所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。
	また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
	よた、小に主人は未初座自工が体色は快田でれてもりが、土仲として限制な配献座自が自われてくると計画があ。
全体の評定を行う上で	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
特に考慮すべき事項	
3. 項目別評価における	主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	該当なし
課題、改善事項	
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命	該当なし
令を検討すべき事項	
4 7.の地東西	
4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	

#### 期間実績評価 項目別評定総括表(主務大臣評価)

			年度評価					中期目標 期間評価		備考
			元年度	2年度	3年度	4年度	見込評価	期間実績評価	調書No	
	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向  関する目標を達成するためとるべき措置	В	В	В	В	В	Α	А		
1	農業信用保険業務	В	В	В	В	В	Α	Α	第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 【重要度:高】	вО	B〇重	B〇重	B〇重	BO重	B〇重	B〇重	第1-1-(1)	Р3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度:高】	вО	AO重	B〇重	B〇重	B〇重	A〇重	AO重	第1-1-(2)	P 7
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	В	В	А	А	А	Α	Α	第1-1-(3)	P13
	(4) 求償権の管理・回収の取組	В	В	Α	А	А	Α	Α	第1-1-(4)	P18
	(5) 利用者のニーズの反映等	В	В	В	В	В	В	В	第1-1-(5)	P20
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В	В	А	В	Α	Α	第1-1-(6)	P22
2	林業信用保証業務	В	В	В	Α	А	Α	Α	第1-2	P26
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	В	В	В	В	В	В	В	第1-2-(1)	P28
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度:高】	вО	B〇重	B〇重	A〇重	AO重	A〇重	AO重	第1-2-(2)	P31
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	В	В	В	А	S	Α	Α	第1-2-(3)	P34
	(4) 求償権の管理・回収の取組	В	В	В	В	В	В	В	第1-2-(4)	P37
	(5) 利用者のニーズの反映等	В	В	В	В	А	В	В	第1-2-(5)	P39
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	В	В	В	А	А	Α	Α	第1-2-(6)	P41
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В	В	В	А	В	В	第1-2-(7)	P43
3	漁業信用保険業務	В	В	Α	В	В	Α	Α	第1-3	P46
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度:高】	вО	B〇重	A〇重	B〇重	BO重	A〇重	AO重	第1-3-(1)	P48
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	В	В	А	А	А	Α	Α	第1-3-(2)	P51
	(3) 求償権の管理・回収の取組	В	В	А	А	А	Α	Α	第1-3-(3)	P 54
	(4) 利用者のニーズの反映等	В	В	В	В	В	В	В	第1-3-(4)	P56
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В	В	В	В	В	В	第1-3-(5)	P 58
4	農業保険関係業務	В	В	В	В	В	В	В	第1-4	P61
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В	В	В	В	В	В	В	第1-4-(1)	P 62
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	В	В	В	1	В	В	В	第1-4-(2)	P 64
5	漁業災害補償関係業務	В	В	Α	Α	А	Α	Α	第1-5	P66
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В	В	В	В	В	В	В	第1-5-(1)	P67
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	-	-	Α	А	А	Α	Α	第1-5-(2)	P 69

中期計画(中期目標)	年度評価			中期目標 期間評価		項目別	備考		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実績評価	調書No	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	В	В	В	В	Α	Α	А		
1 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業費の 削減)	В	В	В	В	А	Α	А	第2-1	P71
<ol> <li>経費支出の抑制(平成29年度対比20%以上の一般管 理費の抑制)</li> </ol>	В	В	В	В	А	Α	Α	第2-2	P73
3 調達方式の適正化	В	В	В	А	Α	Α	А	第2-3	P76
4 電子化の推進	В	В	В	В	Α	В	В	第2-4	P79
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき 措置	В	В	В	В	В	В	В		
1 財務運営の適正化	В	В	В	В	В	В	В	第3-1	P81
2 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В	В	В	В	В	В	В	第3-2	P84
3 決算情報・セグメント情報の開示	В	В	В	В	В	В	В	第3-3	P87
4 長期借入金の条件	1	ı	1	1	1	-	1	第3-4	P88
5 短期借入金の限度額	ı	1	В	В	1	В	В	第3-5	P89
6 不要財産の処分に関する計画	ı	1	В	В	В	В	В	第3-6	P90
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	ı	ı	ı	ı	-	-	ı	第3-7	P 92
8 剰余金の使途	-	-	-	-	_	-	-	第3-8	P93
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В	В	В	В	В	В	В		
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	-	第4-1	P94
2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	В	В	В	В	В	В	В	第4-2	P95
3 積立金の処分に関する事項	В	В	В	В	В	В	В	第4-3	P98
4 その他中期目標を達成するために必要な事項	В	В	В	А	А	Α	Α	第4-4	P100
(1) ガバナンスの高度化	В	В	В	А	А	Α	А	第4-4-(1)	P101
(2) 情報セキュリティ対策	В	В	В	В	В	В	В	第4-4-(2)	P105
別 紙 1. 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)			2. 業務	<b>以支(平成</b>	30年度~	命和4年度	E)		

<sup>(</sup>注1) 評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

<sup>(</sup>注2)重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

<sup>(</sup>注3) 第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、4項目でA、1項目でBとなり、重要度:高とした小項目を含む3つの中項目のうち、3項目ともAとなったため、Aとした。

第1 回針にし、10 (4) 13 (4) 14 (4) ※評価基準に基づき算定。

第1-1 農業信用保険業務

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1—1—(1)参照)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)		
(2)       適切な保険料率・貸付金利の設定       (第1-1-(2)参照)         (3)       保険事故率の低減に向けた取組       (第1-1-(3)参照)	予算額(千円)	27, 216, 555	25, 905, 763	26, 421, 390	26, 252, 062	26, 371, 908		
(4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照)	決算額(千円)	21, 652, 333	21, 755, 048	21, 563, 897	21, 682, 207	21, 457, 944		
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)	経常費用(千円)	3, 219, 733	3, 270, 132	8, 025, 262	3, 468, 216	2, 967, 850		
	経常収支 (千円)	2, 804, 602	3, 156, 208	△3, 080, 202	1, 613, 911	1, 779, 199		
	行政コスト(注)(千円)	△2, 764, 435	3, 270, 175	8, 026, 770	3, 468, 216	2, 967, 993		
	従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>%108</b>	<b>※110</b>	<b>※111</b>	<b>※108</b>		

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目	目標期間評価に係る	自己評価及び主教	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の第	美務実績・自己評価	主務大臣に	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第3 国民に対して提供するサービスそ	第1一1一	同左	同左	評定:A	評定 A	評定 A
の他の業務の質の向上に関する事項	(1) ~ (6)			4項目についてA、	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
1 農業信用保険業務	を参照。			2項目についてBとし	6つの小項目のうち、4項目でA、2項	6つの小項目のうち、4項目でA、2
(1) 融資機関等に対する普及推進・利				たことから、中項目「1	目でBとなった。このうち、重要度が高い	項目でBとなった。このうち、重要度が
用促進の取組				農業信用保険業務」に	業務とされた2項目((1)融資機関等に	高い業務とされた2項目((1) 融資機
(第1-1-(1)参照)				ついてはA評価とす	対する普及推進・利用促進の取組、(2)	関等に対する普及推進・利用促進の取
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定				る。	適切な保険料率・貸付金利の設定)の、1	組、(2)適切な保険料率・貸付金利の
(第1—1—(2)参照)					項目((2)適切な保険料率・貸付金利の	設定)の、1項目((2)適切な保険料
(3) 保険事故率の低減に向けた取組					設定)でA、1項目((1)融資機関等に	率・貸付金利の設定)でA、1項目((1)
(第1—1—(3)参照)					対する普及推進・利用促進の取組)でBと	融資機関等に対する普及推進・利用促進
(4) 求償権の管理・回収の取組					なり、「独立行政法人農林漁業信用基金の	の取組)でBとなり、「独立行政法人農
(第1—1—(4)参照)					業務の実績に関する評価の基準」に基づ	林漁業信用基金の業務の実績に関する
(5) 利用者のニーズの反映等					き評価を行った結果、中項目「1 農業信	評価の基準」に基づき評価を行った結
(第1—1—(5)参照)					用保険業務」についてはA評価とする。	果、中項目「1農業信用保険業務」につ
(6) 事務処理の適正化及び迅速化						いてはA評価とする 。
(第1—1—(6)参照)					(4項目×3点+2項目×2点+1項目	
					×3点+1項目×2点)/(6項目×2点	(4項目×3点+2項目×2点+1項
					+2項目×2点)=131.3%	目×3点+1項目×2点)/(6項目×
						2点+2項目×2点)=131.3%
					※算定にあたっては、評定毎の点数を、	
					S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、	※算定にあたっては、評定毎の点数を、
					D:0点とし、重要度が高い2項目((1)	S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、

		融資機関等に対する普及推進・利用促進 の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利 の設定)については、ウエイトを2倍とし ている。	D:0点とし、重要度が高い2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> -	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策>
		<その他事項> -	<その他事項> -

第1-1-(1) 農業信用保険業務-融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

## 2. 主要な経年データ

2.工女は件1 9	、工文の性十万一ク										
主要なアウトプット(アワ	ウトカム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会と の保証契約締結機関数	-	のべ252機関 期中増19機関	のべ267機関 期中増17機関	のべ272機関 期中増7機関	のべ275機関 期中増5機関	のべ 277 機関 期中増 5 機関	のべ 280 機関 期中増3機関				
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況	-										
農業団体等関係機関と の意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回				
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	(参考情報欄 に記載)	16回	30回	14回	2回	2回	1回	H30~R元年度の指標:年20回以上、 R2~4年度の指標:基金協会から要請 のあったもの全て			

3. 中期目標期間の勢	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第3 国民に対し	第1 国民に対し	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
て提供するサー	て提供するサー	なし	○ 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
ビスその他の業	ビスその他の業		機関等への説明を49回(平成30年度〜令和4年度累計)実施し	制度の普及推進・	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計画
務の質の向上に	務の質の向上に	<その他の指標>	たほか、農業団体等関係機関への説明を28回(平成30年度〜令	利用促進のため、基	画に基づく取組を適確	に基づく取組を適確に実
関する事項	関する目標を達	○ 銀行・信用金庫・	和4年度累計)実施し、幅広く意見交換を行った。	金協会とともに、融	に実施していることか	施していることから、
	成するためとる	信用組合等と農業		資機関や農業団体等	ら、「B」評価が妥当で	「B」評価が妥当であ
	べき措置	信用基金協会との	○ 令和元年度の融資機関等への説明では、制度の利用促進に	関係機関への説明を	ある。	る。
1 農業信用保険	1 農業信用保険	保証契約締結機関	一層の効果が出るよう、融資機関向け動向調査の実施により、	実施し、幅広く意見		
業務	業務	数	説明相手方を農業融資への関心を示す融資機関に重点化した	交換を行った。	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
(1) 融資機関等に	(1) 融資機関等に	<ul><li>融資機関等関係</li></ul>	ほか、内容面の充実を図り、制度説明のみならず、各県域の融	現中期目標期間の	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
対する普及推進・	対する普及推進・	機関に対する普及	資機関による農業融資の取組や、審査のポイント、保険事故の	初年度である平成30	>	_
利用促進の取組	利用促進の取組	推進・利用促進の	事例など、幅広い情報交換を実施した。	年度の取組を踏ま	_	
信用基金及び	信用基金及び	取組状況		え、農業融資への関		<その他事項>
農業信用基金協	農業信用基金協	· 農業団体等関係	○ なお、令和2年度から4年度までにおいては、コロナ禍のた	心を示す融資機関に	<その他事項>	_
会の信用補完機	会の信用補完機	機関との意見交換	め直接融資機関を訪問しての説明はできなかったが、融資機	重点化するなど、制	_	
能の発揮に向け	能の発揮に向け	回数:年3回以上	関からの照会に対する説明資料の送付やウェブ会議等の現地	度の利用促進に一層		
て、農業信用基金	て、農業信用基金	・ 銀行・信用金庫・	訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用して、コロナ禍にお	の効果が出るよう改		
協会と一体とな	協会と一体とな	信用組合等との意	いても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が	善した。		
って、融資機関等	って、融資機関等	見交換回数	図られるよう取り組み、基金協会が主催した県下融資機関等	コロナ禍におい		
関係機関への訪	関係機関への訪		を対象としたウェブ会議及び現地会議に出席し、制度説明を	て、ウェブ会議シス		
問等により積極	問等により積極	<評価の視点>	行った。	テムを活用するなど		

的行証及促施融資でくる備、保進し、資金本利よ作農制及取業関達度可環境度の機調制用う推りの利を等ら際幅との環境のの利を等ら際幅とののがでいます。

#### 【指標】

- 銀行·信用金 庫·信用金信用信用金 車・農 会協約(平成28年 関数末:のべ234機 関)
- 融資機関等 関係機関に対する普及推進・ 利用促進の取 組状況(意見交換回数等)

<想定される外部 要因>

> ・ 銀行・信用金 庫・信用組合等 との保証契約 は、信用基金が

的な情報交換を 行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利 に進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広 会利用可能とな

るよう環境の整

#### 【指標】

- 銀行・信用金 庫・信用組合等 と農業信用基 金協会との保 証契約締結機 関数
- 融資機関等 関係機関に対 する普及推進・ 利用促進の取 組状況
- ・ 農業団体等 関係機関との 意見交換回数: 年3回以上
- ・銀行・信用金庫・信用組合等 との意見交換回数

- 制度の普及推進・利用促進には、
- ① 基金自身の取組だけではなく、各都道府県の現場で利用者と直接に接する基金協会の活動が重要であること、
- ② 基金協会側からの要請があることを踏まえ、従前からの助成事業を拡充等することとしたものである。
- ・ 具体的には、各基金協会が行う普及推進等のための活動に要する経費(例えば、訪問に要する移動経費、パンフレット・ホームページの作成経費など)に対し、幅広く助成対象にするとともに、債務保証の引受実績等に応じて助成を行うなど、基金協会がそれぞれの実態等に応じて柔軟に活動を展開できるようにしたところ。
- ・ 近年、基金協会は、低金利下での運用益の減少等による財政面での制約等から、十分な活動が行えない状況にあるが、本助成事業により、今後、各基金協会は、より積極的に普及活動等が展開できるようになることから、制度の利用促進に大きく貢献しうるものと考えている。
- 保証契約の締結状況については、平成30年度から令和4年度までの累計で、のべ32基金協会において、新たに37融資機関と保証契約を締結したところ。(令和4年度末時点でのべ280融資機関と契約。)

して基金協会と一体 となって制度の普及 推進・利用促進を図 るため、基金協会の 取組予定を把握し、 融資機関等に対して 制度の説明を行っ た。

基金協会の創意工 夫による普及推進等 の活動を促すため、 助成事業の見直しを 行った。

以上のとおり、中 期目標を達成したこ とから、Bとする。

<課題と対応>

\_

直接契約を締			
結するもので			
はなく、農業信			
用基金協会が			
締結するもの			
であることや			
融資機関の経			
営方針及び農			
業融資への取			
組方針によっ			
ては契約に至			
らない融資機			
関も存在する			
ことから、評価			
において考慮			
するものとす			
<b>る</b> 。			
【重要度:高】			
・ 法人経営体の			
増加や他産業か			
らの参入などに			
より、農業者等の			
資金調達につい			
て、多様な融資機			
関が利用される			
ようになってい			
ることから、農業			
者等が選択した			
融資機関の業態			
に関わらず同等・			
同質の保証を円			
滑かつ適切に提			
供することが必			
要となっている。			
信用基金・農業信			
用基金協会がそ			
れぞれの役割を			
踏まえつつ、農業			
信用保証保険制			
度の保険業務を			
行う全国組織で			
ある信用基金が、			
農業信用基金協			
会と一体となっ			
て、銀行、信用金			
庫、信用組合等に			

対する農業信用			
保証保険制度の			
普及推進・利用促			
進の取組を行い、			
上記の保証契約			
の拡大等を図る			
ことが重要であ			
るため。			

第1-1-(2) 農業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

### 2. 主な経年データ

۷. ـ									
主要	なアウトプット(ア	ウトカム)情報							
	指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資	金の保険料率(保証	保険)							
特定資金	農業経営改善資金	-	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	
貝立	農業経営維持資金	_	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	年0.34%	
農業施	設資金	ı	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	年0.18%	
農業運	転資金	_	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	
農家紹	済安定施設資金		年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	
農家生	活改善資金	_	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	

(注)上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	、業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
(2) 適切な保険料	(2) 適切な保険料	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A	
率・貸付金利の設	率・貸付金利の設	なし	ア 適切な水準の保険料率の設定	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>	
定	定		○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実	保険料率算定委員	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計	
ア 保険料率に	ア 保険料率に	<その他の指標>	態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスク	会等において、毎年	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確	
ついては、適正	ついては、適正	なし	を勘案した適切な水準の保険料率を設定した。	度、保険料率水準の	に実施することはもと	に実施することはもと	
な業務運営を	な業務運営を		i ) 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検及	点検等を行い、平成	より、適切な保険料率	より、適切な保険料率の	
行うことを前	行うことを前	<評価の視点>	び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。 ┃31年3月及び令和2 ┃の設定に資する取組と		設定に資する取組とし		
提として、農業	提として、農業	業務収支の状況や保	○ 平成30年度の料率算定委員会(平成30年12月開催)の結   年3月に業務方法書   して、借入者の信用リ		して、借入者の信用リ	て、借入者の信用リスク	
の特性を踏ま	の特性を踏ま	険事故の発生状況の	果は以下のとおり。		スクに応じた保険料率	に応じた保険料率の導	
えつつ、リスク	えつつ、リスク	実態等を踏まえ、料	a 保険料率水準の点検結果	料率の改正を行っ	の導入について、中期	入について、中期目標に	
を勘案した適	を勘案した適	率の点検は行われて	・ 農業経営改善資金及び農業経営維持資金について	た。	目標において指示した	おいて指示した期限よ	
切な水準に設	切な水準に設	いるか	は、収支均衡が見通される理論値(以下「収支均衡料	適切な貸付金利に	期限よりも早期に導入	りも早期に導入し(2年	
定する。	定する。	信用リスク評価の精	率」という。)が現行保険料率を上回っているが、資	ついては、市中金利	し(2年前倒して令和	前倒して令和元年度に	
その際、収支	その際、収支	緻化による保証・保	金の政策性等を踏まえて、据置き。	等を考慮し、日本銀	元年度に導入、2年度	導入、2年度より適用)、	
均衡に向けて、	均衡に向けて、	険料率の導入に向け	・ 農業運転資金については、収支均衡料率と現行保険	行が公表する預入期	より適用中)、4年度も	令和2年度以降も継続	
業務収支の状	業務収支の状	た取組は行われてい	料率が同水準であることから、据置き。	間ごとの利率に2分	継続見込である。	した。	
況や保険事故	況や保険事故	るか	・ 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活	の1を乗じて得た利	このことにより、農	このことにより、農業	
の発生状況の	の発生状況の	基金協会に対する貸	改善資金については、収支均衡料率が現行保険料率を	率に設定した。	業者の負担する保険料	者の負担する保険料率	
実態等を踏ま	実態等を踏ま	付金利は、適切な水	下回っており、資金全体の収支均衡料率との差が約2	加えて、借入者の	率の軽減効果が早期に	の軽減効果が早期に発	

え、毎年度、料 率算定委員会 において保険 料率水準の点 検を実施し、必 要に応じて、保 険料率の見直 しを行う。

<目標水準の考え 方>

・ 保険料率に ついては、収 支相等の原則 に基づいて設 定することを 基本として、 保険料率水準 の点検を毎年 度実施すると ともに、必要 に応じて見直 すことが適 当。

#### 【重要度:高】

- 保険料は、保 険事業を継続 的・安定的に実 施するための 不可欠の要素 であり、業務収 支の均衡に向 けてその水準 について不断 の見直しを行 うことが重要 であるため。
- イ 信用リスク に応じた保証・ 保険料率につ いて、農業の事 業の特性を踏 まえつつ、借入 者の信用リス ク評価の精緻 化(デフォルト 率の算定)によ

え、毎年度、料 準に設定されている 率算定委員会 │ か

において保険

料率水準の点 検を実施し、必 要に応じて、保 険料率の見直 しを行う。 イ 信用リスク

に応じた保証・ 保険料率につ いて、農業の事 業の特性を踏 まえつつ、借入 者の信用リス ク評価の精緻 化(デフォルト 率の算定)によ る保証・保険料 率の導入に向 けて検討を進 める。

検討に当た っては、取組を 開始した平成 27年度から蓄 **積された借入** 者の与信デー 夕を分析して、 農業信用基金 協会等と連携 を図りつつ、中 期目標期間の 最終年度まで に、システム構 築を計画的に 行う。

ウ 農業信用基 金協会に対す る貸付金利に ついては、貸付 目的、市中金利 等を考慮した 適切な水準に 設定する。

割であることから、約2割の引下げ。

- b 優遇料率(※1)及び災害特例保険料率(※2)につ いての検証
- ① 優遇料率については、その適用による保険料収入減 に係る負担が今後増加していくことが見込まれるた め、借入者の信用リスクに応じた保険料率を速やかに 導入して、これに代替えさせるべき、
- ② 災害特例保険料率については、基金協会が行う保証 料率の引下げ幅に応じて変動させ、また、激甚災害以 外の災害にも適用する、

との結果となったことから、①優遇料率については令和 2年4月から廃止、②災害特例保険料率については平成 31年4月から基金協会が行う保証料率の引下げ幅等に 応じて変動させるとともに激甚災害以外の災害にも適 用することとした。

- (※1)直近3期分の決算書等のデータを基にしてスコア リングを行い、一定の要件を満たす者を対象に適
- (※2)激甚災害等の被災農業者が農業経営の再建を図る 場合に適用。
- 令和元年度の料率算定委員会(令和元年11月及び2年1 月開催) の結果は以下のとおり。
  - a 保険料率水準の点検結果(令和元年11月) 令和2年度からの信用リスクに応じた保険料率の導 入に向け、基金協会を交えた議論の結果、
  - (1) 農業近代化資金等について、デフォルト率に基づく 信用リスクに応じた保険料率を導入し、保険料率区分 を低・中・高の3区分とする、
  - ② 農業施設資金及び農業運転資金について、現行の平 均適用料率より0.02%引下げる

等との合意が得られた。

当該合意に沿って設定する新たな保険料率の水準は、 元年度理論値と近似値であり適当。

- b 保険料率水準の点検結果等(令和2年1月)
  - 農業運転資金のうち家畜等購入育成資金は、近年事 故率が低くなっていることを踏まえ、保証保険全体の 収支均衡へ影響を及ぼさない範囲で、かつ、最も低位 の料率とすることが適当。
  - ・ 融資保険については、従来の取扱いどおりとするこ とが適当。
  - ・ 住宅ローンと目的型ローン等との併せ貸し資金(※ 3) については、住宅ローン中心の貸付金であること から、住宅ローン単体の保険料率と同じ農家経済安定 施設資金の保険料率を引き続き適用していくことは 差し支えない。

デフォルト率に基づ く信用リスクに応じ た保険料率の設定に ついては、借入者す べての財務データが 揃えられ、デフォル ト率の算定が可能で あり、同一資金にお ける公平性が確保さ れる農業近代化資金 等3資金について、 中期目標で指示され ている期限より2年 前倒しし、令和2年 度から導入した。こ れに伴い、基金の農 業保証保険システム を改修して、導入以 降に引き受けた全案 件に適用した。

また、次期中期目 標期間で資金の収支 状況、資金間の収支 バランスを踏まえた より望ましい保険料 率体系を導入するこ ととし、その体系の 導入に向けた検討課 題について、同委員 会において論点整理 を行い、基金協会と 情報を共有すること によって、将来的に 継続的安定的な制度 運営が可能となる財 務基盤の確立に向け た道筋をつけた。

以上のとおり、中 期目標を上回る水準 の取組を行ったこと から、Aとする。

<課題と対応> 令和2年度~4年 度の料率算定委員会 で課題と整理した事 発現しており、所期の 目標を大きく上回って 達成したと認められる ことから、「A」評価が 妥当である。

<指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方策

<その他事項>

現しており、所期の目標 を上回って達成したと 認められることから、 「A」評価が妥当であ

<指摘事項、業務運営上 の課題及び改善方策>

<その他事項>

る保証・保険料 (※3)他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残 項については、次期 率の導入に向 債務の借換資金を、住宅の新築、購入、借換資金 中期目標期間におい けて検討を進 等の借入と併せて貸し付ける資金をいう。 て、各資金において める。 バランスのとれたよ 検討に当た ○ 令和2年度の料率算定委員会(令和2年12月開催)の結 り望ましい保険料率 っては、蓄積し 果は以下のとおり。 の設定を考えていき た借入者の与 a 保険料率水準の点検結果 たい。 信データを分 資金全体の現行保険料率(0.16%)と収支均衡料率 析して、農業信 (0.15%) が近似値であり、また、制度全体の安定性の 用基金協会と 観点から、現行保険料率で据え置くことが適当。 連携を図りつ b 今後の課題として整理した事項 ・ 公庫転貸資金の大宗を占めるスーパー L 資金は農 つ、中期目標期 間の最終年度 業近代化資金より事故率が高く、青年等就農資金も相 までに、システ 当事故率が高いことから、今後事故率の状況によって ム構築を計画 は、必要に応じて、独立した区分の保険料率を設定す 的に行う。 ることも検討する。 <目標水準の考え ・ 個人向け住宅ローンの複数段階の保険料率設定に 方> 向けた検討については、全国統一保証審査システムの ・デフォルト 中でリスク計量化モデルが構築されることを待って 率の算定に当 検討することが適当。 たっては、一定 のデータ (財務 ○ 令和3年度の料率算定委員会(令和3年12月開催)の結 データ、デフォ 果は以下のとおり。 ルトデータ等) a 保険料率水準の点検結果 の蓄積が必要 資金全体の現行保険料率(0.16%)と収支均衡料率 であり、取組を (0.16%)が一致していることから、現行保険料率で据 開始した平成 え置くことが適当。 27年度から蓄 b 今後の課題として整理した事項 ・ 信用リスクに応じた保険料率 積されたデー タを基に、計画 「信用リスクに応じた保険料率」については、結果 的なシステム として料率のバランスが崩れる形となっており、この 構築及び精緻 ような料率体系を維持し続けることは、保険設計とし て望ましいものとは言えず、次の中期目標期間以降、 化モデルの試 行期間を踏ま より望ましい料率設定のあり方を検討する必要。 えると、最終年 生活資金の保険料率 生活資金については、保険料率の引き下げを求める 度までの導入 基金協会からの強い意見があり、今後の農業資金の保 が適当。 険料率の検討とセットで生活資金の料率検討を行う <想定される外部 要因> 必要。 ・ 借入者のデ · 公庫転貸資金 フォルトは、経 公庫資金については、公庫が直接貸し付ければ保証 済情勢、国際環 料が不要であるにもかかわらず、JA等による転貸と して基金協会保証とすることにより農業者に保証料 境の変化、災害 の発生、法令の 負担が発生する構造となっているが、政策資金制度の 変更等の影響 あり方としてこれで良いのか。

銀行等案件

を受けるもの

で入ス緻めフタま想めてのあ者ク化にオのな定評を必ル蓄いさ評慮するの評を必ル蓄いさ評慮する。対象をでいるなが、用のうなデがとるおるのが、用のうなデがとるおるのが、ののでは、

#### 【重要度:高】

・ 信用リスク 評価の精緻化 による保証・保 険料率の設定 の取組は、農業 者等の経営努 力を保証・保険 料に反映する ためのもので あり、農業者等 の自主性と創 意工夫を活か した経営改善 の取組を支援 する重要なも のであるため。

ウ 農業信用基金協会に対す

る貸付金利に

ついては、貸付目的、市中金利

等を考慮した

適切な水準に

設定する。

銀行等の融資案件については、JA系統の融資案件 に比べて事故率も相当高くなっている。

今後とも銀行等民間金融機関を含めて制度を安定的に活用することができるようにしていくため、事故事例の分析等を通じて、なぜ事故率が高いのか、どうすれば事故率をJA系統の融資案件の水準まで引き下げていくことができるのか、などについて分析、検証していく必要。

- 令和4年度の料率算定委員会(令和4年12月開催)の結果は以下のとおり。
  - a 保険料率水準の点検結果

例年実施することとされている保険料率の点検については、資金全体の現行保険料率(0.15%)と収支均衡料率(3年度0.16%、4年度0.14%)がほぼ一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当としたが、毎年度の理論値を踏まえた保険料率見直しにとどまらず、保険料率体系全般を見直すことが必要と整理した

b 今後の課題として整理した事項

主務省から4年8月に示された「独立行政法人農林漁業信用基金の業務・組織全般の見直し」の内容が次期中期目標に盛り込まれるものと想定し、保険料率体系全体の見直しとなることから、基金協会の理解を得るだけでなく、主務省との十分な協議が必要となり、また、経過措置期間が必要となる可能性があることも想定し、早期に検討が開始できるよう、その検討を行うに当たって議論の素材となる論点を整理する必要があると考え、令和4年度中に論点を整理した。

具体的には、従来の保険料率体系の分析を行った結果、資金全体での収支は取れているものの、「生活資金 (農外事業資金を含む)、農業資金を合わせた資金全体で収支均衡を図っており、資金間の収支バランスが崩れている」ことなど、課題があることを認識した。

洗い出された従来の保険料率体系の課題に対し、早期 に検討が進められるよう、①考えられるより望ましい保 険料率体系の方向性及び②検討に当たって留意すべき と考えられる点について整理した。

c 銀行等案件の事故率に係る検証

4年度に事故率データの分析、検証を行うとともに、 基金協会(6協会)にヒアリングを行った。

今後は銀行等案件について保険事故率の低減を図る ために有益な取組を基金協会に情報提供を行っていく ことが必要。

d 災害特例保険料率に係る検証

災害特例保険料率については、第4期中期目標期間に 各基金協会に浸透してきたものと考えられるが、基金協 会の活用状況のバラつき等の課題を踏まえ、次期中期目 標期間において、より適確な運用となるよう制度を改 ii) 上記の料率算定委員会の結果については、農業信用保険 業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得ら れた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.iaffic.go.ip/whats kikin/unei/uneiiinkainou.html ○ 平成30年度及び令和元年度に行った保険料率の見直しは、 以上の各委員会での議論を経た上で、平成31年3月20日及び 令和2年3月25日にそれぞれ、これらを反映した改正業務方 法書に対する主務省の認可を受け確定した。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険 料率の設定については、借入者のすべての財務データが揃え られ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における 公平性が確保される農業近代化資金等3資金(※)について、 中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年 度から導入した。 ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興 開発金融公庫資金(農業改良資金及び青年等就農資金を 除く)並びに農業経営改善促進資金の3資金。 ○ なお、中期目標では、平成27年度から蓄積した与信データ を基にした取組が定められているが、平成30年度までに蓄積 された借入者の与信データに基づくシステム構築の可否を、 システム開発業者4社に確認したところ、これまでに蓄積し たデータだけではすべての農業者を網羅するモデルは構築 できないとの見解が示された。これを受け、目標期間中に信 用リスクに応じた料率の設計が着実に実現できるよう、基金 協会や主務省と協議しながら、迅速に対応方向を見直し、上 記の3資金についての導入を決定したところ。 ○ 上記について、令和2年1月に開催したリスク管理委員会 及び3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において 説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats kikin/unei/uneiiinkainou.html

	ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率 等について」(ただし、令和4年度は「預金種類別店頭表示金 利の平均年利率等」)における預入期間ごとの利率に2分の1 を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	

第1-1-(3) 農業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

## 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

土安はアプトノット()	土安なアプトノット(アプトガム)情報									
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
今期保険引受累計額① (百万円)	1	1, 755, 368	402, 440	820, 102	1, 212, 829	1, 593, 063	1, 974, 054			
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	ı	668	3	60	289	594	1, 266			
保険事故率(②÷(①× 保険てん補率))	中期目標期間中 の保険事故率: 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.09%			

3. 中期目標期間の	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(3) 保険事故率の	(3) 保険事故率の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
低減に向けた取	低減に向けた取	〇 中期目標期間中	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.09%	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
組	組	の保険事故率:	であり、定量的指標(0.15%以下)を達成した。	中期目標期間中の	本項目は定量評価項	中期目標及び中期計
中期目標期間	中期目標期間	0.15%以下		保険事故率は、令和	目であり、保険事故率	画に基づく取組を適確
中に保険契約を	中に保険契約を		アー適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	4年度末で0.09%で	の目標値の達成度合が	に実施することはもと
締結した案件の	締結した案件の	<その他の指標>	○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。	あり、定量的指標	120%以上であること	より、保険事故率の低減
保険事故率が抑	保険事故率が抑	なし	・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議529件(平成30年度	(0.15%以下) の達	から、「A」評価が妥当	に資する取組として、令
制されるよう、以	制されるよう、以		~令和4年度累計)	成度合が120%以上	である。	和2年度以降、法人が独
下の取組を行う。	下の取組を行う。	<評価の視点>	・ 大口保険引受案件の事前協議1,171件(平成30年度~令	となった。		自に、①これまでの事故
ア 農業信用基	ア 農業信用基	保険事故率の低減に	和4年度累計)の全件 保険事故率が抑制 <指摘事項、業務運営   引		事例を分析し、引受段階	
金協会におい	金協会におい	向けて、基金協会と	・ 大口保険金請求案件の事前協議36件(平成30年度~令和   されるよう、基金協   上の課題及び改善方策		から期中管理段階まで	
て適正な引受	て適正な引受	の協議、融資機関と	4年度累計)の全件	会との事前協議等を	>	の教訓を整理したカル
審査や代位弁	審査や代位弁	の適切なリスク分		確実に実施したほ	_	テを作成して各基金協
済が行われる	済が行われる	担、期中管理等の取	○ 研修会の実施	か、部分保証等の効		会に共有するとともに、
よう、農業信用	よう、農業信用	組は行われているか	基金協会の保証審査能力の向上に資するため、平成30年8	果検証や、要管理先	<その他事項>	②各基金協会の期中管
基金協会の保	基金協会の保		月、令和元年9月及び令和4年9月に基金協会向けの研修会	案件等について基金	_	理等の活動への助成事
証要綱等の制	証要綱等の制		を開催した。なお、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍	協会等と連携して状		業(例えば、基金協会が、
定・改正に伴う	定・改正に伴う		のため開催を中止した。	況把握を行った。		延滞中の借入者や償還
協議並びに大	協議並びに大			これらに加えて、		条件変更等に関する融
口保険引受案	口保険引受案		○ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議の見直し	基金協会に対し、事		資機関との協議を実施
件及び大口保	件及び大口保		基金協会との保証要綱等の協議について、令和2年4月か	故率の低減に向けた		する際に活用)を実施し
険金請求案件	険金請求案件		ら、①全国統一の融資要項における最終償還時年齢や貸付上	取組への助成事業を		た。
の事前協議を	の事前協議を		限額等の条件と同一(条件を強化する場合を含む。)、②各保	令和2年度から実施		このことにより、定量
全件について	全件について		証要綱等の表記の統一、③大勢に影響のない表記の変更等の	し、基金協会が、より		評価においても保険事

場合は、協議ではなく通知による処理とした。 柔軟かつ積極的な取 故率の目標値の達成度 確実に実施す 確実に実施す る。 さらに、現在の保証要綱等の制定・改正の内容が、全国統 組を行えるように 合が 120%以上となった イ 融資機関と イ 融資機関と 一の融資要項と同一(同等、条件強化)の場合等における信 し、また、保険事故率 ことから、「AI評価が妥 の適切なリス の適切なリス 用基金への「通知」について点検した結果、基金協会の事務 低減に向けた方策の 当である。 ク分担を図る ク分担を図る 負担を軽減するため不要とし、代替措置として、保険事故発 拡充として、信用基 との観点から、 との観点から、 生通知時に、一定の規模以上の案件について、県版の融資要 金が主体的に取り組 <指摘事項、業務運営上 項の範囲内となっているかどうかを確認するよう、農業保証 むことができる手段 農業者等の負 農業者等の負 の課題及び改善方策> であり、保険事故の 担や国庫負担 担や国庫負担 保険取扱要領の変更を令和5年3月に行い令和5年4月か の増加を避け の増加を避け らの協議に適用した。 発生の抑制に一定の <その他事項> ることに留意 ることに留意 この見直しにより、基金協会の事務負担の軽減を図り、保 効果を発揮している しつつ、現在実 しつつ、現在実 証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な 大口保険保証引受事 施している部 施している部 案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制される 前協議に、引受条件 分保証やペナ 分保証やペナ よう措置した。 等内部基準を設定 ルティー方式 ルティー方式 し、令和4年4月1 (代位弁済時 (代位弁済時 ○ 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲の見直し 日から適用した。 等に一定額を 等に一定額を 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲について、事前協 以上のとおり、中 融資機関が負 融資機関が負 議の定着状況、事故率等を考慮し、また、審査の迅速化に資 期目標を上回る水準 の取組を行ったこと 担する方式)等 担する方式)等 するよう、以下の見直しを実施した。 の方策につい の方策につい ・ 平成30年10月から、近代化資金等について、引受後保険 から、Aとする。 て導入効果を て導入効果を 価額残高1億円から2億円に引き上げた。 毎年度検証す 毎年度検証す ・ 令和元年8月から公庫資金(負債整理関係資金を除く) <課題と対応> るとともに、必 るとともに、農 について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残高5千 業信用基金協 万円から2億円に引き上げた。 要に応じて方 策を拡充する。 会との意見交 ・ 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い ウ 農業信用基 換等を行うな 状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所 金協会及び融 ど連携を深め 要の財務条件を満たす案件は事前協議対象外とし、事業性 資機関と連携 つつ、必要に応 資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前 を強化し、大口 じて方策を拡 協議の対象外とした。 保険引受先を 充する。 中心に現地協 ウ 農業信用基 大口保険引受案件の事前協議の見直し 議の実施や期 金協会及び融 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少によ 中管理を通じ 資機関と連携 り、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農 を強化し、大口 業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険として て、必要に応じ 農業信用基金 保険引受先を のリスク分散が、以前より難しくなってきていること等を踏 協会が行う期 中心に現地協 まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金 中管理の改善 議の実施や期 が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発 中管理を通じ 牛の抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保 を求めるなど、 険引受の事前協議について、その審査に当たって適用する 保険事故の未 て、必要に応じ 然防止に努め 農業信用基金 「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」を策 る。 協会等が行う 定し、経営・財務状況に着目した審査を充実させることとし、 【指標】 期中管理の改 令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用し 〇 中期目標期 善を求めるな た (農業資金の事前協議116件に適用)。 間中の保険事 ど、保険事故の 令和4年度の業務運営の検証委員会において、「大口保険 未然防止に努 保証事前協議における引受条件等内部基準」の運用状況を検 故率(直近5年 の平均実績: める。 証したところ、その位置付け、考え方を含めて基金協会の理

解が深まり、基金協会にとって保険引受についての予測がつ

0.15%)

【指標】

<想定される外部	〇 中期目標期	くといった「大口保険保証事前協議における引受条件等内部	
要因>	間中の保険事	基準」設定において当初目指していたとおりの効果が出てい	
・ 保険事故に	故率:0.15%以	るものと確認し、運用開始から間もないことでもあり、現行	
ついては、経済	下	の基準を引き続き適用し、今後の運用状況を検証していくこ	
情勢、国際環境		ととした。	
の変化、災害の		大口保険保証の事前協議案件審査に当たっては、令和4年	
発生、法令の変		3月に農業者の経営・財務状況に着目した審査(稟議)の着	
更等の影響を		眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査	
受けるもので		マニュアル」を活用して取り組んだ。	
あるため、評価		また、令和4年度においては、勉強会を4基金協会と実施	
において考慮		し、信用基金の審査の着眼点を紹介することにより基金協会	
するものとす		と認識を共有するとともに、今後の事前協議の際に信用基金	
3 0 0 0 C 9 1 る。		の審査に必要な情報を予め基金協会の保証引受審査の段階	
నం		で整理いただくよう依頼した。	
		で発生いたにくよう依頼した。	
		○ 十口保険会議式安性の事前物業の見方!	
		○ 大口保険金請求案件の事前協議の見直し エポックには日本により、(別覧会会社)の選択機会が関するよう。	
		平成30年10月より、保険金支払の適切性を確保するため、	
		大口保険金請求案件の事前協議について、設備資金の使途を	
		確認するための疎明書類(領収書の写し、振込依頼書の写し	
		等)により信用基金においても設備資金の使途確認を行い保	
		険事故の抑止効果を促した。	
		イ 融資機関との適切なリスク分担	
		○ 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している	
		部分保証やペナルティー方式等のリスク分担方策について、	
		その導入効果の検証を行った。	
		中期目標期間における令和4年度の同委員会の結果は以	
		下のとおり。	
		・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は	
		認められるものの、	
		① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に	
		限られている、	
		② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわず	
		かで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」	
		という意見がある	
		など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服す	
		るのは困難なため、上記のとおり大口保険引受案件の事前	
		協議を行った。	
		・ 主務省から信用基金に対し、利用者の利便性の向上と信	
		用基金の事務処理の透明性を確保するため、標準処理期間	
		の精査及び設定を検討するよう指示。第4期中期目標期間	
		の事務処理を精査したうえで、第5期中期目標期間につい	
		ては、	
		① 大口保険引受の事前協議については、標準処理期間を	
		新たに設定	
		② 保険金支払審査、保険通知等の従来から標準処理期間	
		○ №以を入り日日へを以びをはなって、「は、」とは、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」、「は、」、「は、」	

が定められている事務については、引き続き同様に標準 処理期間として設定 するとの方向で検討。 ・ 令和4年度から、信用基金として開始した、要管理特定 事前協議被保証者の期中管理方針の報告書について期中 管理を強化する取組を検証。要管理特定事前協議被保証者 のうち要管理先以下とされた者を対象に、各基金協会に行 ってもらった格付区分の9割以上は適当な格付区分とな っていた。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、毎年度2 ~3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説 明・意見交換を行い、理解が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.iaffic.go.ip/whats kikin/unei/uneiiinkainou.html ○ 部分保証の引受実績は、647件(平成30年度~令和4年度 累計)。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実 ○ 毎年7月末までに、保証保険については、のべ155基金協 会から、要管理特定事前協議被保証者のべ656者(平成30年 度~令和4年度累計)の財務状況等を踏まえた期中管理方針 の報告を受け、また、融資保険については、のべ31融資機関 から、全貸付先のべ67者(平成30年度~令和4年度累計)の 直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を 行った。令和3年度までは、この結果に対して期中管理の改 善を求める事案はなかったが、令和4年度は的確な期中管理 の実施により保険事故率の低減に努めるため、新たに信用基 金が定めた統一的な判断基準に基づく「格付区分」とその対 応策を基金協会に求めることとし、保証保険については、23 基金協会、要管理特定事前協議被保証者61者、融資保険につ いては、6融資機関から、全貸付先14者について報告を受け 格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。 ○ 現地協議等を実施したのべ34基金協会(平成30年度~令和 4年度累計)において、要管理特定事前協議被保証者のうち 経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確 認した。 ◇ 上記ア~ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組と して、最近の大口保険事故事例を中心に、 1. 保証(保険)事故までの経緯 2. 保証(保険)引受けに問題はなかったか

3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受使関から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。 また、令和2年度からこのカルテを活用したウェブ勉強会を計11回、のべ14基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。  ◇ また、令和2年度には基金協会の要請を踏まえて各基金協会が行う保険事数率の低減に向けた取組に対する助成事業の見直しを行い、大口保証たの情報収集・管理に要する経費や審査能力向上のための資格取得に要する経費など幅広へ助成事業の対象とした。 これにより、要員不足等の制約から十分な活動が行えない基金協会が限られた要員の中でも各々の実態等に応じて柔軟に取組を展開できるようになり、令和2年度以降は同事業を活用して、 ① 個人信用情報機関への照会等の信用調査② 融資機関同行巡回 ③ 早期延滞解消等のための3者協議などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。
---

第1-1-(4) 農業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

## 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王安なアプトノット(アプトガム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
回収金収入実績(百万円)	_	2,722	2, 395	2, 681	1,911	2,097	1,863			
回収向上に向けた取組の実施	布状況									
回収実績の進捗管理実 施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回	8回	12回			
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	(※1) 6回	14回	11回			
会議・研修の開催回数	年1回以上	1 🗇	1 🛽	1 🗇	(※2) 0回	(※4) 0回	(※6) 1回			
農業信用基金協会が行 う管理・回収のための 会議への出席回数	年3回以上	30	30	30	(※3) 0回	(※5) 0回	(※7) 7回			
大口求償債務者の現況 調査の実施回数	年1回以上	1回	1 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🛭			

3. 中期目標期間の	C. FALMANDANAMEN GEING BILL NUMARI MENGELEN MACE EIN ALEGO GI M									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)				
(4) 求償権の管理・	(4) 求償権の管理・	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A				
回収の取組	回収の取組	なし	〇 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>				
農業信用基金	農業信用基金		収原資の状況及び回収方針について、のべ47基金協会(平成30	回収実績の進捗管	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計				
協会の求償権の	協会の求償権の	<その他の指標>	年度~令和4年度累計)と対面又はウェブによる協議を実施	理や基金協会との協	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確				
行使による回収	行使による回収	〇 回収向上に向け	した。令和2年度はコロナ禍で現地協議ができず、ウェブへの	議を着実に実施し	に実施することはもと	に実施することはもと				
については、回収	については、回収	た取組の実施状況	切り替えに時間を要したため、予定先数を下回った(※1)が、	た。令和2年度以降	より、求償権の管理・回	より、求償権の管理・回				
実績の進捗管理	実績の進捗管理	・ 回収実績の進捗	3年度以降は、カルテを活用したウェブ勉強会にあわせて求	は、コロナ禍で対面	収に資する取組とし	収に資する取組として、				
や農業信用基金	や農業信用基金	管理実施回数:年	償権の回収向上についても協議を行い、実施先数を増やした。	による協議等の実施	て、令和2年度以降、法	令和2年度以降、法人が				
協会との現地協	協会との現地協	8回以上		が困難となったた	人が独自に、各基金協	独自に、各基金協会が行				
議の実施等、回収	議の実施等、回収	・ 現地協議の実施	〇 事業計画における回収納付額が5千万円以上の基金協会を	め、書面、ウェブ会議	会が行う求償活動への	う求償活動への助成事				
向上に向けた取	向上に向けた取	先数:年8先以上	対象に内容照会を毎年度行い、求償権の回収努力・促進を依頼	システム等を活用し	助成事業(例えば、サー	業(例えば、基金協会が、				
組を着実に行う。	組を着実に行う。	・ 会議・研修の開	した。	て可能な限り協議を	ビサーへの回収委託や	サービサーへの回収委				
【指標】	【指標】	催回数:年1回以		実施した。	弁護士への依頼を実施	託や弁護士への依頼を				
〇 回収向上に	〇 回収向上に	上	〇 各基金協会の回収納付事業計画額と納付実績額との対比を	これらに加えて、	する際に助成)に取り	実施する際に助成)に取				
向けた取組の	向けた取組の	· 農業信用基金協	毎年度行い、対面又はウェブによる協議等を利用して進捗管	令和2年度には基金	組んでいることから、	り組んでいることから、				
実施状況 (回収	実施状況	会が行う管理・回	理を行った。	協会に対する助成事	「A」評価が妥当であ	「A」評価が妥当であ				
実績の進捗管	・ 回収実績の	収のための会議へ		業の見直しを行い、	る。	る。				
理状況、現地協	進捗管理実施	の出席回数:年3	〇 求償権の回収向上に資するため、平成30年10月及び令和元	同事業を活用してサ						
議実施状況、会	回数:年8回以	回以上	年10月に基金協会向けの研修会を開催した。令和2年度以降	ービサーへの回収委	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上				
議・研修等開催	上	<ul><li>大口求償債務者</li></ul>	は、コロナ禍で開催を中止した(※2、4、6)が、代替措置	託、コンビニ収納代	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>				
状況等)	・現地協議の	の現況調査の実施	等として、2年度には書面による求償権管理回収事例に対す	行サービスの利用、	>	_				

実	施先数:年8	回数:年1回以上	る弁護士の法務相談を、3年度には信用基金のホームページ	回収専門員の設置な	_	
十 先	以上		内の会員専用ページ掲載によるサービサーを有効活用した求	どの効率的な求償権		<その他事項>
•	会議・研修の	<評価の視点>	償権管理回収事例の紹介等を実施した。また、4年度にはウェ	の管理・回収の取組	<その他事項>	_
開	催回数:年1	求償権の回収向上に	ブによる事務手続に関する説明会を開催した。	が各基金協会の実態	_	
	]以上	向けて、回収実績の		等に応じて強化され		
	農業信用基	進捗管理、基金協会	○ 基金協会の各地区において開催される管理・回収会議に出	た。		
金	協会が行う	との現地協議等の取	席し、求償権の回収促進を依頼した。令和2年度以降はコロナ	以上のとおり、中		
	理・回収のた	組は行われているか	禍で書面による開催や開催そのものが見送り又は中止となっ	期目標を上回る水準		
め	の会議への		た(※3、5、7)ため、代替措置として基金協会から「大口	の取組を行ったこと		
出	出席回数:年3		求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を	から、Aとする。		
	以上		受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件			
_	大口求償債		について、基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権	<課題と対応>		
	者の現況調		の回収努力・促進を依頼した。	_		
	の実施回数:					
	1回以上		○ 令和2年度から、基金協会の要請を踏まえて、基金協会が行			
	1 113/11		う求償権の管理・回収の取組に対する助成事業の見直しを行			
			い、外部委託を活用した効率的な求償権の管理・回収の取組に			
			要する経費など幅広く助成事業の対象とした。			
			これにより、要員不足等の制約から十分な活動が行えない			
			基金協会が、限られた要員の中でも各々の実態等に応じて柔			
			軟に取組を展開できるようになり、令和2年度以降は同事業			
			新に収益を展開してある。アになり、 P和と平皮以降は円事業 を活用して、			
			① 強制執行 (競売、債権差押等)、支払督促等の法的措置の			
			実施			
			7 4120			
			② サービサー回収委託			
			③ 弁護士への依頼			
			④ コンビニ収納代行サービス			
			⑤ 回収専門員の設置			
			などの求償権の管理・回収の取組強化が行われた。			
			特にサービサー回収委託については、当初は21基金協会の			
			みの取組であったが、助成事業の実施により回収困難な求償			
			権に対しては積極的に外部委託を活用して回収を図る取組が			
			基金協会に浸透し、見直し実施後3年目となる令和4年度に			
			は30基金協会にまで増加しており、助成事業を継続して実施			
			することによる求償権回収の取組強化の効果が発揮された。			

第1-1-(5) 農業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

## 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王安なアプトノット(アプトガム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	40	2回			
農業者等の全国団体等と の情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回			
銀行・信用金庫・信用組 合等の全国団体等との情 報・意見交換回数	年2回以上	1 🛭	30	5回	0回	0 🛛	2回			
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回	45回			
相談窓口の開設回数	_	_	4回	6回	7回	12回	13回			

3. 中期目標期間の勢	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(5) 利用者のニー	(5) 利用者のニー	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
ズの反映等	ズの反映等	なし	○ 利用者に対するアンケートや意見募集を、以下のとおり15	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
農業信用保証	農業信用保証		回(平成30年度~令和4年度累計)行った。	制度に関する調	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
保険制度の利用	保険制度の利用	<その他の指標>	① 基金協会に対して、	査・意見募集・情報交	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
者の意見募集を	者の意見募集を	〇 利用者ニーズの	・ 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための調査	換を通じて利用者の	に実施していることか	に実施していることか
幅広く定期的に	幅広く定期的に	反映等状況	(2回)	ニーズを把握すると	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
行うとともに、融	行うとともに、融	・ 利用者へのアン	・ 代弁回収に関するサービサーの利用実態と基金へのニ	ともに、災害発生時	ある。	る。
資機関や農業者	資機関や農業者	ケート調査による	ーズを把握するための調査(1回)	等には相談窓口を開		
等の全国団体等	等の全国団体等	意見募集回数:年	・ 融資機関と保証機関の適正なリスク分担について、今後	設し、基金協会等と	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
との情報及び意	との情報及び意	2回以上	の取扱いの検討に関する調査(1回)	連携して対応してお	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
見交換を通じて、	見交換を通じて、	・ 農業者等の全国	・ 令和2年度から導入した農業者の信用リスクに応じた	り、中期目標を達成	>	_
本制度に関する	本制度に関する	団体等との情報・	保険料率に伴う基金協会の保証料率の改定状況調査(1	したことから、Bと	_	
利用者のニーズ	利用者のニーズ	意見交換回数:年	回)	する。		<その他事項>
を把握し、業務運	を把握し、業務運	3回以上	<ul><li>農家経済安定資金及び農家生活改善資金の保証上限額</li></ul>		<その他事項>	_
営への適切な反	営への適切な反	・ 銀行・信用金庫・	の実態調査(1回)	<課題と対応>	_	
映と本制度の円	映と本制度の円	信用組合等の全国	・ 農業経営構造の変化等を踏まえた農業信用保証保険の	_		
滑な運営を図る	滑な運営を図る	団体等との情報・	対応の考え方に係る意見募集(2回)			
ために必要な運	ために必要な運	意見交換回数:年	・ 農業プロパー資金保証引受審査時のチェック方法に関			
用の見直しを行	用の見直しを行	2回以上	する調査(1回)			
うほか、災害発生	うほか、災害発生	· 農業信用基金協	・ 大口保険保証の事前協議に標準処理期間を設定するこ			
時等に必要に応	時等に必要に応	会との情報・意見	と及び保険金支払い等の処理に事務処理スケジュールの			
じて相談窓口を	じて相談窓口を	交換回数:年5回	目安を設けることについて意見聴取(1回)			

開設し、農業信用	開設し、農業信用	以上	・ 大口保険保証事前協議の様式の見直し案について意見		
基金協会等と連	基金協会等と連	・ 相談窓口の開設	聴取(1回)		
携して対応する。	携して対応する。	回数	② 農協及び銀行等融資機関に対して、		
【指標】	また、相談や苦情		・ 保証保険制度や農業融資に対する意識等を把握するた		
〇 利用者ニー	等に対して適切	<評価の視点>	めの調査(2回)		
ズの反映等状	に対応する。	制度の利用者のニー	③ 基金協会及び融資機関に対して、		
況 (意見募集や	【指標】	ズを把握し、業務運	・ 事故率が高い特定資金 (公庫転貸資金、畜特資金) の融		
情報·意見交換	〇 利用者ニー	営に反映させる取組	資実態調査(2回)		
等の実施状況、	ズの反映等状	は行われているか			
相談窓口開設	況		○ 制度に関する利用者のニーズを把握する等のため、以下の		
回数等)	・ 利用者への		とおり191回(平成30年度~令和4年度累計)の意見交換等を		
	アンケート調		行った。		
	査による意見		① 農業者等及び銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等		
	募集回数:年2		(38回)		
	回以上		農業法人協会、中央畜産会、融資機関の全国団体等と幅広		
	<ul><li>農業者等の</li></ul>		く意見交換を行った。		
	全国団体等と		② 基金協会(153回)		
	の情報・意見交		基金協会の各地区ブロック会議、全国常務者会議、全国代		
	換回数:年3回		表者会議等において意見交換を行った。		
	以上		このうち第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組		
	・ 銀行・信用金		として、ガイドラインを設定するに当たっては、令和3年6		
	庫·信用組合等		月の全国常務者会議での説明以降、全ての基金協会を対象		
	の全国団体等		にした意見募集を行うとともに、複数回意見交換を行った		
	との情報・意見		基金協会を含めてのべ14基金協会と意見交換を行った。		
	交換回数:年2				
	回以上		○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影		
	· 農業信用基		響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の		
	金協会との情		償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した(平成30年		
	報·意見交換回		度~令和4年度累計42回)。		
	数:年5回以上				
	・ 相談窓口の				
	開設回数				

第1-1-(6) 農業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

## 2. 主な経年データ

2. 土な栓井アータ								
主要なアウトプット(ア	プウトカム)情報							
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	_	1 🛭	1 🛛	1 🛭	1 🛭	1 🛭	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険 料徴収	37日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	月3回(5のつく日)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(6) 事務処理の適	(6) 事務処理の適	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
正化及び迅速化	正化及び迅速化	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
利用者の手続	利用者の手続		〇 大口保険引受案件の事前協議について審査の迅速化に資	標準処理期間内の	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
面での負担の軽	面での負担の軽	<その他の指標>	するよう、以下の見直しを行った。	事務処理を達成する	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
減や業務の質的	減や業務の質的	〇 業務処理方法に	・ 平成30年4月から審査方法を見直し、資金使途、業績、	とともに保険料及び	に実施することはもと	に実施することはもと
向上を図るため、	向上を図るため、	ついての点検及び	返済能力等一定の要件を満たす場合に計画の実現可能性	貸付金利息の徴収並	より、事務処理の適正	より、事務処理の適正化
次の事項を実施	次の事項を実施	見直しの実施状況	に係るヒアリングを省略することとした。	びに貸付金の回収に	化及び迅速化に資する	及び迅速化に資する取
し、適正な事務処	し、適正な事務処	・ 業務処理方法に	・ 事前協議対象範囲について、	関して、事務処理の	取組として、法人が独	組として、令和3年度
理を行うととも	理を行うととも	ついての点検及び	① 平成30年10月から近代化資金等について、引受後保	ミスが発生している	自に、「大口保険保証の	に、法人が独自に、「大口
に、その迅速化を	に、その迅速化を	見直しの検討:年	険価額残高1億円から2億円に引き上げた。	が適切な対処を行っ	事前協議に係る審査マ	保険保証の事前協議に
図る。	図る。	1回以上	② 令和元年8月から公庫資金(負債整理関係資金を除	ていることに加え、	ニュアル」を策定し、各	係る審査マニュアル」を
アー保険引受、保	ア 保険引受、保	・ 業務処理方法に	く)について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残	大口保険引受案件の	基金協会との間で当該	策定し、各基金協会との
険金支払等の	険金支払等の	ついての見直しの	高5千万円から2億円に引き上げた。	事前協議について、	マニュアルに基づく事	間で当該マニュアルに
各業務につい	各業務につい	実施状況	③ 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低	利用者の手続面での	務処理の標準化を行っ	基づく事務処理の標準
て、利用者の利	て、利用者の利	〇 担当部署及び会	い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金について	負担の軽減に資する	たことにより、法人の	化を行ったことにより、
便性の向上等	便性の向上等	計部署における点	は、所要の財務条件を満たす場合、また、事業性資金で	よう事前協議の対象	みならず、各基金協会	法人のみならず、各基金
に資する観点	に資する観点	検実施回数:毎月	はない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議	範囲の見直しを行い	も含めた業務の効率化	協会も含めた業務の効
から、事務手続	から、事務手続	1回以上	の対象外とした。	審査の迅速化を図る	や質的向上に寄与する	率化や質的向上に寄与
の簡素化等業	の簡素化等業			とともに、審査事務	仕組みを構築したこと	する仕組みを構築した。

	. 1				T	. 1
務処理の方			〇 大口保険引受案件の事前協議において、信用基金の審査	の適正化を図るため	から、「A」評価が妥当	このことにより、令和
について毎:			担当者が、令和4年4月から適用する「大口保険保証事前協	新たに「大口保険保	である。	4年度も事務処理の適
度点検を実施	施 度点検を実施	負担の軽減や業務の	議における引受条件等内部基準」を踏まえた円滑な審査、一	証の事前協議に係る		正化及び迅速化に貢献
し、必要に応		質的向上を図るた	定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため	審査マニュアル」を	<指摘事項、業務運営	したことから、「A」評価
て見直しを:	行 て見直しを行	め、事務処理の適正	「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和	作成した。この取組	上の課題及び改善方策	が妥当である。
う。	う。	化及び迅速化に向け	4年3月に制定し、事務処理の適正化・迅速化に取り組ん	により信用基金の業	>	
【指標】	【指標】	た取組は行われてい	だ。	務の質的向上を図	_	<指摘事項、業務運営上
〇 業務処理	方 ○ 業務処理	るか	また、この審査マニュアルについて、①標準処理期間の設	り、同マニュアルに		の課題及び改善方策>
法についての			定に伴う手続の見直し、②これまでの審査を通じて得られ	基づき作成する評価	<その他事項>	_
検及び見直し	の ての点検及		た気づきとして、例えば、「事業計画の費用の検証」として、	シートを活用して基	_	
実施状況	び見直しの		「飼料価格、原油価格(光熱費)、資材費などの経費が高騰基	金協会と審査の着眼		<その他事項>
イ 保険引受、	呆 実施状況		調にある中、適切なストレスがかけられているか」などを確	点について認識を共		_
<b>険金支払等</b>	か 業務処理		認することや、現在記載されていない審査上の留意点につ	有することが可能と		
業務について	、 方法につい		いて追記等を行う改定を令和5年3月に実施した。	なった。		
審査等の適	正 ての点検及			以上のとおり、中		
性を確保し	つ び見直しの		イ 標準処理期間内の事務処理	期目標を上回る水準		
つ、標準処理	朝 検討:年1回		事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。	の取組みを行ったこ		
間内に案件	の 以上		また、大口保険保証事前協議については、案件を受理してか	とから、Aとする。		
処理を行う。	· 業務処理		ら営業日で10日以内に処理するとする標準処理期間を新たに			
<目標水準の考	え 方法につい		設定。	<課題と対応>		
方>	ての見直し			_		
· 前中期目	票の実施状況		ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収			
期間において	、イ保険引受、保		〇 保険料及び貸付金利息について、定められた納入期日に			
目標 (85%以.	上 険金支払等の		確実に徴収した。			
の処理)の確	実 業務について、					
な達成が見	込 審査等の適正		○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。			
めるため、本	中 性を確保しつ					
期目標期間	こう、以下の標準		○ なお、保険料及び貸付金利息の徴収並びに貸付金の回収			
おいては、一	圏 処理期間内に		に当たっては、請求・納入・回収の都度、担当部署及び会計			
の業務の見	直 案件の処理を		部署において複数の職員が正確性の点検を行うよう努めた			
しによる業	務 行う。		が、以下の事案が発生している。			
処理の迅速を			・ 融資保険に係る保険料請求事務において、引継ぎ不足等			
を求めるため			により、先方に事前に伝えていた保険料納入期限より1			
目標を15ポ			ヶ月早い納入期限を記載した保険料納入請求書を送付す			
ント引き上げ			る事案が平成31年4月に発生した。			
全ての案件	を 審査 25日		その後、先方に伝えていた納入期限を記載した請求書			
標準処理期			への差替えを行い、差替後の納入期限となる日に当該保			
内に処理す			険料が納入された。			
ことが適当。	日		再発防止策として、			
なお、利用	者 (エ)貸付審査		① 事務の引継ぎは複数の者に対して行うことを原則と			
からの提出			し、特に契約に関する事務の引継ぎは管理職にも報告			
類・データの	不 償還日と同		する、			
備の補正に			② 当該事案が発生した担当課において、情報共有すべ			
した期間など			き事項等を確認する課内打合せを毎週行う、			
信用基金の			③ 保険取扱要領における保険料納入期限に関する規定			
めに帰すべ			の明確化を行うこと、			
		1		l	1	ı

事由とならな いものについ ては、標準処理 期間から除く ことが適当。 ウ 保険料の誤 徴収事案等の 再発防止策を 踏まえ、保険料 及び貸付金利 息の徴収に当 たっては、請 求・納入の都 度、担当部署及 び会計部署に おいて正確性 の点検を実施 し、保険料や貸 付金利息を確 実に徴収する。 また、貸付金 については、確 実に回収する。 【指標】 〇 担当部署及び 会計部署におけ る点検実施状況

ウ 保険料の誤 徴収事案等の 再発防止策を 踏まえ、保険料 及び貸付金利 息の徴収に当 たっては、請 求・納入の都 度、扣当部署及 び会計部署に おいて正確性 の点検を実施 し、保険料や貸 付金利息を確 実に徴収する。 また、貸付金 については、確

については、確 実に回収する。 【指標】 〇 担当部署

及び会計部 署における 点検実施回 数:毎月1回 以上 を講じ実行している。

・ 長期資金の貸付と償還が同日である場合には、貸付額と 償還元利金額との差引額で基金協会と入出金を行ってい るが、令和元年10月の基金協会への差引計算通知書につ いて、確認不足等により、誤った内容の差引計算通知書を 送付する事案が発生した。

その後、正しい差引計算通知書への差替えを行い、差替 後の金額で入出金を実行した。

再発防止策として、

- ① 複層的チェックを確実に行う、
- ② 当該チェックの作業量が一時的に集中する場合には、事前に他部署に協力を依頼するなどチェック体制を確保する、
- ③ エクセルファイル (差引計算通知書) の数式を単純化するとともに変更する際の注意書きを表示する、
- ④ 経理課における確認を徹底する、
- ことを講じ実行している。

さらに、本件を踏まえて、次回の長期資金の貸付け(令和2年10月)前に農業融資資金貸付要領を見直し、複数の貸付種別に手続きを行っていたところ、まとめて行うように改め、これにより必要書類の削減を行い、基金協会及び基金の事務処理手続きの簡素化に繋げた。

・ 令和4年11月、災害特例保険料率適用に係る事務において、災害区分コード(申請された災害に対応する協会ごとの災害の番号)を誤って通知した事案が発生、これをきっかけとして災害特例保険料率を適用した全案件の確認を行ったところ、災害特例に係る保険料率について本来適用すべき災害特例保険料率が適用されていない案件があることが判明し、令和5年3月に該当基金協会に、精算を行う旨連絡の上、令和5年4月に精算を行った。

災害特例保険料率の誤適用は、基金協会からの災害特例申請を農業保証保険システムに誤登録したこと等によるものであり、再発防止策として、災害特例申請時に基金協会からシステムへの登録に必要な情報が通知されるよう申請様式を改める農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に実施した(令和5年4月からの申請に適用)ほか、農業保証保険システムへの登録作業の効率化、省力化を図るための当該申請の受理以降の事務フローの見直しを行った。

○ この他、平成26年度に徴収すべき保険料について、保険料計算プログラムの不具合により未徴収の案件があることが令和元年度に判明した。

このため、令和2年度に、不具合のあった保険料計算プログラムが稼働していた平成23~28年度における未徴収案件の特定及びその未徴収金額の確定並びに未徴収保険料の徴

	収を行った		
	状で1〕ノた。		

第1-2 林業信用保証業務

2. 主要な経年データ								
こ、王安は程中ケータ   ①主要なアウトプット(アウトカム)情報		主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1一2一(1)参照)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	
(2) 適切な保証料率の設定 (3) 代位弁済率の低減に向けた取組	(第1-2-(2)参照) (第1-2-(3)参照) (第1-2-(4)参照) (第1-2-(5)参照) (第1-2-(6)参照)	予算額(千円)	12, 631, 226	13, 564, 838	11,905,538	11, 702, 685	11, 691, 778	
(4) 求償権の管理・回収の取組 (5) 利用者のニーズの反映等		決算額(千円)	7, 369, 787	9, 141, 894	6, 780, 393	6, 546, 139	6, 578, 908	
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証		経常費用(千円)	1, 061, 724	1, 316, 065	1, 173, 205	593, 633	700, 392	
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-2-(7) 参照)	第1-2-(7)参照) 経常収支(千円) △40	△408, 383	△482,880	△581,920	330, 864	203, 136	
		行政コスト(注)(千円)	485, 402	1, 316, 105	1, 175, 101	593, 633	709, 766	
		従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>※108</b>	<b>※110</b>	<b>※</b> 111	<b>%108</b>	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目	目標期間評価に係る目	自己評価及び主利	<b>8大臣による評価</b>		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の第	美務実績・自己評価	主務大臣に	よる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第3 国民に対して提供するサービスそ	第1-2-	同左	同左	評定:A	評定 A	評定   A
の他の業務の質の向上に関する事項	$(1) \sim (7)$			6項目についてA、	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
2 林業信用保証業務	を参照。			1項目についてBとし	7つの小項目のうち、3項目でA、4項	7つの小項目のうち、 3 項目でA、
(1) 融資機関等に対する普及推進・利				たことから、中項目「2	目でBとなった。このうち、重要度が高い	4 項目でBとなった。このうち、重要
用促進の取組				林業信用保証業務」に	業務とされた1項目((2)適切な保証料	度が高い業務とされた1項目((2)適
(第1-2-(1)参照)				ついてはA評価とす	率の設定)でAとなり、「独立行政法人農	切な保証料率の設定) でAとなり、「独
(2) 適切な保証料率の設定				る。	林漁業信用基金の業務の実績に関する評	立行政法人農林漁業信用基金の業務の
(第1-2-(2)参照)					価の基準」に基づき評価を行った結果、中	実績に関する評価の基準」に基づき評価
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組					項目「2 林業信用保証業務」については	を行った結果、中項目「2 林業信用保
(第1-2-(3)参照)					A評価とする。	証業務」についてはA評価とする。
(4) 求償権の管理・回収の取組						
(第1-2-(4)参照)					(3項目×3点+4項目×2点+1項目	(3項目×3点+4項目×2点+1項
(5) 利用者のニーズの反映等					×3点)/(7項目×2点+1項目×2	目×3点)/(7項目×2点+1項目×
(第1-2-(5)参照)					点) =125.0%	2点)=125.0%
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債						
務保証					※算定にあたっては、評定毎の点数を、	※算定にあたっては、評定毎の点数を、
(第1-2-(6)参照)					S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、	S:4点、A:3点、B:2点、C:1
(7) 事務処理の適正化及び迅速化					D:0点とし、重要度が高い1項目((2)	点、D:0点とし、重要度が高い1項目
(第1—2—(7)参照)					適切な保証料率の設定)については、ウエ	((2)適切な保証料率の設定)につい
					イトを2倍としている。	ては、ウエイトを2倍としている。
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善

方策>	方策>
_	_
<その他事項>	<その他事項>
-	_

第1-2-(1) 林業信用保証業務-融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

## 2. 主要な経年データ

2. 工女で性十八 ノ								
主要なアウトプット(アウ	7トカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円	1,045件 316億72百万円	932件 293億53百万円	709件 207億99百万円	617件 160億81百万円	令和2年度から、指標の件数の算式を 「概ね過去5年間の平均増減率 ×前年 度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円	42.9% 304件 119億円	43.3% 267件 97億09百万円	令和2年度から、指標の比率の算式を 「概ね過去5年間の平均増減率 ×前年 度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況								
関係団体、都道府県へ の制度説明回数	年17回以上	30回	41回	40回	19回	20回	22回	
融資機関への訪問によ る制度普及回数		135回	112回	95回	(167回)	(143回)	(127回)	() 書は、現地訪問以外の手法による 制度普及回数。

3. 中期目標期間の美	<b>養務に係る目標、計画、</b>	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 林業信用保証	2 林業信用保証	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
業務	業務	なし	○ 保証引受件数は、平成30年度から令和4年度までの累計で	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
(1) 融資機関等に	(1) 融資機関等に		4,311件(平均862件)となった。	都道府県が主催す	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計画
対する普及推進・	対する普及推進・	<その他の指標>	平成30年度、令和元年度は、新規・増額案件が前年度を上回	る会議への参加や融	画に基づく取組を適確	に基づく取組を適確に
利用促進の取組	利用促進の取組	〇 保証引受件数	り、引受件数は増加傾向となった。一方、コロナ禍以降の令和	資機関に対する電話	に実施していることか	実施していることから、
信用基金の信	信用基金の信		2年度から令和4年度は、保証引受は減少に転じた。令和2年	による制度普及に加	ら、「B」評価が妥当で	「B」評価が妥当であ
用補完機能の発	用補完機能の発	〇 保証引受件数の	度及び令和3年度については、コロナ禍による国全体の無利	え、融資機関中央団	ある。	る。
揮に向けて、融資	揮に向けて、融資	うち制度資金に係	子のコロナ対策資金の充実が主な減少要因となっていると思	体等への訪問による		
機関や林業関係	機関や林業関係	るものの比率	われるが、令和4年度については、上記要因に加え、木材価格	積極的な意見交換の	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
団体等への訪問	団体等への訪問		高騰(ウッドショック)による国産材需要増加による事業者の	実施、パンフレット	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
等により積極的	等により積極的	<ul><li>融資機関等関係</li></ul>	財務状況改善等に伴い保証ニーズが低下したこと等が主な減	の大幅な見直しによ	>	_
な林業信用保証	な林業信用保証	機関に対する普及	少要因と考えられる。	る普及ツールの拡	_	
制度の普及推進	制度の普及推進	推進・利用促進の		充、融資機関を含む		<その他事項>
及び利用促進に	及び利用促進に	取組状況	○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は、平成30	業界紙や会報誌への	<その他事項>	_
向けた取組を実	向けた取組を実	・ 関係団体、都道	年度、令和元年度は前年度実績以下となったが、令和2年度、	積極的な寄稿等によ	_	
施する。特に、政	施する。特に、政	府県への制度説明	令和3年度及び令和4年度は前年度実績(前年度実績×過去	り、保証制度の普及		
策効果の高度発	策効果の高度発	回数:年17回以上	5年間の平均増減率)以上となった。	を通じた利用促進に		
揮の観点から、林	揮の観点から、林	・ 融資機関への訪	〇 融資機関に対しては、平成30年度及び令和元年度は特に訪	取り組んだこと、こ		
業・木材産業改善	業・木材産業改善	問による制度普及	問による保証制度の説明を実施していたが、コロナ禍の影響	れにより林業信用保		

資金助成法 (昭和 51年法律第42号) 又は林業経営基 盤の強化等の促 進のための資金 の融通等に関す る暫定措置法(昭 和54年法律第51 号。以下「暫定措 置法」という。)に 基づき都道府県 知事の認定を受 けた計画の実施 に必要な資金(制 度資金) に係る保 証利用を促進す る。

#### 【指標】

- 保証引受件数(直近5年の平均実績: 1,260件)
- 保証引受件 数のうち制度 資金に係るも のの比率(直近 5年の平均実 績:50%)
- 融資機関等 関係機関に対する普及推進・ 利用促進の取 組状況(制度説明回数等)

### <想定される外部 要因>

#### 回数

資金助成法 (昭和

51年法律第42号)

又は林業経営基

盤の強化等の促

進のための資金

の融通等に関す

る暫定措置法(昭

和54年法律第51

号。以下「暫定措

置法1という。)に

基づき都道府県

知事の認定を受

けた計画の実施

に必要な資金(制

度資金)に係る保

証利用を促進す

〇 保証引受件

〇 保証引受件

数のうち制度

資金に係るも

○ 融資機関等

関係機関に対

する普及推進・

利用促進の取

関係団体、都

道府県への制

度説明回数:年

・ 融資機関へ

の訪問による

制度普及回数

のの比率

組状況

17回以上

【指標】

数

<評価の視点> 林業信用保証制度の 普及推進及び利用促 進、制度資金に係る 保証利用促進に向け た取組が行われてい るか により、令和2年度以降、電話やウェブ会議等を活用しての制度普及を行った。これらの制度説明は合計644回(平成30年度~令和4年度累計)となった。なお、令和3年度及び令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症やウッドショックによる影響についての聞き取りも実施し、事業者を取り巻く状況や保証ニーズの把握等に努めた。

- 特に、令和4年度については、
  - ・ 融資機関中央団体や林業関係中央団体を 22 回訪問し、林 業信用保証の説明や経営者保証への対応等に関して積極的 に意見交換を行った。これにより、先方において、今後の連 携強化の意向が表明されたり、会報誌への寄稿依頼や、林業 信用保証制度に関する勉強会開催を前向きに検討いただく 等の効果が得られた。
  - ・ 従来は1種類であった紙ベースでのパンフレットを大幅に見直し、林業信用保証のメリット等をシンプルにわかりやすく盛り込んだ事業者向けのものと、林業・木材産業の最近の動向や制度の詳細等を盛り込んだ融資機関向けのものの、2種類を新たに作成し、普及ツールの充実に取り組んだ。作成したパンフレットは、随時更新可能なものとして信用基金ウェブサイトへ掲載するとともに、融資機関等の関係団体へ広く配布したほか、主務省が主催する都道府県向け会議等においても、制度説明資料として活用した。これにより、個別の事業者から制度に関する問合せを受けたり、広域的に木材流通を行う団体から自社のウェブサイトへのパンフレット掲載を希望する申し出を受けるなどの効果が得られた。
  - ・ 従来は林業関係中央団体の会報誌や金融関係の業界紙に限り、広告を掲載していたが、主務省のご協力のもと、林野庁や森林管理局の広報誌等にも広告を掲載するとともに、木材関係の業界紙に特集記事を掲載したり、融資機関中央団体や林業関係団体の広報誌への寄稿を積極的に行った。この結果、融資機関からの意見交換の申し出や別の会報誌にも寄稿する機会をいただくなどの効果が得られた。

証制度への関心が高 まり、普及の機会が 拡大したことから、 当初の計画以上の成 果と認められる。

また、制度資金の 比率は、令和2年度、 令和3年度及び令和 4年度は指標値であ る前年度実績(過去 5年間の平均増減率 ×前年度実績)を上 回った。

なお、保証引受件 数が令和2年下に を下いるが、記響についる いるが、記響についる ものに加え、で ものに加えを ものにかる ものいる ものいる と事業者のいる と考えられる。

以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったこともとより、次期目標の実現に向けて前倒して業務をして、Aとする。

<課題と対応>

\_

# - 29 -

向等に影響を				
受けるもので				
あることから、				
評価において				
考慮するもの				
とする。				

第1-2-(2) 林業信用保証業務-適切な保証料率の設定

#### 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 30年度 令和元年度 2年度 3年度 4年度 (参考情報) 評価対象となる指標 指標 平成29年度 (2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度) (2022年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 (2017年度) 主な資金の保証料率 年0.20~1.80% 年0.20~1.80% 年0.20~1.80% 年0.20~1.80% 年0.20~1.80% 年0.20~1.80% 一般資金 (8段階) (8段階) (8段階) (8段階) (8段階) (8段階) 制度資金(木材産業等高 年0.15~1.35% 年0.15~1.35% 年0.15~1.35% 年0.15~1.35% 年0.15~1.35% 度化推進資金4倍協調 (8段階) (8段階) (8段階) (8段階) (8段階) 年0.15~1.35% 等) (8段階) 制度資金(林業・木材産 年0.10~0.90% 年0.10~0.90% 年0.10~0.90% 年0.10~0.90% 年0.10~0.90% 業改善資金等) (8段階) (8段階) (8段階) (8段階) (8段階)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(2) 適切な保証料	(2) 適切な保証料	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
率の設定	率の設定	なし	○ 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
保証料率につ	保証料率につ		年度、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保	料率算定委員会に	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
いては、適正な業	いては、適正な業	<その他の指標>	証料率を設定した。その結果は以下のとおり。	おいて、毎年度、保証	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
務運営を行うこ	務運営を行うこ	なし		料率水準を点検し、	に実施することはもと	に実施することはもと
とを前提として、	とを前提として、		【平成30年度】	適切な水準の保証料	より、適切な保証料率	より、適切な保証料率の
林業の特性を踏	林業の特性を踏	<評価の視点>	○ 平成30年12月に開催した料率算定委員会において、業務収支	率を設定した。	の設定に資する取組と	設定に資する取組とし
まえつつ、リスク	まえつつ、リスク	業務収支の状況や代	から見た保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財	また、保証料率の	して、優遇料率の縮小	て、令和3年度以降、優
を勘案した適切	を勘案した適切	位弁済の発生状況の	務状況に応じた保証料率の3つの観点から点検を行った。その	特例ルールやその運	等の取組等を行ったこ	遇料率の縮小等の取組
な水準に設定す	な水準に設定す	実態等を踏まえ、料	結果は以下のとおり。	用について点検・検	とにより、今後、林業信	等を行ったことにより、
る。	る。	率の点検、検討は行	・ 政府事業交付金を加味した業務収支は、おおむね均衡。	討を行い、令和3年	用保証業務収支の長期	今後、林業信用保証業務
その際、収支均	その際、収支均	われているか	・ 資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は見られない。	10月に制度資金の優	的な均衡に向け一定の	収支の長期的な均衡に
衡に向けて、業務	衡に向けて、業務		・ 被保証者の財務状況に応じた8区分の保証料率について	遇保証料率の運用	効果が期待できること	向け一定の効果が期待
収支の状況や代	収支の状況や代		は、①財務状況による8区分のうち下位4区分に格付される	や、個々の保証料率	から、「A」評価が妥当	できることから、「A」評
位弁済の発生状	位弁済の発生状		者の代位弁済リスクが高く、これらの者に政府事業交付金が	の当てはめを見直	である。	価が妥当である。
況の実態等を踏	況の実態等を踏		充当、②金額規模について、政府事業交付金を加味すれば、	し、令和3年10月以		
まえ、毎年度、料	まえ、毎年度、料		収支均衡。	降の保証引受に適用	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
率算定委員会に	率算定委員会に		・ 業界から保証料率の引下げを求める声もあるが、政府事業	した。その結果、当初	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
おいて保証料率	おいて保証料率		交付金を前提としての収支均衡を踏まえれば、引下げには慎	の想定以上のペース	>	_
水準の点検を実	水準の点検を実		重。	で見直しが進み、令	_	
施し、必要に応じ	施し、必要に応じ		・ 制度資金の保証料率を低く設定することは、政策効果の発	和4年度において特		<その他事項>
て、保証料率の見	て、保証料率の見		揮の視点から相当。また、被保証者の財務状況等に応じた保	例保証料率の新規適	<その他事項>	_
直しを行う。	直しを行う。		証料率は、信用保証協会の保証料率とバランス。	用が0件となる大き	_	
<目標水準の考え			・ 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが	な成果となった。こ		

#### 方>

・ つ相基す本料検施にてがいい等づると率をす必見適当を保の度と応こし、単年とにするとでをはらいことがは、見適当を保の度と応ことで、単年とにはま証点実もじと

#### 【重要度:高】

適当と判断した。

#### 【令和元年度】

- 令和元年12月に料率算定委員会を開催し、業務収支から見た 保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財務状況に 応じた保証料率の3つの観点から点検を実施した。その結果は 以下のとおり。
  - ・ 平成 30 年度は単年度で業務収支は均衡。
  - ・ 政策性を踏まえた資金ごとの代位弁済リスクは、概ね適切 な状態。
  - ・ 被保証者の財務状況に応じた保証料率体系については、基 本保証料率と代位弁済リスクとの乖離は縮小傾向。
  - ・ 林業・木材産業界からは、保証料率の引下げを求める声も あるが、現行の保証料率の体系は適切な状態にあると考えら れる。
  - ・ 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが 適当と判断した。

#### 【令和2年度】

- 令和3年1月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点 検を実施した。その結果は以下のとおり。
  - ・ 業務収支全体の均衡が図られていることから、取りあえず、現行の保証料率水準を維持する。
  - ・ ただし、被保証者の財務状況等に応じた保証料率や制度資金の保証料率など個々には問題があるので、早急に見直しを検討する。
  - ・ その際、制度及び運用の透明性を確保する観点から、必要なものは公表する。

#### 【令和3年度】

- 令和2年度の料率算定委員会における点検結果を踏まえ、保証料率について、従前の3区分を廃止し、制度資金に係る料率は年0.15%~1.35%、それ以外は年0.20%~1.80%の2区分とする見直しを行い、令和3年10月1日以降の保証引受に適用した。
- 令和3年度の料率算定委員会を令和3年12月に開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。
- 昨年度の料率算定委員会において、保証料率の特例ルールやその運用について、早急に見直しを検討する必要があるとされたことを受け、制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、着実に効果が現れている。
- ・ こうした状況下で、まずは特例保証料率の適正化を進める。
- ・ 業務収支全体の均衡が図られていることもあり、少なくと も特例保証料率の見直しが行われる令和4年度は、現行の保 証料率で据え置くこととする。

特に、再生支援案 件においては、金融 慣行として保証条件 維持が一律に求めら れ、保証料率適正化 に向けた金融機関等 との調整が困難を極 める中、保証料率適 正化の道筋と、事業 再生を両立させる手 法を生み出したこと は、事業者の事業継 続を支えるという信 用基金の創意工夫に よるものであり、将 来につながる特筆す べき成果と認められ

なお、料率設定の 透明性を確保するため、平成30年度より、 林業信用保証業務建 営委員会において点 検結果の説明・意見 交換を行い、その内 容を信用基金ウェブ サイトで公表した。

以上のとおり、中 期目標を上回る水準 の取組を行ったこと から、Aとする。

【令和4年度】		
○ 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の	<課題と対応>	
点検を実施した。その結果は以下のとおり。	_	
・ 特例ルール (制度資金の優遇保証料率の運用や個々の保証		
料率の弾力的な運用)の見直し状況について点検したとこ		
ろ、令和4年度上半期において特例保証料率の新規適用は無		
く、令和3年度の特例保証料率の適用実績(15 件、保証額		
9.7億円)と比べ、件数・金額ともに見直しが着実に進んで		
いることが明らかとなった。		
<ul><li>・ 業務収支について点検したところ、近年の収支差赤字は1</li></ul>		
~ 2億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況		
になってきており、全体の収支はバランスが取れている状況		
で安定している。		
・ 以上のことから、近年の全体の収支バランスが取れる状況		
で安定してきており、現時点で業務収支全体に大きな問題は		
なく、直ちに保証料率を見直す必要はないと考えられること		
から、令和5年度は、現行の保証料率を据え置くこととした。		
○ 料率設定の透明性を確保するため、平成30年度より、林業信		
用保証業務運営委員会において上記の料率算定委員会の結果		
を説明し、意見交換を行うとともに、その内容を信用基金ウェ		
ブサイトで公表した。		
https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-		
<u>rin.html</u>		
○ また、令和4年度末時点において、特例保証料率の新規適用		
は皆無となった。保証料率の適正化が大幅に進展したのは、そ		
の進捗状況について毎月チェックを行うとともに、融資機関等		
との厳しい交渉に精力的かつ粘り強く対応した結果であり、被		
保証者の財務状況等に応じた保証料率を適用するという保証		
制度の適正な運用に向けて、大きな成果を得ることができた。		
○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維		
持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等と		
の調整が困難を極める中、担当職員の粘り強い交渉と創意工		
夫の結果、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手		
法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確		
保と事業継続支援という使命を果たすことができた。		
○ 保証残高が対前年度比約84%と減少する中であっても、保証		
料収入は対前年度比約93%の確保ができており、財務健全化を		
通じた林業者等への安定的な林業信用保証の提供に寄与した。		
	1 1	

第1-2-(3) 林業信用保証業務-代位弁済率の低減に向けた取組

王要なアワトフット(アワトカム)情
-------------------

土安なアフトフット()	71 73 A7 16 TK							
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	_	148, 427	28, 262	59, 935	89, 287	110, 087	126, 168	
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	_	1,670	158	316	487	583	760	
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率: 2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%	0.60%	

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(3) 代位弁済率の	(3) 代位弁済率の	<主な定量的指標>	> │ <主要な業務実績>                      │ <自己評価>     │ 評定   │		評定 A	評定 A
低減に向けた取	低減に向けた取	〇 中期目標期間中	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の代位弁済率は	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
組	組	の代位弁済率:	0.60%であり、定量的指標(2.03%以下)を達成した。	中期目標期間中の	本項目は定量評価項	中期目標及び中期計
中期目標期間	中期目標期間	2.03%以下		代位弁済率は、令和	目であり、代位弁済率	画に基づく取組を適確
中に保証契約を	中に保証契約を		ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有	4年度末で0.60%で	の目標値の達成度合が	に実施することはもと
締結した案件の	締結した案件の	<その他の指標>	○ 適正な引受審査	あり、定量的指標	120%以上であること	より、代位弁済率の低減
代位弁済率が抑	代位弁済率が抑	なし	新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査	(2.03%以下) の達	から、「A」評価が妥当	に資する取組として、令
制されるよう、以	制されるよう、以		協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議	成度合が120%以上	である。	和3年度以降、法人が独
下の取組を行う。	下の取組を行う。	<評価の視点>	等は、1,199件中30件(平成30年度~令和4年度累計)であ	となった。		自に、部分保証を拡大す
ア 財務状況の	ア 財務状況の	代位弁済率の低減に	った。	代位弁済率が抑制	<指摘事項、業務運営	るための調整を行い、保
的確な判断等	的確な判断等	向けて、適正な審査	保証引受審査担当者が一定水準以上・同一目線での審査	されるよう、適正な	上の課題及び改善方策	証引受額について融資
による適正な	による適正な	の実施、部分保証や	を円滑に行えるよう、令和3年10月に「債務保証審査マニュ	引受審査及び期中管	>	額の 80%を原則とした
審査を目的と	審査を目的と	融資機関のプロパー	アル」を改正し、併せて審査効率化の観点から債務保証審査	理を融資機関と情報	_	(例外的に災害復旧等
する保証審査	する保証審査	融資との組み合わせ	協議会への付議対象を特に財務内容が不良な先とする見直	共有を行い確実に実		の場合に限り 100%とす
協議会への付	協議会への付	による融資機関との	しを行った。	施した。保証割合に	<その他事項>	る) ことは、今後の代位
議、期中管理の	議、期中管理の	リスク分担等の取組	なお、保証審査協議会は、実質管理案件(粉飾決算の発覚、	ついて、代位弁済リ	_	弁済率の低減に大きく
ための融資機	ための融資機	は行われているか	廃業・連帯保証先の倒産等)の指定・解除を行うために設け	スク軽減が期待され		寄与する取組である。
関との情報共	関との情報共		たものであるが、過去の財務状況を分析することにより、実	る部分保証(80%保		この取組等により、代
有の取組を進	有の取組を進		質管理案件の指定・解除基準を整理して「債務保証審査マニ	証)を原則とする見		位弁済率の目標値の達
める。	める。		ュアル」を改正することができたことから、令和5年3月を	直しを行い、関係者		成度合が 120%以上とな
イ 融資機関と	イ 融資機関と		もって同協議会を廃止した。実質管理案件の指定・解除基準	への丁寧な説明を行		ったことから、「A」評価
の適切なリス	の適切なリス		を明確にしたことは、保証審査の透明性向上に大きく寄与	いながら、令和3年		が妥当である。
ク分担を図る	ク分担を図る		した。	10月以降の保証引受		
との観点から、	との観点から、		○ 融資機関との情報共有	に適用した。その結		<指摘事項、業務運営上

#### 【指標】

中期目標期間中の代位弁済率(直近5年の平均実績:2.03%)

<想定される外部 要因>

林坦のるし証の資わる等庫をに部資の別とつ、融口のをの負避留分機一のをでいればれば、 
の負担け意保関融合す

#### 【指標】

○ 中期目標期 間中の代位弁 済率:2.03%以 下 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。

- 適切な期中管理等
  - ・ 実質管理案件について、管理表を作成し、半年ごとに融 資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等 を確認するなど、適切に期中管理を行った。
  - ・ 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業 再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主 催のバンクミーティングに出席又は取扱融資機関を通じ てミーティング内容を把握した。(平成30年度~令和4年 度累計99件)。融資機関協調支援の場合には信用リスク管 理を適切に行いつつ保証機関として協調する等、保証先 の経営健全化への支援に向けた管理を行った。
  - ・ 事故の予見段階の手続・対応を整備することで、事故の 発生防止等に資するよう、令和3年10月に「求償権等の管理マニュアル」を改正し、予見通知制度の重要性、具体の 手続を整理して融資機関へ周知した。
  - ・ 令和3年10月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正 し、予見段階の通知方法について整理した。この整理によ り、令和4年度においては、融資機関より予見通知が4件 あり、予見通知の重要性が融資機関に着実に浸透しつつ あることが明らかとなった。

また、令和5年3月に予見通知の具体例の追加を行ったところであり、これは、早期の予見通知につながるものである。

#### イ 融資機関との適切なリスク分担

融資機関の責任ある期中管理により代位弁済リスクの軽減が期待される部分保証(80%保証)や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進した。

部分保証の引受実績は2,191件、部分保証の案件の割合は 50.8%(平成30年度~令和4年度累計)となっている。

○ 特に、令和3年10月に、保証割合を原則80%とし、100% 保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る 保証とする見直しを行い、以降の保証引受に適用した。その 結果、令和4年度の部分保証の引受実績は615件、部分保証 の案件の割合は99.7%となり、前年度実績を大幅に上回っ た。(令和3年度:533件、75.2%)

なお、既往債務についての上記見直しの適用は、個別に協議して決定することとしており、関係融資機関、被保証者に十分な説明ができるよう、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、通常の協議期間の概ね2倍の期間

果、部分保証の引受 実績は今期最低時 (令和元年度)は 38.1%だったが令和 4年度には99.7%と 大幅に拡大した。こ れは、従来の保証審 査に加え、中期計画 策定時には想定でき なかった新型コロナ ウイルス感染症や原 材料・燃油価格高騰 へ対応するための新 たな保証審査を実施 する中であっても、 限られた人材リソー スで担当職員が厳し い交渉においてもぶ れることなく、粘り 強く交渉を重ねた成 果と認められる。

また、再生支援案 件においては、金融 慣行として保証条件 維持が一律に求めら れ、保証割合適正化 に向けた金融機関等 との調整が困難を極 める中、保証割合適 正化の道筋と、事業 再生を両立させる手 法を生み出したこと は、事業者の事業継 続を支えるという信 用基金の創意工夫に よるものであり、将 来につながる特筆す べき成果と認められ

このような保証割 合の見直しは、融資 機関の期中管理の充 実を通じた事業者の 経営健全化に寄与す るとともに、事業者 が負担する保証料の 低減につながるもの の課題及び改善方策>

| -

<その他事項>

-

を設けて協議を行うとともに、毎月、保証割合の適用状況に であり、新型コロナ ついて取りまとめ、関係者で情報を共有することにより、複 ウイルス感染症や原 材料・燃油価格高騰 数の目で点検を行った。 により経営環境が苦 ○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件 しい事業者にとって 維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関 もメリットのある取 等との調整が困難を極める中、基金職員の粘り強い交渉と 組となったと言え 創意工夫の結果、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立 させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関として さらに、計画にな の公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことがで い信用基金独自の取 きた。 組として、グループ ○ 計画にない信用基金独自の取組として、林業信用保証に 企業全体の保証限度 おける収支均衡に向け、グループ企業全体の保証限度額の 額の上限である6億 上限である6億円を超過している先について、令和3年10 円を超過している先 月以降、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申入れてい について、融資機関 た。この結果、限度額超過先数は令和3年度末に8先あった を通じて早期に圧縮 ものが令和4年度末時点では6先に減少したのみならず、 するよう申入れを行 この6先のうち、1先はリファイナンスにより令和8年度に い、過度なリスクの 限度額未満とする方針を決定し、残りの5先についても限 圧縮に向けた道筋を 度額圧縮に向け令和11年頃までに計画作成等を行うことと つけたことも大きな なり、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけることがで 成果の一つである。 きた。 以上のとおり、中 期目標を上回る水準 ウ その他の取組 の取組を行ったこと ○ 代位弁済に至った案件の振り返りを通じ、保証業務・管理 から、Aとする。 業務の効率化、事故・代位弁済の減少につながる視点を得る ことを目的として、年2回の事後検討会を行い、保証引受や <課題と対応> 管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有す ることができた。

第1-2-(4) 林業信用保証業務-求償権の管理・回収の取組

王要なアワトブット(ア	リトカム)』	育翋
-------------	--------	----

土姜なアフトノット(ア)	ノトリム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	_	269	281	157	217	134	142	
回収向上に向けた取組の実施	<b>も状況</b>							
全求償権の回収方策等 に関する検討会の開催 回数	年2回以上	2回	20	2回	2回	2回	2回	
弁済が滞っている先へ の催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回	2回	
債権回収業者との打合 せ回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回	2回	

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(4) 求償権の管理・	(4) 求償権の管理・	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
回収の取組	回収の取組	なし	○ 全求償権の回収方策等に関する検討	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
求償権の回収	求償権の回収		全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収	求償権の回収向上	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
については、求償	については、求償	<その他の指標>	方策等に関する検討会を半期毎に毎年度2回、累計10回(平成	に向け、定期的に、全	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
債務者の特質に	債務者の特質に	〇 回収向上に向け	30年度~令和4年度累計)開催した。回収の進まない先に対し	求償権先における回	に実施していることか	に実施していることか
応じた回収方策	応じた回収方策	た取組の実施状況	て、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行	収方策等に関する検	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
を検討し、催告頻	を検討し、催告頻	・ 全求償権の回収	った。	討会を開催し、債権	ある。	る。
度の増加や債権	度の増加や債権	方策等に関する検		回収業者との打合せ		
回収業者 (サービ	回収業者 (サービ	討会の開催回数:	○ 弁済が滞っている先への催告 を行って、回収の進 <指摘事項、業務運営		<指摘事項、業務運営上	
サー) の効果的な	サー)の効果的な	年2回以上	弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能 │ 捗状況を確認し、回 │ 上の課題及び改善方策 │		の課題及び改善方策>	
活用等、回収向上	活用等、回収向上	・ 弁済が滞ってい	力に比して低調な先を対象に催告書を毎年度2回以上、累計	収の進まない先に対	>	_
に向けた取組を	に向けた取組を	る先への催告回	12回、のべ150先(平成30年度~令和4年度累計)に送付して、	する回収方策を見直	_	
着実に行う。	着実に行う。	数:年2回以上	弁済の開始、再開又は増額を促進した。	した。また、催告書の		<その他事項>
【指標】	【指標】	・ 債権回収業者と		送付、法的手続に着	<その他事項>	_
〇 回収向上に	〇 回収向上に	の打合せ回数:年	○ 債権回収業者との打合せ	実に取り組んだ。	_	
向けた取組の	向けた取組の	2回以上	債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況	この結果、回収が		
実施状況 (回収	実施状況		を確認するため、債権回収業者と打合せを毎年度2回以上、累	進み、求償債務は大		
方策の検討状	・ 全求償権の	<評価の視点>	計12回 (平成30年度~令和4年度累計) 行い、回収方策等の必	幅に減少した。		
況、催告頻度、	回収方策等に	求償権の回収向上に	要な措置を指示した。	以上のとおり、中		
債権回収業者	関する検討会	向けて、求償権の回		期計画に掲げる全求		
の活用状況等)	の開催回数:年	収方策等に関する検	○ 法的手続の実施	償権の回収方策に着		
	2回以上	討会、弁済が滞って	保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続(平	実に取り組んだこと		
	・ 弁済が滞っ	いる先への催告等の	成30年度~令和4年度累計26件)を実施した。	から、Bとする。		

ている先への 催告回数:年2 回以上 ・ 債権回収業	 ○ 上記に加え、現地訪問及び面談を行って、債務者の現況に応じた回収方策を検討し、回収向上に向けた取組を強化した(平成30年度~令和元年度累計13先。令和2年度以降コロナ禍に	<課題と対応> -	
者との打合せ 回数:年2回以	より一時中断中)。      以上の回収促進策を適確に実施し回収に尽力した結果、回		
	収が進み、中期目標期間期首の平成30年度当初時点で203件、40億円あった求償債務は、令和4年度末現在、146件、21億円と大幅に減少した。		

第1-2-(5) 林業信用保証業務-利用者のニーズの反映等

### 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

工女のアプロフプロ(ア	工安なアプトプラト(アプトガム)旧報									
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
木材製造業者を対象とし たアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	通年			
都道府県、林業関係団体 等との情報・意見交換回 数	年2回以上	4回	5回	20	6回	5回	22回			
相談窓口の開設回数	_	6回	8回	6回	7回	8回	9回			

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(5) 利用者のニー	(5)利用者のニー	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
ズの反映等	ズの反映等	なし	○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
都道府県、林業	都道府県、林業		知度、利用に係るニーズ等を把握するためのアンケート調査	アンケート調査に	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
関係団体等との	関係団体等との	<その他の指標>	を平成30年度~令和3年度までは毎年度2回(累計8回)、令	ついては、令和3年	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
情報・意見交換や	情報・意見交換や	〇 利用者ニーズの	和4年度は通年で実施した。	度まで毎年度2回ず	に実施していることか	に実施していることか
アンケート調査	アンケート調査	反映等状況	特に、令和4年度は、従来のアンケートの設問及び調査対象	つ着実に実施した結	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
を通じて、林業信	を通じて、林業信	・ 木材製造業者を	者等を見直し、制度普及の効果や資金ニーズ等を把握するこ	果を踏まえ、令和4	ある。	る。
用保証制度に関	用保証制度に関	対象としたアンケ	とを主目的とした新しいアンケート(お客様アンケート)を融	年度に制度普及の効		
する利用者の二	する利用者のニ	ート調査回数:年	資機関の協力を得て年間を通じて実施することとして、10月	果等を把握すること	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
ーズを把握し、業	ーズを把握し、業	2回以上	から開始した。これにより、令和5年3月末時点で現に保証を	を主目的とする内容	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
務運営に適切に	務運営に適切に	・都道府県、林業	利用している 138 者から回答が得られ、保証の利用に至った	等に見直した上で、	>	_
反映させるとと	反映させるとと	関係団体等との情	きっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について	年間を通じて実施し	_	
もに、林政上の課	もに、林政上の課	報·意見交換回数:	把握することができたことから、次年度以降の制度普及に活	たことにより、これ		<その他事項>
題に対応し、林業	題に対応し、林業	年2回以上	かすこととした。	まで把握できなかっ	<その他事項>	_
者等のニーズも	者等のニーズも	・ 経営の改善発達		た保証の利用に至っ	_	
踏まえ、本制度の	踏まえ、本制度の	に係る制度周知、	○ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換を、以下のと	たきっかけ、将来的		
利用拡大に向け	利用拡大に向け	助言等の件数	おり、40回(平成30年度~令和4年度累計)行った。	な資金ニーズ、保証		
て、保証割合など	て、保証割合など	・ 相談窓口の開設	・ 都道府県林業信用保証担当者会議を開催し、制度資金に係	制度の改善点等につ		
の保証条件や必	の保証条件や必	回数	る都道府県の認定計画への対応状況把握等の情報交換を実	いて把握することが		
要な運用の見直	要な運用の見直		施 (6回)。	可能となったこと		
し等を行うほか、	し、平成30年の基	<評価の視点>	・ 都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を	は、中期計画に掲げ		
災害発生時等に	金法改正に基づ	制度の利用者のニー	対象とした会議を開催し、各地の林業者等のニーズ把握な	る回数を上回るもの		
必要に応じて相	く出資持分の払	ズを把握し、業務運	どの情報交換を実施(1回)。	であり、大きな成果		
談窓口を開設し、	戻しの計画的な	営に反映させる取組	・ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議等により、都道府	と認められる。		
融資機関等と連	実施、森林経営管	は行われているか	県、林業・木材産業関係団体等と新型コロナウイルス感染症	協力団体制度につ		
携して対応する。	理法(平成30年法		の影響下での制度利用、林業信用保証制度の運用、普及等に	いては、試行を通じ		

		<u> </u>		 
【指標】	律第35号)第46条	ついて情報・意見交換を実施(33回)。	てよりきめ細やかな	
〇 利用者二一	に規定する林業		制度普及の推進が期	
ズの反映等状	経営者に対する	○ 事業者に対する着実な保証制度の普及を推進するため、従	待できることが明ら	
況 (意見募集や	経営の改善発達	来の相談員制度を廃止し、新たに林業者等へ保証制度の普及	かとなり、本格導入	
情報·意見交換	に係る助言等に	等に協力いただけると考えられる都道府県レベルの林業関係	に至ったことについ	
等の実施状況、	取り組むほか、災	団体について都道府県を通じて紹介いただき、協力可能な21	ても、大きな成果と	
相談窓口開設	害発生時等に必	道県 37 団体を対象として、令和4年 11 月から「協力団体制	認められる。	
回数等)	要に応じて相談	度」の試行を行った。また、令和5年4月から当該制度を本格	出資金の払戻しを	
	窓口を開設し、融	導入することとし、令和5年3月に実施要領を制定した。こ	可能とする制度改正	
	資機関等と連携	の本格導入により、従来の相談員制度では、林業者等にまで	についても、利用者	
	して対応する。ま	関係通知やパンフレット等が行き届いていなかったが、協力	ニーズを反映した制	
	た、相談や苦情等	団体を通じて林業者等への配布が可能となり、よりきめ細や	度運用が可能となっ	
	に対して適切に	かな保証制度の普及が期待できる。	た。	
	対応する。		森林経営管理法に	
	【指標】	〇 従来、出資金の払戻しはできなかったところ、平成30年6月	基づく経営の改善発	
	○ 利用者ニー	に出資金の払戻しができるよう制度が改正されたことを受	達に係る制度周知や	
	ズの反映等状	け、平成30年度に出資持分の払戻しが可能な全出資者へ通知	自然災害等に対応し	
	況	するとともに、信用基金ウェブサイト等で周知を行った。これ	た相談窓口の速やか	
	· 木材製造業	により、利用者ニーズを反映した制度運用が可能となった。	な設置については着	
	者を対象とし		実に取り組んだ。	
	たアンケート	〇 森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知を以	以上のとおり、中	
	調査回数:年2	下により329回(令和元年度~令和4年度累計)行ったことに	期目標を上回る水準	
	回以上	より、制度の認知度向上を推進した。	の取組を行ったこと	
	・都道府県、林	・ 関係団体、都道府県庁、事業者等を訪問し、制度説明を行	から、Aとする。	
	業関係団体等	った (298回)。		
	との情報・意見	・ 林野庁主催の研修等の機会を捉え説明資料の配付を行っ	<課題と対応>	
	交換回数:年2	た (21回)。	_	
	回以上	・ 経営管理実施権を設定した市町村に対し、説明資料を送付		
	・ 経営の改善	した (10回)。		
	発達に係る制			
	度周知、助言等	○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影		
	の件数	響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の		
	・ 相談窓口の	償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した(平成30年		
	開設回数	度~令和4年度累計38回)。これにより、自然災害等の影響		
		を受けた利用者に対し保証による支援を推進した。		

第1-2-(6) 林業信用保証業務-林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット(ア	アウトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(6) 林業者等の将	(6) 林業者等の将	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
来性等を考慮し	来性等を考慮し	なし	〇 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
た債務保証	た債務保証		に向け、平成30年度より、林業者等の将来性等を考慮した債務	林業者等の将来性	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
債務保証の審	債務保証の審	<その他の指標>	保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検	等を考慮した債務保	画に掲げた林業者等の	画に掲げた新規参入者
査に当たっては、	査に当たっては、	なし	討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を進め、下記のと	証の考え方、林業・木	将来性等を評価した債	の林業者等の将来性等
財務状況等の分	財務状況等の分		おり取り組んだ。	材産業の特質に応じ	務保証の本格導入に向	を評価した債務保証の
析に基づく判断	析に基づく判断	<評価の視点>	・ 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは	た非財務情報の検討	け、決算書のない新規	本格導入に向けた検討
に加え、林業者等	に加え、林業者等	林業者等の将来性を	決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対	項目の抽出と判断基	創業者を対象とした審	の中で、林業就業者の拡
の今後の事業展	の今後の事業展	評価した債務保証に	し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるよ	準の設定に係る検討	査手法の検討・試行を	大を図る観点から、新規
開に伴う経営の	開に伴う経営の	関するマニュアル整	うにする仕組みについて整理し、その保証引受の試行を令	を着実に進め、令和	行った。その上で、林業	創業者とは実情の異な
将来性を従来以	将来性を従来以	備に向けた取組は行	和2年7月から開始した。	2年度には新規創業	就業者の拡大を図る観	る異業種からの新規参
上に見通すこと	上に見通すこと	われているか	・ 上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・	者に対する保証引受	点から、新規創業者と	入者(新分野進出者)を
が必要となって	が必要となって		木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を	の試行を開始した。	は実情の異なる異業種	対象とすることについ
いることから、林	いることから、林		有する点において上記の新規創業者とは異なり、別の取扱	加えて、上記の取	からの新規参入者(新	て、法人が独自に検討し
業・木材産業専門	業・木材産業専門		いが必要であることが明らかになった。	組を進める中で、別	分野進出者)を対象と	た結果、新規創業者とは
の債務保証を行	の債務保証を行		上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入に	の取扱いが必要であ	することについて、法	区分して将来性評価を
う機関としての	う機関としての		よる新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点か	ることが明らかにな	人が独自に検討した結	導入することとし、令和
知見を活かし、林	知見を活かし、林		ら、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分	った新分野進出者に	果、新規創業者とは区	3年度より新分野進出
業者等の将来性	業者等の将来性		して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受	ついても、中期目標	分して将来性評価を導	者に対する保証引受の
を考慮した債務	を考慮した債務		の試行を令和3年10月から新たに開始した。	期間中に、新規創業	入することとし、新分	試行を開始し、令和4年
保証に取り組み、	保証に取り組む		・ 令和2年度からの保証引受の試行結果(令和2年度~令和	者とは区分して、将	野進出者に対する保証	10 月にその本格導入を
中期目標期間の	ことが重要であ		3年度の累計11件)に基づき、令和4年10月に「債務保証マ	来性評価を新たに導	引受の試行を開始した	実現したことから、「A」
最終年度までに、	る。		ニュアル」を改正し、新規創業者及び新分野進出者の将来性	入することとし、そ	ことから、「A」評価が	評価が妥当である。
林業者等の将来	このため、林		等を評価した債務保証を本格導入した。	の保証引受の試行を	妥当である。	
性を評価した債	業・木材産業の特			令和3年度に開始す		
務保証に関する	質に応じた非財			るという、より積極	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
マニュアルを整	務情報の検討項			的な取組を行った。	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
備し、本格導入す	目の抽出と判断			試行結果に基づ	>	_
るとともに、職員	基準の設定、検証			き、新規創業者の将	_	

の審査能力向上	といった試行を	来性等を考慮した債		<その他事項>
の取組を実施す	平成30年度から	務保証の本格導入に	<その他事項>	_
る。	実施し、中期目標	ついて、中期目標期	_	
<目標水準の考え	期間の最終年度	間の最終年度までに		
方>	までに、林業者等	行うとする当初目標		
・ 林業者等の将	の将来性を評価	を上回り、令和4年		
来性の評価につい	した債務保証に	10月に本格導入を達		
ては、これまで体系	関するマニュア	成しただけでなく、		
的な方法が十分確	ルを整備し、本格	信用基金自らの発案		
立されていなかっ	導入するととも	により整理した新分		
たことを踏まえ、マ	に、職員の審査能	野進出者の将来性等		
ニュアルの整備に	力向上の取組を	を考慮した債務保証		
当たっては、林業・	実施する。	も同時期に本格導入		
木材産業の特質に		したことは、中期目		
応じた非財務情報		標を上回る大きな成		
の検討項目の抽出		果と認められる。		
と判断基準の設定、		以上のとおり、中		
検証といった試行		期目標を上回る水準		
を平成 30 年度から		の取組を行ったこと		
実施することとし、		から、Aとする。		
最終年度までに本				
格的に導入するこ		<課題と対応>		
とが適当。		_		

第1-2-(7) 林業信用保証業務-事務処理の適正化及び迅速化

#### 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 30年度 令和元年度 2年度 3年度 4年度 (参考情報) 指標等 達成目標 平成29年度 (2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度) (2022年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 (2017年度) 業務処理方法についての 年1回以上 1回 2回 2回 2回 4回 1回 点検及び見直しの検討 標準処理期間内の処理 7日 保証審査 98.8% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 代位弁済 135⊟ 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 出資持分の払戻し 30日 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 貸付審查 3日 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 担当部署及び会計部署に 1,562件 1,558件 1,616件 1,380件 1,177件 1,081件 おける点検実施件数

3. 中期目標期間の	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(7) 事務処理の適	(7) 事務処理の適	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
正化及び迅速化	正化及び迅速化	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
利用者の手続	利用者の手続		○ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図る	出資持分払戻しに	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
面での負担の軽	面での負担の軽	<その他の指標>	ため、業務処理方法について点検し、必要に応じ見直しを行	係る申請書類の簡素	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
減や業務の質的	減や業務の質的	〇 業務処理方法に	った。主な取組は以下のとおり。	化に関しては、手続	に実施していることか	に実施していることか
向上を図るため、	向上を図るため、	ついての点検及び	・ 令和元年 10 月に出資持分払戻しに係る申請書類を簡素	面での負担軽減に貢	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
次の事項を実施	次の事項を実施	見直しの実施状況	化した。この改正により、申請手続の効率化に貢献する成	献する利用者目線に	ある。	る。
し、適正な事務処	し、適正な事務処	・ 業務処理方法に	果をあげた。	たった成果が認めら		
理を行うととも	理を行うととも	ついての点検及び	・ 保証引受審査の実状を点検し、その結果を踏まえ、令和	れる。	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
に、その迅速化を	に、その迅速化を	見直しの検討:年	3年10月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。こ	融資機関等関係団	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
図る。	図る。	1回以上	の改正により、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュ	体に対する事務連絡	>	_
ア保証引受、代	アー保証引受、代	・ 業務処理方法に	アルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑	等を、郵送から電子	_	
位弁済等の各	位弁済等の各	ついての見直しの	に行えるようになり、審査業務の適正化・迅速化を期待で	メールに変更したこ		<その他事項>
業務について、	業務について、	実施状況	きる成果をあげた。さらに、令和4年 10 月の改正では、	とにより、業務に要	<その他事項>	_
利用者の利便	利用者の利便	〇 担当部署及び会	新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務	する時間を3日から	_	
性の向上等に	性の向上等に	計部署における点	保証を本格導入した。また、毎年度定期的に検証を行い、	0.5日程度に大幅に		
資する観点か	資する観点か	検実施件数	必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続	短縮するとともに、		
ら、事務手続の	ら、事務手続の		して点検及び見直しが行われるよう措置した。さらに、令	郵送コストを削減し		
簡素化等業務	簡素化等業務	<評価の視点>	和4年度にも次の事項について改正し、令和5年4月から	たことは、事務の効		
処理の方法に	処理の方法に	利用者の手続面での	適用することとした。これにより、更に実態に即した審査	率化の観点から大き		
ついて毎年度	ついて毎年度	負担の軽減や業務の	業務の適正化及び迅速化が期待できることとなった。	な成果と認められ		
点検を実施し、	点検を実施し、	質的向上を図るた	① 実質管理案件対象の限定	る。		

必要に応じて
見直しを行う。 【指標】
〇 業務処理方
法についての
点検及び見直
しの実施状況
イ保証引受、代
位弁済等の業 務について、審
一 務について、番 一 香等の適正性
を確保しつつ、
標準処理期間
内に案件の処
理を行う。
<目標水準の考え
方>
・前中期目標
期間において、 目標(85%以上
の処理)の確実
な達成が見込
めるため、本中
期目標期間に
おいては、一層
の業務の見直

・期目のなめ期おのし処を目ン全標内こか前間標処達る目い業に理求標トて準にとなら中に(85)のがめ期はのる迅を引の処処がおの期に以確見本間一見業速めポげ件期す当用出標、上実込中に層直務化、イ、を間る 者書

類・データの不

備の補正に要

した期間など、

信用基金の責

めに帰すべき

事由とならな

いものについては、標準処理

期間から除く

必要に応じて 見直しを行う。 【指標】

め、事務処理の適正

化及び迅速化に向け

た取組は行われてい

るか

- 業務処理方 法についての 点検及び見直 しの実施状況
- 業務処理方法についての点検及び見直しの検討:年1回以上
- ・ 業務処理方 法についての 見直しの実施 状況
- イ 保証引受、 保証引等ので、 を確定ののの でののして、 でののして、 でののして、 でののして、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 では、 ののして、 でいる。 でい。 でいる。 でいる。
- (ア) 保証審査 7日
- (イ)代位弁済 135日
- (ウ)出資持分の 払戻し 30日 (エ)貸付審査 3日
- ウ 徴再踏のっ納当計て検証徴保収発ま徴て入部部正を料収証事防え収はの署署確実を料収料案止保に請す及に性施確。の等策証当求、びおの、実。誤のを料た・担会い点保に誤のを料た・担会い点保に

② 保証引受に当たっての専決事項の見直し

- ③ 格付と資産区分の整合性の改善
- ・ 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和3年 10 月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正した。この改正により、事故通知接受の手続・対応等が整備され、事務の効率化を期待できる成果をあげた。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。さらに、令和4年度にも次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。この改正により、一層実態に即した事務処理の適正化が期待できることとなった。
- ① 代位弁済請求に対する信用基金の基本的な方針等に 関して約定融資機関に周知する時期の変更
- ② 予見通知の具体例の追加
- ③ 代位弁済に当たって通知文の取扱いの明確化
- ④ 求償権の出資持分の処理方法の明確化
- ⑤ 債権回収業者に管理・回収を委託した求償権の取扱い の明確化
- ・ 求償権の償却手続きについて、「償却作業手順書」を令和4年11月に作成した。この結果、限られた業務時間で効率的に作業できるようになったとともに、初めて当該作業に携わる者でもマニュアルに沿って対応することにより、事務ミスを未然に防止する効果が得られた。
- ・融資機関等関係団体(556 先)に対する事務連絡等について、従来は郵送で送付をしていたが、対応可能な先については令和4年8月から電子メールに切り替えることとしてメールアドレスの収集を行い、令和4年度末時点で527 先について電子メールに切り替えた。その結果、送付文書の印刷、送付用封筒への宛名印刷及び封筒への文書封入等に3日ほど要していた作業が削減され、0.5 日程度で送付することが可能となり、事務処理の効率化につながった。さらに、郵送コストも大幅に削減することができた。
- 令和3年12月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の「債務保証審査マニュアル」、「求償権等の管理マニュアル」の点検及び見直しの取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した。
- イ 標準処理期間内の事務処理
- 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に 努め、標準処理期間内に全て処理を行った。
- ウ 保証料や貸付金の確実な徴収
- 保証料について、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署

「債務保証審査マニュアル」の改正により、審査業務の適正化・迅速化、「求関権等の管理マニュアル」の改正により、事務の適正化を期待できる成果が認められる。

「償却作業手順書」 作成に関しては、効 率的・正確に業務を 処理することが期待 できる成果が認めら れる。

なお、業務処理方 法についての点検及 び見直しの検討を平 成30年度から令和4 年度まで累計で11回 実施しており、中期 目標の水準を大きく 上回る取組を行っ

加えて、令和3年 度に、新たに林業信 用保証業務運営の検 証委員会を立ち上 げ、業務の実施に係 る点検等を行う体制 を強化するととも に、その結果を林業 信用保証業務運営委 員会において説明・ 意見交換し、信用基 金ウェブサイトで公 表することにより、 透明性を確保する、 というより積極的な 取組を行った。

また、標準処理期間内の事務処理の達成、保証料や貸付金の徴収を確実に行った。

以上のとおり、中

ſ	ことが適当。	また、貸付金	が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確		
	ウ 保証料の誤	については、確	性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収し	る取組を行ったこと	
	徴収事案等の	実に回収する。	た。	から、Aとする。	
	再発防止策を	【指標】			
	踏まえ、保証料	〇 担当部署及	〇 貸付金について、確実に回収した。	<課題と対応>	
	の徴収に当た	び会計部署に		_	
	っては、請求・	おける点検実			
	納入の都度、担	施件数			
	当部署及び会				
	計部署におい				
	て正確性の点				
	検を実施し、保				
	証料を確実に				
	徴収する。				
	また、貸付金				
	については、確				
	実に回収する。				
	【指標】				
ļ	〇 担当部署及				
	び会計部署に				
	おける点検実				
	施状況				

第1-3 漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1一3一(1)参照)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 (3) 求償権の管理・回収の取組	(第1-3-(2)参照) (第1-3-(3)参照) (第1-3-(4)参照) (第1-3-(5)参照)		予算額(千円)	21, 135, 435	16, 486, 441	20, 501, 229	16, 502, 420	14, 945, 900
(4) 利用者のニーズの反映等 (5) 事務処理の適正化及び迅速化		決算額(千円)	17, 700, 590	14, 158, 642	16, 990, 016	13, 246, 931	11, 299, 006	
(3) Pankeromenia (3)	(331 3 (3) 5/11/)	経常費用(千円)	1, 697, 033	1, 895, 445	1, 402, 419	1, 301, 863	1, 044, 843	
		経常収支(千円)	2, 760, 632	842, 921	899, 594	1, 107, 251	844, 683	
		行政コスト(注)(千円)	△1, 750, 245	1, 895, 467	1, 404, 412	1, 301, 863	1, 044, 895	
		従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>※108</b>	<b>※110</b>	<b>※111</b>	<b>※108</b>	

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目	目標期間評価に係る目	自己評価及び主教	<b>外大臣による評価</b>		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の第	美務実績・自己評価	主務大臣に	よる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第3 国民に対して提供するサービスそ	第1一3一	同左	同左	評定:A	評定 A	評定 A
の他の業務の質の向上に関する事項	$(1) \sim (5)$			3項目についてA、	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
3 漁業信用保険業務	を参照。			2項目についてBとし	5つの小項目のうち、3項目でA、2項	5つの小項目のうち、3項目でA、2
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定				たことから、中項目「3	目でBとなった。このうち、重要度が高い	項目でBとなった。このうち、重要度が
(第1-3-(1)参照)				漁業信用保険業務」に	業務とされた1項目((1)適切な保険料	高い業務とされた1項目((1)適切な
(2) 保険事故率の低減に向けた取組				ついてはA評価とす	率・貸付金利の設定)でAとなり、「独立	保険料率・貸付金利の設定)でAとなり、
(第1-3-(2)参照)				る。	行政法人農林漁業信用基金の業務の実績	「独立行政法人農林漁業信用基金の業務
(3) 求償権の管理・回収の取組					に関する評価の基準」に基づき評価を行	の実績に関する評価の基準」に基づき評
(第1-3-(3)参照)					った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」	価を行った結果、中項目「3 漁業信用
(4) 利用者のニーズの反映等					についてはA評価とする。	保険業務」についてはA評価とする。
(第1—3—(4)参照)						
(5) 事務処理の適正化及び迅速化					(3項目×3点+2項目×2点+1項目	(3項目×3点+2項目×2点+1項
(第1—3—(5)参照)					×3点)/(5項目×2点+1項目×2	目×3点)/(5項目×2点+1項目×
					点) =133.3%	2点)=133.3%
					※算定にあたっては、評定毎の点数を、	※算定にあたっては、評定毎の点数を、
					S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、	S:4点、A:3点、B:2点、C:1
					D:0点とし、重要度が高い1項目((1)	点、D:0点とし、重要度が高い1項目
					適切な保険料率・貸付金利の設定)につい	((1) 適切な保険料率・貸付金利の設
					ては、ウエイトを2倍としている。	定) については、ウエイトを2倍として
						いる。
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善	

		方策>	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策>
		<その他事項>	_
		_	<その他事項> _

第1-3-(1) 漁業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

2: <u>1</u> 2 5/11/												
主要なアウトプット(ア	主要なアウトプット(アウトカム)情報											
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
主な資金の保険料率(保証	E保険)											
漁業近代化資金及び漁業												
経営改善促進資金												
20トン以上	-	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%					
その他	-	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%					
事業資金												
20トン以上	-	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%					
その他	_	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%					

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
3 漁業信用保険	3 漁業信用保険	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
業務	業務	なし	ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
(1) 適切な保険料	(1) 適切な保険料		○ 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検を実	保険収支、漁業者	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計画
率・貸付金利の設	率・貸付金利の設	<その他の指標>	施した。その結果は以下のとおり。	の経営状況、漁業者	画に基づく取組を適確	に基づく取組を適確に
定	定	なし	・ 平成30年度~令和4年度のいずれの年度においても、現	間の事故率等を勘案	に実施することはもと	実施することはもとよ
ア 保険料率に	ア 保険料率に		行の保険料率の見直しを据置くことが適当との結論とな	して適切な保険料率	より、被災漁業者の漁	り、被災漁業者の漁業経
ついては、適正	ついては、適正	<評価の視点>	ったため、第4期中期目標期間において保険料率の見直し	を設定した。	業経営の再建を図るた	営の再建を図るための
な業務運営を	な業務運営を	業務収支の状況や保	は行わなかった。	これに加え、	めの資金について、通	資金について、通常より
行うことを前	行うことを前	険事故の発生状況の	・ 令和2年度の料率算定委員会においては、近年、災害に	①被災漁業者の漁業 常より5割~6割程度		5割~6割程度引き下
提として、漁業	提として、漁業	実態等を踏まえ、料	よる影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会	経営の再建を図る	引き下げた災害特例料	げた災害特例料率を令
の特性を踏ま	の特性を踏ま	率の点検、検討は行	の一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の	ための資金につい	率を令和2年度に導入	和2年度に導入し、令和
えつつ、リスク	えつつ、リスク	われているか	創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の	て、新たに保険料	し、4年度も継続見込	3年度以降も継続した。
を勘案した適	を勘案した適	基金協会に対する貸	一部の支所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の	率を5~6割程度	である。	本見直しは、被災漁業
切な水準に設	切な水準に設	付金利は、適切な水	引き下げを行っていることから、災害特例保険料率を設定	引き下げる災害特	本見直しは、被災漁	者の経営改善に資する
定する。	定する。	準に設定されている	することが必要との結論が出され、災害特例料率の設定	例料率を導入し	業者の経営改善に資す	取組であり、かつ、漁業
その際、収支	その際、収支	か	(通常保険料率から5割~6割程度引き下げ)に係る業務	た。	る取組であり、かつ、漁	信用保険部門の収支均
均衡に向けて、	均衡に向けて、		方法書の改正については、令和3年3月26日に主務省の認	②沿岸漁業改善資金	業信用保険部門の収支	衡にも配慮して行われ
業務収支の状	業務収支の状		可を受けた。(令和3年4月1日より施行)	の料率設定におい	均衡にも配慮して行わ	たことから、「A」評価が
況や保険事故	況や保険事故		・ 令和3年度の料率算定委員会においては、2年度の保険	ては、地方自治体	れたことから、「A」評	妥当である。
の発生状況の	の発生状況の		料率算定委員会において、引受や残高が減少し、理論値保	からの要望を踏ま	価が妥当である。	
実態等を踏ま	実態等を踏ま		険料率の算出が困難となっており、かつ、資金の性格に類	え、漁業者の負担		
え、毎年度、料	え、毎年度、料		似性のある資金(一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及	を最小限に抑える	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
率算定委員会	率算定委員会		び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金)について、	観点から、漁業近	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
において保険	において保険		資金等種類区分を大くくり化することが適当としたこと	代化資金と同等の	>	_

料率水準の点 検を実施し、必 要に応じて、保 険料率の見直 しを行う。

# <目標水準の考え方>

#### 【重要度:高】

- ・・・・
  保事・安す可あのですけにのうで
  保事・安す可あのでつ見これのでしが直とののでは、後継にめ要務に水不を重めてい直とがある。
  に続実の素収向準断行要
- イ 漁業信用対 急に金付している。 を切りでは、市中 を切りでする。 設定する。

料率水準の点 検を実施し、必 要に応じて、保 険料率の見直 しを行う。

を受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料率を設定した(基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定。)。

また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、信用基金において保険料率を新たに設定することに係る業務方法書の改正については、令和4年3月25日に主務省の認可を受けた(令和4年4月1日より施行)。

- ・ 令和4年度の料率算定委員会においては、第5期中期目標期間以降の検証に当たって、以下のとおり考え方を整理した。
- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険 料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保 険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担 能力等も勘案して保険料率を設定していく必要がある。
- ・ 上記の考え方に基づき、第5期中期目標期間において、
- ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討する。
- ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、 理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っている ことから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度 設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかに ついて検討する。
- 上記の料率算定委員会の結果については、漁業信用保険業 務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られ た。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/unei/uneiiinkaigyo.html

イ 適切な水準の貸付金利の設定

日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(平成30年度~令和3年度)及び日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている貸付予定日の属する月の前々月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等

料率を設定した。3従来の保険料率区分のままでは、今

①~③は、中期目標・中期計画で定められた事項ではなく、信用基金が積極的に取り組んだことである。

また、以上の取組 に加え、保険料率算 定委員会において、 第5期中期目標期間 以降の保険料率の見 直しの考え方につい て、資金全体の収支 だけではなく、資金 毎の理論値の推移に 着目して料率の見直 しを検討するという 視点を示し、基金協 会と情報を共有する ことによって、継続 的安定的な制度運営 のための財務基盤の 確立に向けた道筋を つけた。

このように、中期 目標を上回る水準の 取組であることか ら、Aとする。

<課題と対応>

くその他事項> -

争坦~

<その他事項>

(令和4年度)における預入期間ごとの利 て得た利率を、引き続き適用した。	率に2分の1を乗じ -
---	-------------

第1-3-(2) 漁業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

王要なアワトフット()	王要なアワトブット(アワトカム)情報											
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
今期保険引受累計額① (百万円)	ı	383, 754	76, 797	150, 921	244, 015	313, 158	372, 194					
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	ı	2, 482	1	47	268	704	951					
保険事故率(②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率: 0.95%以下	0. 65%		0. 03%	0.11%	0. 22%	0.26%					

<sup>※30</sup>年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「-」で表記。

3. 中期目標期間の	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(2) 保険事故率の	(2) 保険事故率の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
低減に向けた取	低減に向けた取	〇 中期目標期間中	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.26%	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
組	組	の保険事故率:	であり、定量的指標(0.95%以下)を達成した。	中期目標期間中の	本項目は定量評価項	中期目標及び中期計
中期目標期間	中期目標期間	0.95%以下		保険事故率は、令和	目であり、保険事故率	画に基づく取組を適確
中に保険契約を	中に保険契約を		ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	4年度末で 0.26%で	の目標値の達成度合が	に実施することはもと
締結した案件の	締結した案件の	<その他の指標>	○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。	あり、定量的指標	120%以上であること	より、保険事故率の低減
保険事故率が抑	保険事故率が抑	なし	・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議0件(平成30年度~	(0.95%以下) の達	から、「A」評価が妥当	に資する取組として、令
制されるよう、以	制されるよう、以		令和4年度累計)	成度合が 120%以上	である。	和2年度以降、法人が独
下の取組を行う。	下の取組を行う。	<評価の視点>	・ 大口保険引受案件の事前協議321件の全件(平成30年度	となった。		自に、各基金協会が行う
アニ漁業信用基	ア 漁業信用基	保険事故率の低減に	~令和4年度累計)	保険事故率が抑制	<指摘事項、業務運営	期中管理活動等への助
金協会におい	金協会におい	向けて、基金協会と	・ 大口保険金請求案件の事前協議77件の全件(平成30年度	されるよう、基金協	上の課題及び改善方策	成事業(例えば、被保証
て適正な引受	て適正な引受	の協議、融資機関と	~令和4年度累計)	会とともに大口の保	>	者の信用調査や、融資機
審査や代位弁	審査や代位弁	の適切なリスク分	・ 近年の漁業信用保険業務においては、事故率が低位で推	険金請求案件の事前	_	関に同行した被保証先
済が行われる	済が行われる	担、情報の共有等の	移しているが、国内の漁業をめぐる経営環境は、自然災害、	協議や、保険引受審		の巡回等への助成)に取
よう、漁業信用	よう、漁業信用	取組は行われている	国際情勢などの影響を受け、不安定な状況となっているこ	査・保険金支払審査	<その他事項>	り組んだ。
基金協会の保	基金協会の保	か	とから、大口保険引受案件の事前協議について、信用基金	等に係る情報共有・	_	この取組等により、保
証要綱等の制	証要綱等の制		及び基金協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能	意見交換等を着実に		険事故率の目標値の達
定・改正に伴う	定・改正に伴う		するかという観点から、	実施したことに加		成度合が 120%以上とな
協議並びに大	協議並びに大		1.リスクが高いと思われる資金等に係る事前協議対象範	え、直接的に保険事		ったことから、「A」評価
口保険引受案	口保険引受案		囲の拡大	故等の抑制に繋がる		が妥当である。
件及び大口保	件及び大口保		2.相対的にリスクが低いと思われる資金にかかる事前協	新たな助成事業を創		
険金請求案件	険金請求案件		議対象範囲の緩和	設したこと、これに		<指摘事項、業務運営上
の事前協議を	の事前協議を		3.経営良好(直近3ヶ年収支平均が黒字であること、繰	加え、制度の安定的・		の課題及び改善方策>

_				
全件について	全件について	越欠損金がないこと)かつ総合償還計画が妥当と判断で	継続的な運営のため	_
確実に実施す	確実に実施す	きる場合、これらの確認書類を報告することで事前協議	の保険事故率低減の	
る。	る。	に代えることができるとしている「大口事前協議の特	ため、融資機関と基	<その他事項>
イ 融資機関と	イ 融資機関と	例」について、上記条件に該当するか否かの確認の徹底	金協会、信用基金が	_
の適切なリス	の適切なリス	を内容とする事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月	適切なリスク分担を	
ク分担を図る	ク分担を図る	から実施した。	図る観点から、期中	
との観点から、	との観点から、	・ 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理	管理や引受けに関し	
漁業者等の負	漁業者等の負	を促し、着実に事故率の低減を図る観点から、令和3年 12	て、融資機関、基金協	
担や国庫負担	担や国庫負担	月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額が 5,000 万円	会、信用基金がどの	
の増加を避け	の増加を避け	以上」から「保険金額の総額が 3,000 万円以上」に見直	ように取り組むべき	
ることに留意	ることに留意	し、令和4年1月から実施した。	かを考え、関係者と	
しつつ、現在実	しつつ、現在実		も積極的かつ丁寧に	
施している部	施している部	イ 融資機関との適切なリスク分担	意見交換を行うよう	
分保証やペナ	分保証やペナ	○ 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している	整理したこと、これ	
ルティー方式	ルティー方式	部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果等	らの考え方に基づく	
(代位弁済時	(代位弁済時	の検証を行い、以下の結論を得た。	保険事故率の低減に	
等に一定額を	等に一定額を	・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は	資する取組を令和4	
融資機関が負	融資機関が負	認められるものの、基金協会が個別に取組を拡大して行く	年4月から実施した	
担する方式) 等	担する方式) 等	には限界がある。	ことは、これまでに	
の方策につい	の方策につい	・ 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢	ない新たな取組であ	
て導入効果を	て導入効果を	は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあるこ	ることから、Aとす	
毎年度検証す	毎年度検証す	とを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。	る。	
るとともに、必	るとともに、漁	・ 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事		
要に応じて方	業信用基金協	故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切	<課題と対応>	
策を拡充する。	会との意見交	なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考	_	
ウ 漁業信用基	換等を行うな	えられ、その対応案については次のとおり整理した。		
金協会及び融	ど連携を深め	①設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されている		
資機関と連携	つつ、必要に応	ケースが多い運転資金の保証引受に当たって、正常な運		
しながら、被保	じて方策を拡	転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で		
証者及び貸付	充する。	保証を引き受けるべき		
先の財務状況	ウ 漁業信用基	②関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき		
等を踏まえ、保	金協会及び融	・ 以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。		
険引受審査、保	資機関と連携	・ なお、令和4年度においてアンケート調査及び勉強会を		
険金支払審査	しながら、被保	実施し、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したとこ		
等に係る情報	証者及び貸付	ろ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、		
の共有及び意	先の財務状況	基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることが		
見調整を着実	等を踏まえ、保	確認された。		
に行う。また、	険引受審査、保			
必要に応じ漁	険金支払審査	○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、漁業信用		
業信用基金協	等に係る情報	保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。		
会が行う期中	の共有及び意	その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。		
管理の改善を	見調整を着実	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-		
求めるなど、保	に行う。また、	gyo.html		
険事故の未然	必要に応じ漁			
防止に努める。	業信用基金協	ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調		
【指標】	会が行う期中	整		
THIM!	7.013.7/11.	<del>"</del>		<u> </u>

〇 中期目標期	管理の改善を	○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情	
間中の保険事	求めるなど、保	報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行っ	
故率(直近10年	険事故の未然	た。	
の平均実績:	防止に努める。		
0.95%)	【指標】	○ 令和3年度からは、代位弁済事前協議又は保険金支払審査	
<想定される外部	○中期目標期	の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申	
要因>	間中の保険事	送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すととも	
・保険事故に	故率:0.95%以	に、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部門に対し当	
ついては、経済	下	該事案の共有を行った。	
情勢、国際環境	'	欧争来が八月で1] りた。	
の変化、災害の		│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	
発生、法令の変		件を除く)38基金協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協	
サ等の影響を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		特を味べり30基立協会・文別とこの自私自信領に係る個別協   議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済	
		一	
受けるもので		の発生見込みや現地の水産事情について、併せて指揮した。	
あるため、評価		O 0100 F.M. BY 0 = # = FM = # = *	
において考慮		○ 令和2年度より、最近の事故事例に基づき、	
するものとす		1. 代位弁済(保険金支払)までの経緯	
る。		2. 保証(保険)引受に問題がなかったか	
		3. 事故の予兆がなかったか	
		4. 予兆に対して適切な措置はとられたか	
		等について、振り返り(点検・検証)を行い、その上で、引 📗	
		受審査から期中管理の段階まで、今後の留意すべき事項を整	
		理した事故事例を作成し、信用基金ホームページに新たに設	
		置された関係者専用ページに掲載することにより、基金協会	
		に提供した。	
		〇 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務	
		の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう新たな助	
		成事業を令和2年から実施した。本助成事業により、基金協	
		会・支所においてウェブ会議に対応した PC 等のインフラ整	
		備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行うなど、事故	
		率を低減させるための取組が進んだ。	
		これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業	
		を活用して、	
		①個人信用情報機関への照会等の信用調査	
		②融資機関同行巡回	
		3担当職員の負負向上のための研修	
		はCVI木沢争以半15河に茶かる以祖19916が行われた。	

第1-3-(3) 漁業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

### 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

土姜なアワトノット(アレ	ハトカム)旧牧							
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	I	770	678	596	656	562	442	
回収向上に向けた取組の								
実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
求償権を有する漁業信 用基金協会との個別協	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
議実施率								

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(3) 求償権の管理・	(3) 求償権の管理・	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
回収の取組	回収の取組	なし	〇 回収見込調査は毎年度2回実施した。	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
漁業信用基金	漁業信用基金			回収向上のため回	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
協会の求償権の	協会の求償権の	<その他の指標>	○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づ	収実績の進捗管理や	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
行使による回収	行使による回収	〇 回収向上に向け	き、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有	基金協会との個別協	に実施することはもと	に実施することはもと
については、回収	については、回収	た取組の実施状況	する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した(平成30年度	議を着実に行ったこ	より、求償権の管理・回	より、求償権の管理・回
実績の進捗管理	実績の進捗管理	· 回収見込調査実	~令和4年度の個別協議実施率100%)。	とに加え、新たに基	収の促進に資する取組	収の促進に資する取組
や漁業信用基金	や漁業信用基金	施回数:年2回以	このうち、各年度の上半期の回収実績の進捗率が低かった	金協会の回収率の向	として、法人が独自に、	として、令和2年度以
協会との個別協	協会との個別協	上	のべ54基金協会・支所(平成30年度~令和4年度)について、	上に繋がるよう回収	各基金協会の求償活動	降、法人が独自に、各基
議の実施等、回収	議の実施等、回収	・ 求償権を有する	下半期に個別協議を実施した。	事例の整理・提供(優	に対する助成事業(例	金協会の求償活動に対
向上に向けた取	向上に向けた取	漁業信用基金協会		良な回収事例の共	えば、回収専門員の臨	する助成事業(例えば、
組を着実に行う。	組を着実に行う。	との個別協議実施	〇 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るた	有)を行ったこと、ま	時雇用や弁護士への依	回収専門員の臨時雇用
【指標】	【指標】	率:87%以上	め、令和2年度から基金協会に対する助成事業を実施し、同助	た、令和2年度に創	頼等を実施する際に助	や弁護士への依頼等を
〇 回収向上に向	〇 回収向上に		成事業の活用によって、基金協会においては、外部専門家(弁	設した助成事業にお	成)に取り組んだこと	実施する際に助成)に取
けた取組の実施	向けた取組の	<評価の視点>	護士、調査会社等)の活用等により求償権の管理・回収に係る	いて、その活用実績	から、「A」評価が妥当	り組んだことから、「A」
状況 (回収見込調	実施状況	求償権の回収向上に	法的手続きを促進する等、回収向上に向けた取組が行われた。	についての各基金協	である。	評価が妥当である。
查実施状況、個別	· 回収見込調	向けて、回収見込調	これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を	会間での共有を積極		
協議実施状況等)	査実施回数:年	査、個別協議等の取	活用して、	的に行い、基金協会	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
	2回以上	組は行われているか	① 強制執行 (競売、債権差押等)、支払督促等の法的措置の	において、その事例	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
	・ 求償権を有		実施	を参考として、信用	>	_
	する漁業信用		② 弁護士の積極的な活用	基金からの助成金を	_	
	基金協会との		③ 回収専門員の臨時雇用	活用し求償権の管		<その他事項>
	個別協議実施		④ 管理・回収のためのインフラ整備(現地交渉のためのタブ	理・回収促進のため	<その他事項>	_
	率:87%以上		レット購入、ウェブ環境整備)	の取組みを強化し	_	
			など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われ	た。		

た。	特に、令和2年度	
	以降の3年間の平均	
○ 令和2年度以降、求償権の回収向上に資するため、基金協会	保険金支払額(約6	
から回収事例を収集し、効果的な回収方法、特徴的な回収方法	億円)が、令和元年度	
について整理し、信用基金ホームページに令和2年度に新た	までの3年間の平均	
に開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協	保険金支払額(約13	
会に提供した。	億円)に比べ大幅減	
云に)た(人) た。	となり、かつ無担保・	
	無保証人制度の普及	
	を背景に回収財源が	
	限られる中で、2年	
	度以降は、各年度の	
	保険金支払額相当も	
	しくはそれを超える	
	回収実績を上げてい	
	ることは評価でき	
	る。	
	以上のとおり、中	
	期目標を上回る水準	
	の取組みを行ったこ	
	とから、Aとする。	
	<課題と対応>	
	_	

第1-3-(4) 漁業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

### 2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王安はアフトプット(アフトガム)旧刊								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	_	1回	1 🛭	1 🛭	1 🛛	1 🛭	
漁業信用基金協会、融資 機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上		7回	80	22回	19回	20回	
現地水産関係団体との情 報・意見交換回数	年3回以上	_	5回	3回	1 回 ※	4回	3回	

3. 中期目標期間の勢	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大国	5による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(4) 利用者のニー	(4) 利用者のニー	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
ズの反映等	ズの反映等	なし	○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
漁業信用保証	漁業信用保証		理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者へのア	利用者へのアンケ	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
保険制度の利用	保険制度の利用	<その他の指標>	ンケートによる意見募集を5回(平成30年度~令和4年度累	ートによりニーズを	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
者の意見募集を	者の意見募集を	○ 利用者ニーズの	計)行った。	把握するとともに、	に実施していることか	に実施していることか
幅広く定期的に	幅広く定期的に	反映等状況	利用者へのアンケートを踏まえ、	漁業信用保証保険制	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
行うとともに、融	行うとともに、融	・ 利用者へのアン	平成30年度においては、大口保険引受の事前協議の事務手	度の普及推進・利用	ある。	る。
資機関や漁業者	資機関や漁業者	ケート調査による	続きの簡素化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を図	促進に取り組んだ。		
等の全国団体等	等の全国団体等	意見募集回数:年	った(平成31年4月より実施)。	また、災害発生時	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
との情報及び意	との情報及び意	1回以上	令和2年度及び3年度においては、融資機関との適切なり	等には相談窓口を開	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
見交換を通じて、	見交換を通じて、	· 漁業信用基金協	スク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基	設し、基金協会等と	>	_
本制度に関する	本制度に関する	会、融資機関等関	金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつ	連携して対応したこ	_	
利用者のニーズ	利用者のニーズ	係機関との情報・	つ整理し、その考え方に基づく取組を、令和4年4月から実施	とから、Bとする。		<その他事項>
を把握し、業務運	を把握し、業務運	意見交換回数:年	する体制を整えた。		<その他事項>	_
営への適切な反	営への適切な反	7回以上	令和4年度においては、期中管理の考え方等の浸透状況等	<課題と対応>	_	
映と本制度の円	映と本制度の円	· 現地水産関係団	を把握し、期中管理の考え方等について、一定の理解が得ら	_		
滑な運営を図る	滑な運営を図る	体との情報・意見	れ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを			
ために必要な運	ために必要な運	交換回数:年3回	確認するとともに、今後は、融資機関も含めて期中管理に積極			
用の見直しを行	用の見直しを行	以上	的に関与するよう共通ルールの確立を目指すこと等、検討課			
うほか、災害発生	うほか、災害発生		題を整理した。			
時等に必要に応	時等に必要に応	<評価の視点>				
じて相談窓口を	じて相談窓口を	制度の利用者のニー	○ 基金協会の各地区ブロック会議等において意見交換を76回			
開設し、漁業信用	開設し、漁業信用	ズを把握し、業務運	(平成30年度~令和4年度累計)行った。また、現地水産関係			
基金協会等と連	基金協会等と連	営に反映させる取組	団体等を訪問し幅広く意見交換を16回(平成30年度~令和4			
携して対応する。	携して対応する。	は行われているか	年度累計。ウェブ会議を含む。)行った。令和2年度及び3年			

【指標】	また、相談や苦情	度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、		
〇 利用者ニーズ	等に対して適切	現地水産関係団体等の訪問は行えなかったが、ウェブ会議に		
の反映等状況 (意	に対応する。	よる意見交換を5回行い、4年度においては、新型コロナウイ		
見募集や情報・意	【指標】	ルス感染症の拡大状況をみつつ、現地での意見交換を3回行	<del>-</del>	
見交換等の実施	〇 利用者ニー	った(※令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の		
状況、相談窓口開	ズの反映等状	影響により指標を下回る実績となったが、基金協会や融資機	4	
設回数等)	況	関等関係機関との情報・意見交換は例年以上に実施すること	:	
	<ul><li>利用者への</li></ul>	により現地の状況を聴取する等した。)。		
	アンケート調			
	査による意見	○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影		
	募集回数:年1	響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の		
	回以上	償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した(平成30年	<u>:</u>	
	<ul><li>漁業信用基</li></ul>	度~令和4年度累計35回)。		
	金協会、融資機			
	関等関係機関			
	との情報・意見			
	交換回数:年7			
	回以上			
	· 現地水産関			
	係団体との情			
	報・意見交換回			
	数:年3回以上			
	× 1-2 □ × 1			
1			1 1	

第1-3-(5) 漁業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

王要なアワトブット(ア	ワトカム)	情報
-------------	-------	----

土要なアワトノット()	ペプトカム) 情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	-	1回	1回	1回	1回	1 🛭	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険 料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	8日	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署に おける点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 中期目標期間の	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
(5) 事務処理の適	(5) 事務処理の適	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B		
正化及び迅速化	正化及び迅速化	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>		
利用者の手続	利用者の手続		○ 令和元年度から4年度において、公文書の発出にかかる	公文書の発出に係	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計		
面での負担の軽	面での負担の軽	<その他の指標>	事務処理が適切に行われなかった事案等が発生したが、都	る事務処理が適切に	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確		
減や業務の質的	減や業務の質的	〇 業務処理方法に	度、再発防止策を講じることにより、適切な事務処理の実施	行われなかった事案	に実施していることか	に実施していることか		
向上を図るため、	向上を図るため、	ついての点検及び	を図った。	等があったが、適切	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ		
次の事項を実施	次の事項を実施	見直しの実施状況		な処理を行うととも	ある。	る。		
し、適正な事務処	し、適正な事務処	· 業務処理方法	○ 直近の令和4年度においては、国の補助事業の保険引受	に、再発防止策を講				
理を行うととも	理を行うととも	についての点検	等の状況について、四半期に1回報告を行っている「報告	じた。	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上		
に、その迅速化を	に、その迅速化を	及び見直しの検	書」の一部で保険引受残高の記載誤りが判明した。	上記を踏まえ、概	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>		
図る。	図る。	討:年1回以上	事案原因は、当該事業に係る保険引受一覧表(以下、「一	ね計画が達成されて	>	-		
ア 保険引受、保	ア 保険引受、保	・ 業務処理方法	覧表」という)」を作成後し一覧表から報告書へ転記を行う	いることから、Bと	_			
険金支払等の	険金支払等の	についての見直	際に作成者の記載誤り、また、確認者が誤りに気づくことが	する。		<その他事項>		
各業務につい	各業務につい	しの実施状況	出来なかったことにより発生したものであり、再発防止策		<その他事項>	_		
て、利用者の利	て、利用者の利	〇 担当部署及び会	として、	<課題と対応>	_			
便性の向上等	便性の向上等	計部署における点	① 一覧表からの転記部分をハイライト表示することによ	_				
に資する観点	に資する観点	検実施回数:毎月	る転記ミス防止、					
から、事務手続	から、事務手続	1回以上	② 一覧表と報告書の転記部分に確認者が記号を付すこと					
の簡素化等業	の簡素化等業		によるチェック漏れの防止					
務処理の方法	務処理の方法	<評価の視点>	を行うことにより、再発防止を図った。					

について毎年	について毎年	利用者の手続面での		
度点検を実施	度点検を実施	負担の軽減や業務の	イー標準処理期間内の事務処理	
し、必要に応じ	し、必要に応じ	質的向上を図るた	事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。	
て見直しを行	て見直しを行	め、事務処理の適正		
う。	う。	化及び迅速化に向け	ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収	
【指標】	【指標】	た取組は行われてい	○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の	
〇 業務処理方	〇 業務処理方	るか	都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性	
法についての	法についての		の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。	
点検及び見直	点検及び見直			
しの実施状況	しの実施状況		○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	
イ 保険引受、保	· 業務処理方			
険金支払等の	法についての			
業務について、	点検及び見直			
審査等の適正	しの検討:年1			
性を確保しつ	回以上			
つ、標準処理期	· 業務処理方			
間内に案件の	法についての			
処理を行う。	見直しの実施			
<目標水準の考え	状況			
方>	イ 保険引受、保			
· 前中期目標	険金支払等の			
期間において、	業務について、			
目標 (85%以上	審査等の適正			
の処理) の確実	性を確保しつ			
な達成が見込	つ、以下の標準			
めるため、本中	処理期間内に			
期目標期間に	案件の処理を			
おいては、一層	行う。			
の業務の見直	(ア) 保険通知の			
しによる業務	処理・保険料			
処理の迅速化	徴収 37日			
を求めるため、	(イ) 保険金支払			
目標を15ポイ	審査 25日			
ント引き上げ、	(ウ)納付回収金			
全ての案件を	の収納 29			
標準処理期間	日			
内に処理する	(工)貸付審査			
ことが適当。	漁業長期資金			
なお、利用者	償還日と同			
からの提出書	日付貸付			
類・データの不	漁業短期資金			
備の補正に要	8日			
した期間など、	ウ 保険料の誤			
信用基金の責	徴収事案等の			
めに帰すべき	再発防止策を			
事由とならな	踏まえ、保険料			

いものについ	及び貸付金利
ては、標準処理	息の徴収に当
期間から除く	たっては、請
ことが適当。	求・納入の都
ウ 保険料の誤	度、担当部署及
徴収事案等の	び会計部署に
再発防止策を	おいて正確性
踏まえ、保険料	の点検を実施
及び貸付金利	し、保険料や貸
息の徴収に当	付金利息を確
たっては、請	実に徴収する。
求・納入の都	また、貸付金
度、担当部署及	については、確
び会計部署に	実に回収する。
おいて正確性	【指標】
の点検を実施	〇 担当部署及
し、保険料や貸	び会計部署に
付金利息を確	おける点検実
実に徴収する。	施回数:毎月1
また、貸付金	回以上
については、確	
実に回収する。	
【指標】	
〇 担当部署及	
び会計部署に	
おける点検実	
施状況	

第1-4 農業保険関係業務

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)			
(第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)	予算額(千円)	117, 321, 504	161, 344, 943	161, 352, 705	161, 350, 000	161, 344, 590			
	決算額(千円)	403, 700	1, 015, 949	1, 552, 774	14, 758	517, 409			
	経常費用(千円)	14, 187	14, 585	12, 903	16,641	18,100			
	経常収支(千円)	5, 575	177	△617	△2,910	△1,674			
	行政コスト(注)(千円)	△5, 549	14, 630	14, 381	16, 641	18, 152			
	従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>%108</b>	<b>※110</b>	<b>※111</b>	<b>※108</b>			

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の第	美務実績・自己評価	主務大臣は	こよる評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
中期目標 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報 提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)		主な評価指標等				(期間実績評価)  評定    B			
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> - <その他事項> -	S:4点、A:3点、B:2点、C:1			

第1-4-(1) 農業保険関係業務-農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回	56回			

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
4 農業保険関係	4 農業保険関係	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
業務	業務	なし	○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
(1) 農業保険関係	(1) 農業保険関係		NOSAIイントラネットに、以下の情報を掲載した。	情報提供の充実及	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
業務についての	業務についての	<その他の指標>	① 農業保険関係業務の概要(毎年度)	び利用者の意見の反	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
情報提供の充実	情報提供の充実	〇 農業共済団体等	② 農業共済組合等の財務状況調査結果(毎年度)	映に取り組んだこと	に実施していることか	に実施していることか
及び利用者の意	及び利用者の意	への農業保険関係	③ 貸付金利の変更(延べ106回)	から、Bとする。	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
見の反映	見の反映	業務の周知回数:	④ 農業保険関係業務貸付取扱要領の変更(平成30年度、令		ある。	る。
信用基金の農	信用基金の農	年1回以上	和4年度)	<課題と対応>		
業保険関係業務	業保険関係業務			_	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
の役割や手続き	の役割や手続き	<評価の視点>	〇 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の		上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
について、利用者	について、利用者	利用者に対する情報	業務実績等について説明した。		>	_
等に対し、図表な	等に対し、図表な	提供の充実、意見募			_	
ども含めて分か	ども含めて分か	集を行い、業務運営	〇 利用者である農業共済団体から、事業運営の実態にあわせ			<その他事項>
りやすい形で周	りやすい形で周	に反映させる取組は	て信用基金の貸付取扱要領を見直すよう要請があり、その要		<その他事項>	_
知するなど情報	知するなど情報	行われているか	請に応じて、信用基金は貸付額の算定方法や徴求書類の変更		_	
提供の充実を図	提供の充実を図		を行った。			
るとともに、利用	るとともに、利用		なお、意見があったものの、反映していない案件はない。			
者からの意見募	者からの意見募					
集を幅広く定期	集を幅広く定期					
的に行い、業務運	的に行い、業務運					
営に適切に反映	営に適切に反映					
させる。	させる。また、相					
【指標】	談や苦情等に対					
〇 農業共済団体	して適切に対応					
等への農業保険	する。					
関係業務の周知	【指標】					
状況	〇 農業共済団					
	体等への農業					
	保険関係業務					
	の周知回数:年					

1回以上			

第1-4-(2) 農業保険関係業務-共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ										
主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
標準処理期間										
貸付審査	4∃	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%			

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(2) 共済団体等に	(2) 共済団体等に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
対する貸付業務	対する貸付業務	なし	ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
の適正な実施	の適正な実施		○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議等の全国会	共済団体等に対す	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
ア 共済団体等	ア 共済団体等	<その他の指標>	議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を	る貸付業務の適正な	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
に対する貸付	に対する貸付	なし	受けるよう促した。	実施に取り組んだこ	に実施していることか	に実施していることか
業務は、農業共	業務は、農業共			とから、Bとする。	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
済制度及び農	済制度及び農	<評価の視点>	〇 共済団体に対し、災害等により被災した農業者に対する		ある。	る。
業経営収入保	業経営収入保	共済団体等に対し	共済金の支払いに必要な資金の貸付けを8回(平成30年度	<課題と対応>		
険事業の円滑	険事業の円滑	て、民間金融機関か	~令和4年度累計)行った。	_	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
な実施を担保	な実施を担保	ら融資を受けるよう	いずれの貸付けについても、		上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
するためのセ	するためのセ	促す取組が行われて	・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか		>	_
ーフティネッ	ーフティネッ	いるか。適正な事務	・ 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を		_	
トであること	トであること	処理が行われている	検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由			<その他事項>
を踏まえ、大災	を踏まえ、大災	か	を内容とする調書を徴求した。		<その他事項>	_
害時等の緊急	害時等の緊急				_	
的な対応を除	的な対応を除		〇 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。			
き、信用基金か	き、信用基金か					
ら共済団体等	ら共済団体等		イ 適切な水準の貸付金利の設定			
に対し、民間金	に対し、民間金		○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担			
融機関からの	融機関からの		にならないよう、市中金利と同程度の水準(借入申込み期間			
融資を受ける	融資を受ける		に相当する全銀協日本円TIBORレートに、一定の率を			
よう促す。	よう促す。		上乗せ)に設定した。			
その上で、共	その上で、共					
済団体等に対	済団体等に対		ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収			
し貸付けを行	し貸付けを行		○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおり			
う場合は、迅速	う場合は、迅速		に全額回収(償還期限未到来分を除く)した。			
かつ着実に実	かつ着実に実					
施するため、貸	施するため、貸					
付審査の適正	付審査の適正					
性を確保しつ	性を確保しつ					

	つ、標準処理期	つ、標準処理期
	間内に全ての	間(4日)内に
	案件を処理す	全ての案件を
	る。	処理する。
1		イ 貸付金利に
[	ついては、貸付	ついては、貸付
	目的、調達コス	目的、調達コス
	ト、市中金利等	ト、市中金利等
	を考慮した適	を考慮した適
	切な水準に設	切な水準に設
	定する。	定する。
	貸付金及び	ウ 貸付金及び
	貸付金利息に	貸付金利息に
	ついては、定め	ついては、定め
	られた期日に	られた期日に
	確実に回収す	確実に回収す
	る。	る。
	- 0	30

第1-5 漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)									
漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)				
(第1―5―(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1―5―(2)参照)	予算額(千円)	28, 431, 756	28, 428, 508	28, 440, 045	30, 560, 625	69, 188, 336				
	決算額(千円)	14, 149	17, 120	15, 528, 058	67, 230, 227	68, 307, 712				
	経常費用(千円)	9, 703	15, 988	20, 295	21, 382	21,360				
	経常収支(千円)	△3,820	△9, 952	△9, 923	51,714	49, 297				
	行政コスト (注) (千円)	2,630	15, 992	20, 417	21, 382	21,399				
	従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>※108</b>	<b>※110</b>	<b>※</b> 111	<b>%108</b>				

3.中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の第	美務実績・自己評価	主務大臣に	よる評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
第3 国民に対して提供するサービスそ	第1-5-	同左	同左	評定:A	評定 A	評定   A		
の他の業務の質の向上に関する事項	(1)及び(2)			1項目についてA、	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>		
5 漁業災害補償関係業務	を参照。			1項目についてBとし	2つの小項目のうち、1項目でA、1項	2つの小項目のうち、1項目でA、1		
(1) 漁業災害補償関係業務についての				たことから、中項目「5	目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信	項目でBとなり、「独立行政法人農林漁		
情報提供の充実及び利用者の意見の				漁業災害補償関係業	用基金の業務の実績に関する評価の基	業信用基金の業務の実績に関する評価		
反映				務」についてはA評価	準」に基づき評価を行った結果、中項目	の基準」に基づき評価を行った結果、中		
(第1-5-(1)参照)				とする。	「5 漁業災害補償関係業務」については	項目「5 漁業災害補償関係業務」につ		
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正					A評価とする。	いてはA評価とする。		
な実施 (第1-5-(2)参照)					/1750 2 b . 1750 2 b) //275	(17FD2 b. 17FD2 b) //2		
(第1-5-(2) 参照)					(1項目×3点+1項目×2点)/(2項   目×2点) = 125%	(1項目×3点+1項目×2点)/(2     項目×2点)=125%		
					日本と思り-125%	項目へと思) = 125%		
					   ※算定にあたっては、評定毎の点数を、	   ※算定にあたっては、評定毎の点数を、		
					S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、	S:4点、A:3点、B:2点、C:1		
					D: 0点としている。	点、D:0点としている。		
						, 2		
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善		
					方策>	方策>		
					_	_		
					<その他事項>	<その他事項>		
					_	_		

年1回以上

害補償関係業務の周知回

第1-5-(1) 漁業災害補償関係業務-漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災								

2回

2回

20

20

1 🗇

3. 中期目標期間の調	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価				
			業務実績自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)		
5 漁業災害補償	5 漁業災害補償	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B		
関係業務	関係業務	なし	○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>		
(1) 漁業災害補償	(1) 漁業災害補償		毎年度、信用基金ホームページに掲載しているリーフレッ	情報提供の充実及	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計		
関係業務につい	関係業務につい	<その他の指標>	トを更新した。	び利用者の意見の反	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確		
ての情報提供の	ての情報提供の	〇 漁業共済団体へ	利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについ	映に取り組んだこと	に実施していることか	に実施していることか		
充実及び利用者	充実及び利用者	の漁業災害補償関	て信用基金ホームページに関係者専用ページを設置して掲載	から、Bとする。	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ		
の意見の反映	の意見の反映	係業務の周知回	した。		ある。	る。		
信用基金の漁	信用基金の漁	数:年1回以上	また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務	<課題と対応>				
業災害補償関係	業災害補償関係		統計年報をホームページ上に掲載した。	_	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上		
業務の役割や手	業務の役割や手		https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html		上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>		
続きについて、利	続きについて、利	<評価の視点>			>	_		
用者等に対し、図	用者等に対し、図	利用者に対する情報	○ 令和3年度に、不漁の継続や新型コロナウイルス感染症の		_			
表なども含めて	表なども含めて	提供の充実、意見募	影響により、想定していない規模の漁業共済の支払が生じ、国			<その他事項>		
分かりやすい形	分かりやすい形	集を行い、業務運営	が支払うべき保険金の支払不足が生じている状況の中、利用		<その他事項>	_		
で周知するなど	で周知するなど	に反映させる取組は	者である漁業共済団体から、信用基金へ貸付限度額及び短期		_			
情報提供の充実	情報提供の充実	行われているか	借入金の限度額を上回る借入れの要請があったことから、そ					
を図るとともに、	を図るとともに、		の要請に応えるため、信用基金は業務方法書に定める貸付限					
利用者からの意	利用者からの意		度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額の認可申請を					
見募集を幅広く	見募集を幅広く		経て、信用基金から漁業共済団体への貸付けを行った。					
定期的に行い、業	定期的に行い、業		また、漁業災害補償関係業務運営委員会で各委員からご報					
務運営に適切に	務運営に適切に		告いただいた漁業被害の状況等の情報を、信用基金は各県域					
反映させる。	反映させる。ま		の被害状況の把握や今後の資金ニーズの把握、借入額の予測					
	た、相談や苦情等		に活用した。					
【指標】	に対して適切に		なお、意見があったものの、反映していない案件はない。					
〇 漁業共済団体	対応する。							
への漁業災害補	【指標】							
償関係業務の周	〇 漁業共済団							
知状況	体への漁業災							
	害補償関係業							

務の周知回数: 年1回以上			

第1-5-(2) 漁業災害補償関係業務-共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ												
主要なアウトプット(アウトカム)情報												
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
標準処理期間												
貸付審査	_	_	_	_	100%	100%	100%					

3 中期日煙期間の	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	 による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(2) 共済団体に対	(2) 共済団体に対	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
する貸付業務の	する貸付業務の	なし	〇 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促し	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
適正な実施	適正な実施		たが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額につ	共済団体等に対す	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
ア 共済団体に	ア 共済団体に	<その他の指標>	いてスムーズな対応が困難であることから、令和2年度より	る貸付業務の適正な	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
対する貸付業	対する貸付業	なし	信用基金が貸付けを行うことになった。	実施に取り組んだこ	に実施することはもと	に実施することはもと
務は、漁業災害	務は、漁業災害		事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。	とに加え、以下の事	より、令和2年度及び	より、令和2年度以降、
補償制度の円	補償制度の円	<評価の視点>		項を実施したことか	令和3年度について、	魚価の大幅な下落や深
滑な実施を担	滑な実施を担	共済団体に対して、	○ 貸付金利については、令和2~4年度に検証を行った結果、	ら、Aとする。	魚価の大幅な下落(新	刻な不漁により、想定を
保するための	保するための	民間金融機関から融	信用基金が貸付原資を調達するに当たっての金融機関の貸出		型コロナウイルス感染	上回る規模の漁業共済
セーフティネ	セーフティネ	資を受けるよう促す	コスト等から全銀協日本円 TIBOR レートに 0.35%上乗せした	(自己評価の考え	症拡大の影響)や深刻	金の支払が必要となり、
ットであるこ	ットであるこ	取組が行われている	利率を適用した。	方)	な不漁により、想定を	支払財源の国庫負担分
とを踏まえ、大	とを踏まえ、大	か。適正な事務処理		不漁の継続や、新	上回る規模の漁業共済	が一時的に不足する事
災害時等の緊	災害時等の緊	が行われているか	○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められ	型コロナウイルス感	金の支払が必要とな	態となったところ、法人
急的な対応を	急的な対応を		た期日に回収した。		が主体的に民間金融機	
除き、信用基金	除き、信用基金			くの魚種における需	担分が一時的に不足す	関から資金を調達し、こ
から共済団体	から共済団体		〇 上記に加え、当初の計画にない以下の事項を実施した。	要減退及び価格低迷	る事態となったとこ	れを漁業共済団体に貸
に対し、民間金	に対し、民間金			により、第4期中期	ろ、法人が主体的に民	し付ける取組を行った
融機関からの	融機関からの		・ 令和2~3年度にかけて、多くの魚種で共済金の支払が続	目標・中期計画の策	間金融機関から資金を	(第4期中期目標期間中
融資を受ける	融資を受ける		き、この共済金支払い原資に充てるための信用基金から共済	定時において想定し	調達し、これを漁業共	の新規貸付金308億円)。
よう促す。	よう促す。		団体への貸付け及び信用基金の貸付資金調達のための民間金	ていなかった規模の	済団体に貸し付ける取	このことにより、漁業
その上で、共	その上で、共		融機関からの借入れが多額となったことから、令和3年度に	漁業共済による支払	組を行った。このこと	災害補償制度の安定的
済団体に対し	済団体に対し		信用基金において、業務方法書に定める貸付限度額の変更、	が生じたため、令和	により、漁業災害補償	かつ円滑な実施に貢献
貸付けを行う	貸付けを行う		中期計画における借入限度について、通則法第 45 条第 1 項の	2年度に国が漁業共	制度の安定的かつ円滑	したことから、「A」評価
場合は、迅速か	場合は、迅速か		ただし書による限度額超過の認可申請を行うことにより、共	済団体に支払うべき	な実施に貢献したこと	が妥当である。
つ着実に実施	つ着実に実施		済団体に対する貸付けに影響が出ないよう対応を行った。	保険金の支払不足が	から、「A」評価が妥当	
するため、貸付	するため、貸付			生じたが、信用基金	である。	<指摘事項、業務運営上
審査の適正性	審査の適正性		・ 第4期中期目標期間中の貸付金の最高残高は188億円であっ	から漁業共済団体に		の課題及び改善方策>
を確保しつつ、	を確保しつつ、		たが、この水準は、昭和39年の制度創設以来最高の残高水準	保険金相当額の貸付	<指摘事項、業務運営	_
標準処理期間	標準処理期間		であり、漁業災害補償関係業務に対する出資金及び利益剰余	けを実施することに	上の課題及び改善方策	
内に全ての案	(4日)内に全		金の計約60億円の2倍を超える水準での借入れを行った上で	より漁業者への共済	>	<その他事項>

件を処理する。	ての案件を処	の貸付けであった。このように、国・漁済連との借入希望額に	金の支払いが滞りな	_	_
イ 貸付金利に	理する。	ついての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額	く行われた。		
ついては、貸付	イ 貸付金利に	を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことによっ	令和3年度におい	<その他事項>	
目的、調達コス	ついては、貸付	て、出資金等の水準を大きく超える貸付けを安定して実施す	ては、貸付額及び借	-	
ト、市中金利等	目的、調達コス	ることを可能とした。	入額が業務方法書に		
を考慮した適	ト、市中金利等	3 2 2 2 3 110 2 3 7 2 0	定める貸付限度額及		
切な水準に設	を考慮した適	・ 業務方法書上の貸付限度額について、第4期中期目標期間	び中期計画に定める		
定する。	切な水準に設	に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第5期中	短期借入金の限度額		
ウ質付金及び	定する。	期目標の開始に向けて、貸付限度額のあり方について検討を	を超過することが見		
貸付金利息に	ウ質付金及び	行い、出資額の4倍と定めていた貸付限度額を、漁業共済団体	込まれたため、資金		
ついては、定め	貸付金利息に	への安定的・機動的な資金供給が行えるよう「共済金又は再共	ニーズの動向を適切		
られた期日に	ついては、定め	済金の支払に必要な額」に変更し、業務方法書の変更を行った	こ見極め、速やかに		
確実に回収す	られた期日に	(令和5年3月22日認可)。	令和3年度及び4年		
で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	確実に回収す		度における貸付限度		
ರ .	個大に凹収 9 る。		類の変更、短期借入		
	<u>න</u> ං		金の限度額超過の認		
			並の限度領起週の認   可申請を行った(貸		
			付限度額(漁業共済組合連合会について		
			166 億円から 270 億		
			円)、短期借入金の限		
			度額(110 億円から		
			227 億円))。		
			また、出資金等の		
			額を大きく超える水		
			準での貸付けを実施		
			するため、国・漁済連		
			との借入希望額につ		
			いての連絡体制の構		
			築や、民間金融機関		
			から必要額を安定的		
			に調達するための働		
			きかけ等に努めたこ		
			とが、安定した貸付		
			けの実施を可能と		
			し、漁業共済制度の		
			安定的運営に大きく		
			寄与したこと。		
			<課題と対応>		
			_		

第2-1 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業費の削減)

2. 主な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	(参 平成2 (2017 予算	9年度	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
事業費(百万円)	_	10, 567	4, 383	4, 120	4, 490	3,513	3, 354	2,970				
うち保険金(農業)	_	6, 946	2, 291	2, 394	2, 464	2,001	1,934	1,761				
保証保険事業助成金(農業)	_	28	28	28	28	279	474	418	令和2年度から、助成内容、助成額及 び計上科目を見直したところであり、 前年度と数値の継続性はない。			
代位弁済費(林業)	_	1, 200	673	525	642	419	116	260				
求償権回収事業委託費(林業)	_	20	14	10	7	26	28	14				
保険金(漁業)	_	2, 358	1, 363	1, 147	1, 336	692	679	395				
保証保険事業助成金(漁業)	_	14	14	15	14	96	123	122	令和2年度から、助成内容、助成額及 び計上科目を見直したところであり、 前年度と数値の継続性はない。			
削減率(計画値)	中期目標の 比で5%以」		成29年度	-	-	_	_	_	_			
29年度予算に対する削減率 (実績値)	_	-	-	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%	71.9%	5ヵ年の平均削減率は65.1%。			

3. 中期目標期間の美	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	(見込評価)	(期間実績評価)					
第4 業務運営の	第2 業務運営の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A				
効率化に関する	効率化に関する	〇 事業費削減率	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>				
事項	目標を達成する		する平均削減率は、65.1%であり、中期目標期間を通じて定量	中期目標期間中の	本項目は定量評価項	中期目標及び中期計				
	ためとるべき措	<その他の指標>	的指標(5%以上)を達成した。	事業費の平均削減率	目であり、事業費削減	画に基づく取組を適確				
	置	なし		は、65.1%であり、	の目標値の達成度合が	に実施することにより、				
1 事業の効率化	1 事業の効率化		〇 事業費(保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求	定量的指標(5%以	120%以上であること	令和4年度の事業費の				
事業費(保険	事業費(保険	<評価の視点>	償権回収事業委託費)の第4期中期目標期間中の支出額実績	上)の達成度合が	から、「A」評価が妥当	削減率は平成 29 年度比				
金、代位弁済費、	金、代位弁済費、	事業費の削減が図ら	は、2.主な経年データのとおり目標を達成した。	120%以上となっ	である。	で 71.9%であり、事業費				
回収奨励金、求償	回収奨励金、求償	れているか		た。		削減の目標値の達成度				
権管理回収助成	権管理回収助成		〇 農業・漁業の各基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審	また、保険金支払	<指摘事項、業務運営	合が 120%以上となった				
及び求償権回収	及び求償権回収		査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の	ないしは代位弁済費	上の課題及び改善方策	ことから、「A」評価が妥				

		<u> </u>			
事業委託費) につ	事業委託費) につ	抑制に精力的に取り組んだこと(第1-1-(3)、第1-2-	の支出の抑制に向け	>	当である。
いては、中期目標	いては、中期目標	(3)及び第1-3-(2)を参照)により、上記のとおり大幅な削	て、各勘定において	_	
の期間中に、平成	の期間中に、平成	減率になったものと考えられる。	精力的に取組を行っ		<指摘事項、業務運営上
29年度比で5%	29 年度比で5%		た。	<その他事項>	の課題及び改善方策>
以上削減する。	以上削減する。		以上のとおり、中	_	_
<想定される外部			期目標を上回る水準		
要因>			となったことから、		<その他事項>
・保険金及び			Aとする。		_
代位弁済費に					
ついては、経済			<課題と対応>		
情勢、国際環境			_		
の変化、災害の					
発生、法令の変					
更等の影響を					
受けるもので					
あるため、評価					
において考慮					
するものとす					
る。					

第2-2 経費支出の抑制(平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制)

2. 主な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
		予算	決算									
一般管理費(A)(百万円)		2,011	1, 679	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607				
うち削減対象外経費(B)		1,599	1, 387	1, 379	1,531	1,556	1,579	1, 434				
一般管理費(削減対象)(A – B)		412	292	345	329	257	299	173				
削減率(計画値)		中期目標の期間中に、平成29年度 比で20%以上削減		-	_	-	-	_				
29年度予算に対する削減率	_	_	_	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%	57.9%	5ヵ年の平均削減率は31.8%。			

3. 中期目標期間の勢	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 経費支出の抑	2 経費支出の抑	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
制	制	〇 一般管理費削減	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
(1) 業務の見直し	業務の見直し	率	する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標(20%以上)を	中期目標期間中の	本項目は定量評価項	中期目標及び中期計
及び効率化を進	及び効率化を進		達成した。	29年度予算に対する	目であり、経費支出の	画に基づく取組を適確
め、全ての支出に	め、全ての支出に	<その他の指標>		平均削減率は、	抑制の目標値の達成度	に実施することにより、
ついて、当該支出	ついて、当該支出	なし	(1) 経費支出の抑制に向けた取組	31.8%であり、定量	合が 120%以上である	令和4年度の一般管理
の要否を検討す	の要否を検討す		○ 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として	的指標(20%以上)の	ことから、「A」評価が	費(削減対象)の削減率
るとともに、以下	るとともに、以下	<評価の視点>	「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員専用掲	達成度合が120%以	妥当である。	は平成 29 年度比で
の措置を講じる	の措置を講じる	一般管理費の削減に	示板において周知した。	上となった。		57.9%であり、経費支出
こと等により、一	こと等により、一	向けた取組は行われ		また、経費支出の	<指摘事項、業務運営	の抑制の目標値の達成
般管理費(人件	般管理費(人件	ているか	○ 経費支出の抑制につながるものとして、従前よりの取組	抑制に向けて、従前	上の課題及び改善方策	度合が 120%以上である
費、租税公課、事	費、租税公課、事		に加え、主に以下の取組を行った。	よりの取組に加え、	>	ことから、「A」評価が妥
務所賃料、外部と	務所賃料、外部と		・ 電子決裁の導入及び内部会議への各自のパソコン持ち	新たな取組を着実に	_	当である。
の不正通信の検	の不正通信の検		込み等によるペーパーレス化を推進した。	行った。		
知に必要な経費、	知に必要な経費、		・ 会計監査人について、事務の効率化及び監査費用削減の	以上のとおり、中	<その他事項>	<指摘事項、業務運営上
最高情報セキュ	最高情報セキュ		観点から、選定の対象年度を中期目標期間に相当する5	期目標を上回る水準	_	の課題及び改善方策>
リティアドバイ	リティアドバイ		年間に改めた。(第3期は、平成27年度から平成29年度ま	となったことから、		_
ザーの設置に必	ザーの設置に必		での3年間が対象。)	Aとする。		
要な経費、特殊要	要な経費、特殊要		・ 定期購読物について、勘定ごとの購読から法人単位で各			<その他事項>
因により増減す	因により増減す		購読物の重複を避けて購読することとした。	<課題と対応>		_
る経費及び中期	る経費及び中期		・ 契約については、競争性を働かせる観点から、1者応札・	_		

目標期間中に新	目標期間中に新	1 者応募の改善に向け、複数の者が確実に入札すること	
たに実施する取	たに実施する取	が確認できない場合は、当該契約の手続きの中断をする	
組(第3の1の	組(第1の1の	等の取組を行った。	
(1)及び(2)のイ	(1)及び(2)のイ	守の投稿で1」フ/こ。	
		○ 個別業務労任づたのる答執行性のについて、財中でにに	_
の取組に限る。)	の取組に限る。)	○ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに	
に要する経費を	に要する経費を	業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を	
除く。) について	除く。) について	策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行っ	
は、中期目標の期	は、中期目標の期	た。	
間中に、平成29年	間中に、平成29年		
度比で20%以上	度比で20%以上	○ 情報システム整備計画(令和4年8月からはIT化推進	
抑制する。	抑制する。	計画)に基づき、第4期目標期間中に実施予定であったシス	
ア 役職員に対	(1) 役職員に対	テム調達を一部見直し、第5期目標期間中に実施すること	
し、費用対効果	し、費用対効果	とした。	
等のコスト意	等のコスト意		
識を徹底させ	識を徹底させ	○ 一般管理費(人件費等削減対象外とされている経費は含	
る。	る。	まない。) の第4期中期目標期間中の支出実績は、2. 主な	
イの業務実施方	(2) 業務実施方	経年データのとおり目標を達成した。	
法を見直す。	法を見直す。	THE TO SOLUTION OF THE SOLUTIO	
ウの個別業務単	(3) 個別業務単	(2) 人件費の効率化	
位ごとの予算	位ごとの予算	第4-2を参照。	
執行状況の期	執行状況の期	另4~2で <b>多</b> 無。	
サ	中管理を徹底		
する。	する。		
(2) 人件費(退職手			
当及び法定福利			
費を除く。また、			
人事院勧告を踏			
まえた給与改定			
部分を除く。)に			
ついては、政府の			
方針を踏まえつ			
つ、適切に対応す			
る。			
また、給与水準			
については、国家			
公務員の給与水			
準を十分考慮し、			
手当を含め役職			
員給与の在り方			
について厳しく			
検証した上で、対			
快証した上で、対   国家公務員地域・			
学歴別指数(地			
域・学歴別法人基			
準年齢階層ラス			
パイレス指数) が			

中期目標期間中				
は、毎年度100を				
上回らない水準				
とし、給与水準の				
適正化に取り組				
むとともに、検証				
結果や取組状況				
を公表する。				

26

69

11件

37%

100%

100%

27

22件

224

12%

100%

100%

86

29件

1,448

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

随意契約

合計

第2-3 調達方式の適正化

金額(百万円)

金額(百万円)

件数

2. 主な経	年データ															
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報 当該年度までの累積値	
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比		
一般競争	件数	1	8件	73%	17件	77%	22件	76%	19件	76%	9件	82%	14件	67%	81件	構成比 75%
等入札	金額(百万円)	-	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707百万円	92%
防空机约	件数	-	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%	7件	33%	27件	25%

6%

100%

100%

112

25件

440

25%

100%

100%

15

11件

185

8%

100%

100%

83

21件

1,733

5%

100%

100%

323百万円

108件

4,030百万円

8%

100%

100%

3. 中期目標期間の	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価						
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)						
3 調達方式の	3 調達方式の	<主な定量的指標	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A						
適正化	適正化	>	(1) 調達等合理化計画	評定:A	<評定に至った理	<評定に至った理由						
調達に係る	調達に係る	なし	ア 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実	毎年度策定した	由>	>						
契約について	契約について		施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調	調達等合理化計画	調達方式の適正	調達方式の適正化						
は、「独立行政	は、「独立行政	<その他の指標>	達方式の適正化を図った。	に基づき、一般競	化に向け、公正性・	に向け、令和3年度						
法人における	法人における	なし	平成30年度から令和4年度までの一般競争入札等は81件、37億7百万円	争入札等の競争性	透明性をより一層	に、法人が独自に、						
調達等合理化	調達等合理化		で、契約全体に対する割合は、件数で75%、金額で92%であった。	のある契約の締結	確保した調達を実	公正性・透明性をよ						
の取組の推進	の取組の推進	<評価の視点>	なお、1者応札・1者応募となった入札は、13件であった。	に努め、公正性・透	現するため、入札	り一層確保した調達						
について」(平	について」(平	調達に係る契約に	また、随意契約は27件、3億23百万円で、契約全体に対する割合は、件数	明性を確保した合	方法について、複	を実現するため、入						
成27年5月25	成27年5月25	ついての政府の方	で25%、金額で8%であった。	理的な調達を着実	数の者の入札・応	札方法について、複						
日総務大臣決	日総務大臣決	針を踏まえて、適	イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期	に実施した。	募がなく、1者応	数の者の入札・応募						
定) 及び国にお	定) 及び国にお	正な調達に向けた	間の十分な確保に努めるため、各年度において発注予定の入札について、事	また、調達等合	札・1者応募とな	がなく、1者応札・						
ける取組(「公	ける取組(「公	取組は行われてい	前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、平成30年度から令和4年	理化計画に掲げる	った場合には手続	1者応募となった場						
共調達の適正	共調達の適正	るか	度までに締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づ	「1者応札・1者	きを中断して再度	合には手続きを中断						
化について」	化について」		き、信用基金ウェブサイトにて公表した。	応募の改善の取	公告を行うという	して再度公告を行う						
(平成18年8	(平成18年8		また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件に	組」の運用を徹底	法人独自の取組を	という法人独自の取						
月25日付け財	月25日付け財		ついて、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。	した結果、1者応	導入したことはも	組を導入し、令和4						
計第2017号財	計第2017号財			札・1者応募とな	とより、この取組	年度も継続した。こ						
務大臣通知))	務大臣通知))		○予定されている契約の事前公表	った入札は、令和	の徹底により、法	の取組の徹底によ						
等を踏まえ、以	等を踏まえ、以		https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html	2年度1件、令和	人の調達事例にお	り、法人の調達事例						
下の事項を着	下の事項を着			3年度0件、令和	いて、落札価格と	において、落札価格						
実に実施する。	実に実施する。		○競争入札の公表	4年度0件となっ	次順位の入札価格	と次順位の入札価格						
(1) 調達等合理	(1) 調達等合理		https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html	た。	との差が約3億円	との差が1年当たり						
化計画	化計画			以上のことか	生じるなど、複数	で最大約3億円生じ						
ア 信用基金	ア 信用基金		○随意契約の公表	ら、中期目標を上	名による応札の効	るなど、複数名によ						
が毎年度策	が毎年度策		https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html	回る水準の取組を	果が発現している	る応札の効果が発現						

		(A) =0.11 - 17 = 14.14   1 to a state	/= + = \ /· >	) === :	1
定する調達	定する調達	(2) 調達に係る推進体制の整備	行ったことから、	と認められること	
等合理化計	等合理化計	ア 各年度の調達等合理化計画(案)、調達等合理化計画の自己評価(案)及	Aとする。	から、「A」評価が	ることから、「A」評
画に基づき、	画に基づき、	び個々の契約案件の事後点検については、毎年度開催した契約監視委員会に		妥当である。	価が妥当である。
一般競争入	一般競争入	おいて審議を受け承認された。	<課題と対応>		
札等(競争入	札等(競争入	イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化	引き続き、一般	<指摘事項、業務	<指摘事項、業務運
札及び企画	札及び企画	に取り組むこととしており、毎年度開催した契約監視委員会において、契約	競争入札等の競争	運営上の課題及び	営上の課題及び改善
競争・公募)	競争・公募)	審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。	性のある契約の締	改善方策>	方策>
を着実に実	を着実に実		結に努め、公正性・	_	_
施する。	施する。	○契約監視委員会で示された意見への対応について	透明性を確保した		
イ 調達等合	イ 調達等合	https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline3/kouhyou17.html	合理的な調達を実	<その他事項>	<その他事項>
理化計画を	理化計画を		施する。	_	_
踏まえた取	踏まえた取	ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契			
組状況をウ	組状況をウ	約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契			
ェブサイト	ェブサイト	約によることができる具体的な事例」(平成30年1月31日制定)に該当して			
に公表し、フ	に公表し、フ	いるか)等の審査を受け承認された。			
オローアッ	オローアッ	エ 1 者応札・1 者応募の防止のための取組を強化する観点から、「一般競争			
プを実施す	プを実施す	入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状			
る。	る。	況の総務経理部総務課における点検について」について、令和3年3月に、			
(2) 調達に係る	(2) 調達に係る	「総務課は入札公告及び入札説明書に、入札手続の過程において1者応札・			
推進体制の整	推進体制の整	1者応募となることが判明した場合、同手続きを中断し、再公告を実施する			
備	備	旨を明記するよう指示すること」、令和4年3月に、「応募予定者等のうち入			
ア 契約監視	ア 契約監視	札等に参加しなかった者に対し、不参加の具体的理由等についてアンケート			
委員会にお	委員会にお	調査を実施し、その改善策を検討することとしてきたが、これに加え、不参			
いて、毎年	いて、毎年	加者がいなかった場合においても有効な改善策を記入すること」等を内容と			
度、調達等合	度、調達等合	する改正を行った。			
理化計画の	理化計画の	また、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点			
策定及び自	策定及び自	検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまと			
己評価の際	己評価の際	めるとともに、職員に対し、その周知を行った。			
の点検を行	の点検を行				
うとともに、	うとともに、				
個々の契約	個々の契約				
案件の事後	案件の事後				
点検を行う。	点検を行う。				
イ 契約監視	イ 契約監視				
委員会にお	委員会にお				
いて、信用基	いて、信用基				
金の調達に	金の調達に				
係る推進体	係る推進体				
制が適正で	制が適正で				
あるかの検	あるかの検				
証を行い、必	証を行い、必				
要に応じて、	要に応じて、				
推進体制の	推進体制の				
整備・見直し	整備・見直し				
を行う。	を行う。				
ウ契約審査	ウ 契約審査				
		1		I.	l .

委員会の活	委員会の活
用等により、	用等により、
随意契約と	随意契約と
する理由が	する理由が
妥当か、一般	妥当か、一般
競争入札等	競争入札等
が真に競争	が真に競争
性・透明性が	性・透明性が
確保される	確保される
方法により	方法により
実施されて	
いるか等を	いるか等を
確認するな	確認するな
ど、契約の適	ど、契約の適
正な実施を	正な実施を
図る。	図る。
	エ 随意契約
エ 随意契約 ができる理	
	ができる理
由を会計規	
程等におい	程等におい
て明確化し、	て明確化し、
公正性・透明	公正性・透明
性を確保し	性を確保し
つつ、合理的	つつ、合理的
な調達を実	な調達を実
施する。	施する。

第2-4 電子化の推進

2.	主な経年データ	

と、上の性十 ノ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

	1.373. 1.1 1 11.3 1 - 1	71-3000 41041 1 7401 1 10344	問評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
4 電子化の推進	4 電子化の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
業務の効率化及	業務の効率化及	なし	○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
び簡素化を図る観	び簡素化を図る観		・ ファイルサーバの管理は農業、林業及び漁業の各部門にお	① 全部門共有のフ	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
点から情報システ	点から情報システ	<その他の指標>	いて実施していたが、各部門での情報共有を可能とするた	ァイルサーバの導	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
ムの改善に努める	ムの改善に努める	なし	め平成30年9月に全部門共有のファイルサーバを導入し	入、電子決裁の推	に実施していることか	に実施していることか
とともに、ICTの	とともに、ICTの		た。	進、情報システム	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
活用等による電子	活用等による電子	<評価の視点>	・ 電子決裁機能及びグループウェア機能を搭載した文書管	の整備をしたこと	ある。	る。
決裁や情報デジタ	決裁や情報デジタ	業務の効率化及び簡	理システムを令和元年4月に導入した。	に加え、		
ル化 (ペーパーレス	ル化(ペーパーレス	素化を図る観点か	・ 原則電子決裁にすることや内部会議へのPC持込み等ペーパーレス化を推進したほか、令和4年10月から保存文書	② 業務の自動化・	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
化)の取組など、業	化)の取組など、業	ら、業務の電子化の	ーバーレス化を推進したはか、 マ和4年10月から休存文書 の電子化の取組を開始した。	電子化などを推進	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
務の電子化を推進	務の電子化を推進	推進に向けた取組は	・ ウェブ会議サービス(Cisco Webex Meetings)やテレワ	するための体制整	>	_
する。	する。	行われているか	ークシステムを導入して最大限活用し、新型コロナウイル	備の推進(令和5	_	
情報システムの	情報システムの		ス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に	年4月PMO設		<その他事項>
整備及び管理につ	整備及び管理につ		実施した。	置)は、令和4年度	<その他事項>	_
いては、デジタル庁	いては、デジタル庁		・ その他、新たな財務会計システムの導入、林業業務システ	中に、令和5年度	_	
が策定した「情報シ	が策定した「情報シ		ムについてセキュリティ機能を高めた機器更新を行う等、	早期のPMO設置		
ステムの整備及び	ステムの整備及び		各種の情報システムの整備を進めた。	に向けて、体制整		
管理の基本的な方	管理の基本的な方			備を検討した。		
針」(令和3年12月	針」(令和3年12月		○ I T化を組織的に推進するため、令和4年7月にIT化推	また、中期目標・		
24 日デジタル大臣	24 日デジタル大臣		進委員会を設置した。	中期計画に掲げて		
決定) に則り適切に	決定) に則り適切に		委員会は、2か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務	いなかったウェブ		
対応するとともに、	対応するとともに、		の自動化・電子化に係る進捗管理を実施した。	会議サービス、テ		
PMOの設置等の	PMOの設置等の		PMOの設置については、担当部署、役割について検討の	レワークシステム		
体制整備を検討す	体制整備を検討す		上、令和5年4月に設置するために必要な規程改正を実施し	を導入し、業務の		
る。	る。		た。	電子化に向けての		
			また、第5期中期計画及び令和5年度年度計画と整合性を	取組を推進した。		
			図りつつ、情報システムの整備、業務の自動化・電子化の取組	令和4年7月に設		
			を盛り込んだIT化推進中期計画及び令和5年度IT化推進	置したIT化推進委		
			計画を策定した。	員会では、より効果		
				的な情報システム等		
				の整備・管理等を推		

	進したほか、IT化 の目指すべき姿、I T人材育成方針等を 盛り込んだIT化推 進中期計画等を策定 した。 以上のとおり、中 期目標を達成したこ	
	とから、Bとする。  <課題と対応>	

第3-1 財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A一B)		3, 431	2,878	3, 030	2, 519	2, 607	2, 452	
収益合計(A)		5, 722	5, 272	5, 494	4, 532	4,555	4, 223	
政府事業交付金収入		54	37	49	11	10	9	
事業収入		5, 669	5, 235	5, 445	4, 521	4, 545	4, 213	
保険料収入		2, 947	2,840	2, 764	2,610	2, 448	2, 350	
回収金収入		2,722	2, 395	2,681	1,911	2,097	1,863	
費用合計(B)		2, 291	2, 394	2, 464	2,014	1,949	1, 771	
政府事業交付金繰入		_	_	_	12	14	10	
事業費		2, 291	2, 394	2, 464	2,001	1, 934	1, 761	
保険金		2, 291	2, 394	2, 464	2,001	1, 934	1, 761	
林業信用保証業務								
業務収支(百万円) (A一B)		64	48	16	177	300	145	
収益合計(A)		737	574	659	595	416	405	
政府事業交付金収入		175	13	192	78	24	22	
事業収入		562	561	467	518	391	382	
保証料収入		293	279	309	301	257	240	
求償権回収収入		269	281	157	217	134	142	
費用合計(B)		673	525	642	419	116	260	
事業費		673	525	642	419	116	260	
代位弁済費		673	525	642	419	116	260	
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A一B)		1, 161	1, 367	731	1,297	1, 473	1, 258	
収益合計(A)		2, 524	2,514	2,067	1,989	2, 152	1,653	
政府事業交付金収入		960	1,096	757	608	898	586	
事業収入		1,564	1, 418	1,310	1,381	1, 253	1,067	
保険料収入		793	736	710	725	692	625	
回収金収入		772	683	600	656	562	442	
費用合計(B)		1, 363	1, 147	1,336	692	679	395	
事業費		1, 363	1, 147	1,336	692	679	395	
保険金		1, 363	1, 147	1, 336	692	679	395	

<sup>(</sup>注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の	業務に係る目標、計画、 業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣	による評価	
			業務実績	自己評価	(見)	入評価)		実績評価)
第5 財務内容の	第3 財務内容の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	В
改善に関する事	改善に関する目	なし	○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定し	評定: B	<評定に3	こった理由>	<評定に3	こった理由>
項	標を達成するた		たよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘	勘定ごとに中期目		票及び中期計		票及び中期計
	めとるべき措置	<その他の指標>	定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも第4	標期間の業務収支の	画に基づく	く取組を適確	画に基づ	く取組を適確
1 財務運営の適	1 財務運営の適	なし	期中期目標期間の業務収支は黒字となった。	黒字を目指して、財	に実施して	ていることか	に実施し	ていることか
正化	正化			務運営の適正化に取	ら、「B」	評価が妥当で	ら、「B」評	価が妥当であ
我が国農林漁	我が国農林漁	<評価の視点>	〇 業務ごとの状況は、以下のとおり。	り組み、中期目標を	ある。		る。	
業の健全な発展	業の健全な発展	長期的に収支均衡と	(農業信用保険勘定)	達成したことから、				
を図るという政	を図るという政	することを旨とし	農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとお	Bとする。	<指摘事項	頁、業務運営	<指摘事項	頁、業務運営上
策的な見地から、	策的な見地から、	て、勘定ごとに中期	り、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険		上の課題及	及び改善方策	の課題及び	が改善方策>
信用基金の業務	信用基金の業務	目標期間の業務収支	引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が	<課題と対応>	>		_	
が安定的かつ継	が安定的かつ継	の黒字を目指す取組	抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字	_	_			
続的に実施され	続的に実施され	は行われているか	となった。				<その他事	耳
ることが重要で	ることが重要で				<その他事	事項>	_	
あり、このため、	あり、このため、		(林業信用保証勘定)		_			
信用基金の健全	信用基金の健全		林業信用保証業務については、第1-2-(3)に記したとお					
な財務内容を確	な財務内容を確		り、適正な引受審査、期中管理のための融資機関との情報共					
保することが必	保することが必		有、融資機関との適切なリスク分担等の取組により、代位弁済					
要不可欠となる。	要不可欠となる。		が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒					
このような観	このような観		字となった。					
点から、信用基金	点から、信用基金							
は、長期的に収支	は、長期的に収支		(漁業信用保険勘定)					
均衡とすること	均衡とすること		漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとお					
を旨として、勘定	を旨として、勘定		り、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に					
ごとに中期目標	ごとに中期目標		係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が					
期間の業務収支	期間の業務収支		抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字					
の黒字を目指す	の黒字を目指す		となった。					
こととし、第3の	こととし、第1の							
1から5までに	1から5までに							
掲げる制度の普	掲げる制度の普							
及推進や利用促	及推進や利用促							
進、保険事故率・	進、保険事故率・							
代位弁済率の低	代位弁済率の低							
減、求償権の回収	減、求償権の回収							
等の取組を着実	等の取組を着実							
に実施するとと	に実施するとと							
もに、効率的、自	もに、効率的、自							
律的な業務運営	律的な業務運営							
を行うものとす	を行うものとす							
る。	る。							
特に、林業信用	特に、林業信用							
保証業務につい	保証業務につい							

ては、前中期目標 に掲げられた保証料の増加が未達成であった。 達成であった。業務 収支の黒字化に 資するよう、第3 の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林葉・木材産業の成長産業の成長産業の成用強大と保証料収入の確保を行うものとする。  ・ 選邦収文の確保を行うものとする。 ・ 整数区と、 を行うものとする。 ・ を対象である。と ・ を対象では、 のよりを表し、 を持ちました。 ・ を対象では、 のよりを表し、 を持ちました。 ・ を対象では、 のよりを表し、 を持ちました。 ・ を対象では、 のよりを表し、 を行うものとする。					
証料の増加が未 達成であったこ とを踏まえ、業務 収支の無字化に 資するよう、第3 の2(1)の普及推 進・利用促進に向けた取組を看実 に実施すること により、株業・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 (想定される外部 要因 ※ 発展の変化、災 需の変生、淡布の変更等の影響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	ては、前中期目標	ては、前中期目標			
選成であったこ とを語まえ、業務 収支の黒字化に 資するよう、第3 の2(1)の普及性 進・利用促進に向 けた取組を蓄実 に実施すること により、林業・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <規定される外部 要因> ・ 業務収支は、経済情勢、国際 環境の変化、災・者の発生、法令 の変更等の影 響を受けるものであるため、 評価において 考慮するもの	に掲げられた保	に掲げられた保			
とを陰まえ、業務 収支の黒字化に 資するよう、第3 の2(1)の普及推 進・利用促進に向 けた取組を着実 に実施すること により、林業・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 舎の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの と のであるため、 評価において 考慮するもの	証料の増加が未	証料の増加が未			
収支の黒字化に 資するよう、第3 の 2 (1)の普及推 進・利用促進に向 けた取組を着実 に実施すること により、林葉・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・ 業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	達成であったこ	達成であったこ			
資するよう、第3	とを踏まえ、業務	とを踏まえ、業務			
の2(1)の普及推 進・利用促進に向けた取組を看実 に実施すること により、林業・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> 業務収支は、経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、評価において 考慮するもの	収支の黒字化に	収支の黒字化に			
進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木 材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と確保を行うものとする。 < 想定される外部 要因> ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するもの	資するよう、第3	資するよう、第1			
けた取組を着実 に実施すること により、林葉・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影響を受けるも のであるため、評価において 考慮するもの	の2(1)の普及推	の2(1)の普及推			
に実施すること により、林業・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	進・利用促進に向	進・利用促進に向			
により、林業・木 材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・ 業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の形 響を受けるも のであるため、評価において 考慮するもの	けた取組を着実	けた取組を着実			
材産業の成長産 業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、評価において 考慮するもの	に実施すること	に実施すること			
業化に向けた林 業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	により、林業・木	により、林業・木			
業信用保証制度 の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。  <想定される外部 要因>  ・ 業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	材産業の成長産	材産業の成長産			
の利用拡大と保 証料収入の確保 を行うものとす る。 <想定される外部 要因> ・業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、送令 の変更等の影響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	業化に向けた林	業化に向けた林			
<ul> <li>証料収入の確保を行うものとする。</li> <li>&lt;想定される外部要因&gt;</li> <li>業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するもの</li> </ul>	業信用保証制度	業信用保証制度			
を行うものとする。	の利用拡大と保	の利用拡大と保			
る。	証料収入の確保	証料収入の確保			
<想定される外部	を行うものとす	を行うものとす			
要因>	る。	る。			
<ul> <li>業務収支は、 経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの</li> </ul>	<想定される外部				
経済情勢、国際 環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	要因>				
環境の変化、災 害の発生、法令 の変更等の影 響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	・業務収支は、				
害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するもの       (***)<	経済情勢、国際				
の変更等の影響を受けるものであるため、       評価において考慮するもの	環境の変化、災				
響を受けるも のであるため、 評価において 考慮するもの	害の発生、法令				
のであるため、 評価において 考慮するもの	の変更等の影				
評価において 考慮するもの	響を受けるも				
考慮するもの	のであるため、				
	評価において				
	考慮するもの				

第3-2 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定(百万円	])							
収入合計		24, 836	24, 194	24, 252	23, 360	23, 329	23, 013	
支出合計		21, 513	21,652	21, 755	21,564	21,682	21,458	
林業信用保証勘定(百万円	])							
収入合計		7, 612	7, 789	7,899	9,068	8,475	8,366	
支出合計		8, 127	7,370	9, 142	6,780	6,546	6,579	
漁業信用保険勘定(百万円	3)							
収入合計		15, 761	18, 485	14, 996	19,068	14, 083	11,754	
支出合計		14, 175	17, 701	14, 159	16,990	13, 247	11, 299	
農業保険関係勘定(百万円	3)							
収入合計		535	385	1, 346	1,553	14	15	
支出合計		313	404	1, 016	1,553	15	517	
漁業災害補償関係勘定(百	万円)							
収入合計		6	6	6	10,582	67, 277	68, 284	
支出合計		19	14	17	15, 528	67, 230	68,308	

3. 中期目標期間の	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	2 予算(人件費の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
	見積りを含む。)、	なし	○ 第4期中期計画における予算(人件費の見積りを含む。)、収	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
	収支計画及び資		支計画及び資金計画に対する実績額は別紙のとおりである。	適正な業務運営を	中期計画に基づく取	中期計画に基づく取
	金計画	<その他の指標>	予算(人件費の見積りを含む。)に対する決算の状況及び収支	確保するため、年度	組を適確に実施してい	組を適確に実施してい
	予算(人件費の	なし	計画に対する決算の状況は、以下のとおりである。	計画における予算に	ることから、「B」評価	ることから、「B」評価が
	見積りを含む。)、			基づき、適正な業務	が妥当である。	妥当である。
	収支計画及び資	<評価の視点>	○予算に対する決算の状況	運営を実施し、中期		
	金計画について	適正な業務運営を確	(農業信用保険勘定)	計画を達成したこと	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
	は、別紙のとお	保するものであるか	保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にす	から、Bとする。	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
	り。		るために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより		>	_
			下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回	<課題と対応>	_	
			った。	_		<その他事項>
					<その他事項>	_
			(林業信用保証勘定)		_	
			木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都			
			道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回っ			
			たこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。			

#### (漁業信用保険勘定)

基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金 の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等か ら、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。

#### (農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定)

予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が 発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模 の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 農業保険関係勘定では、第4期中期目標期間においては想 定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算 に大きな乖離が生じた。

一方、漁業災害補償関係勘定では、多くの魚種の不漁及び新型コロナウイルス感染症拡大の魚価低迷等による貸付けの増加及び貸付原資の借入れが見込みを上回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を上回った。

#### ○ 収支計画に対する決算の状況

#### (農業信用保険勘定)

保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、第4期中期目標期間において93億54百万円の当期総利益(注)を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は302億46百万円となった。

(注)第4期中期目標期間における当期総利益(当期総損失)は、平成30年度~令和4年度の当期総利益合計額から当期総損失合計を差し引いたものである。以下同じ。

#### (林業信用保証勘定)

求償権化懸念先の保証残高が減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと等により、第4期中期目標期間において5億34百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は43億23百万円となった。

#### (漁業信用保険勘定)

保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、第4期中期目標期間において64億55百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は127億33百万円となった。

#### (農業保険関係勘定)

貸付金利息収入及び運用収入が費用を上回ったこと等により、第4期中期目標期間において6百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は2億3百万円となった。

(漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、第4期中期目標期間において1億1百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は2億40百万円となった。
---

第3-3 決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間 <i>の</i>	業務に係る目標、計	画、業務実績、中期目	目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣	による評価	Б
			業務実績	自己評価	(見)	入評価)	(期間	実績評価)
2 決算情報・セ	3 決算情報・セ	<主な定量的指標	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	В
グメント情報	グメント情報	>	○ 勘定区分に応じた財務諸表のほか、財務内容の一層の透明性を確保する	評定:B	<評定し	こ至った理	<評定に	至った理由
の開示	の開示	なし	ため、以下の情報を毎年度、信用基金ウェブサイトに掲載した。	決算情報·業務内	由>		>	
信用基金の	信用基金の		① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業	容に応じた情報の	中期目	目標及び中	中期目	標及び中期
財務内容等の	財務内容等の	<その他の指標>	務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行	開示を行ったこと	期計画は	こ基づく取	計画に基	づく取組を
一層の透明性	一層の透明性	なし	政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務	から、Bとする。	組を適品	催に実施し	適確に実	淫施している
を確保する観	を確保する観		に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せ		ているこ	ことから、	ことから	、「B」評価
点から、決算情	点から、決算情	<評価の視点>	て、財務諸表等の概要を説明した資料	<課題と対応>	「B」評	価が妥当で	が妥当で	ある。
報や、業務内容	報や、業務内容	適切な区分に基づ	② 事業報告書について、	_	ある。			
等に応じた適	等に応じた適	く情報の開示は行	・財務諸表のデータ				<指摘事	項、業務運
切な区分に基	切な区分に基	われているか	・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報		<指摘事	耳,業務運	営上の課	関及び改善
づくセグメン	づくセグメン		・ 主要な財務データの経年比較		営上の記	果題及び改	方策>	
ト情報の開示	ト情報の開示				善方策>		_	
を徹底する。	を徹底する。		https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html		_			
							<その他	事項>
					<その他	事項>	_	
					_			

# 1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-4 長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
3 長期借入金の	4 長期借入金の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 –	評定 –
条件	条件	なし	(実績は、なし)	評定:-	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
基金法第17条	基金法第17条				_	_
(漁業災害補償	(漁業災害補償	<その他の指標>		<課題と対応>		
法 (昭和39年法律	法 (昭和39年法律	なし		_	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
第158号)第196条	第158号)第196条				上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
の11第1項又は	の11第1項又は	<評価の視点>			>	_
暫定措置法第7	暫定措置法第7	極力有利な条件で借			_	
条の規定により	条の規定により	入れを行っているか				<その他事項>
読み替えて適用	読み替えて適用				<その他事項>	_
する場合を含	する場合を含				_	
む。)の規定に基	む。)の規定に基					
づき、信用基金が	づき、信用基金が					
長期借入金をす	長期借入金をす					
るに当たっては、	るに当たっては、					
市中の金利情勢	市中の金利情勢					
等を考慮し、極力	等を考慮し、極力					
有利な条件での	有利な条件での					
借入れを図る。	借入れを図る。					

第3-5 短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	5 短期借入金の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
	限度額	なし	(農業保険関係業務)	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
	農業保険関係		○ 農業共済団体に対する貸付原資とするため、令和2年6月	独立行政法人通則	中期計画に基づく取	中期計画に基づく取
	勘定及び漁業災	<その他の指標>	に1件50百万円の短期借入を行った。令和2年度の借入金額	法第 45 条第1項た	組を適確に実施してい	組を適確に実施してい
	害補償関係勘定	なし	は50百万円で、中期計画に定める限度額(782億円)の範囲内	だし書きの規定に基	ることから、「B」評価	ることから、「B」評価が
	における一時的		であった。	づき、中期計画に規	が妥当である。	妥当である。
	に不足する貸付	<評価の視点>	なお、同月に全額を償還したことから、令和3年3月末の借	定する短期借入金の		
	原資を調達する	限度額の範囲内で行	入残高はない。	限度額(110 億円)を	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
	ための短期借入	われたか		超える借入につい	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
	金は、農業保険関		〇 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も	て、農林水産大臣の	>	_
	係勘定において		有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	認可を得て、その範	_	
	782億円、漁業災			囲内で借入れを行っ		<その他事項>
	害補償関係勘定		(漁業災害補償関係業務)	たこと等から、Bと	<その他事項>	_
	において110億円		○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和3年2月	する。	_	
	を限度とする。		以降、毎月短期借入を行い、令和2~4年度の最大借入残高は			
			140億円であった。令和3年度及び令和4年度においては、独	<課題と対応>		
			立行政法人通則法第 45 条第1項ただし書きの規定に基づ	_		
			き、中期計画に規定する短期借入金の限度額を超えることに			
			ついて、農林水産大臣に認可申請を行い、認可を得た額(227			
			億円)の範囲内において借入れを行った。			
			なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、直近では令和			
			5年3月末に全額借り換えを行った(令和5年3月末の借入			
			残高は36億円。)。			
			○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も			
			有利な金利提示を行った金融機関に決定した。			

# 1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-6 不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	6 不要財産又は	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
	不要財産となる	なし	○ 漁業信用保険業務に係る政府出資金の不要額(88億6,947万	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
	ことが見込まれ		円)を令和2年度及び令和3年度に国庫納付	中期計画に定めら	中期計画に基づく取	中期計画に基づく取
	る財産がある場	<その他の指標>	・ 「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会	れたとおり、漁業信	組を適確に実施してい	組を適確に実施してい
	合には、当該財産	なし	に対する貸付業務の改善について」(令和2年1月10日付け	用保険業務における	ることから、「B」評価	ることから、「B」評価が
	の処分に関する		元水漁第1203号)を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円	漁業信用基金協会に	が妥当である。	妥当である。
	計画	<評価の視点>	のうち、50億617万6千円について令和2年10月29日に、38	対する貸付に係る出		
	漁業信用保険	なし	億6,329万4千円について令和3年9月7日に国庫納付し	資金の不要財産を国	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
	業務における漁		た。	庫納付及び漁業信用	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
	業信用基金協会			基金協会に対し返還	>	_
	に対する貸付け		○ 漁業信用保険業務に係る民間出資金の不要額(3億4,020万	したことから、Bと	_	
	については、「独		円)を令和2年度に漁業信用基金協会に払戻し	する。		<その他事項>
	立行政法人農林		・「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会		<その他事項>	_
	漁業信用基金が		に対する貸付業務の改善について」(令和2年1月 10 日付	<課題と対応>	-	
	行う漁業信用基		け元水漁第 1203 号)を踏まえ、漁業信用基金協会からの出	_		
	金協会に対する		資金3億4,020万円について、令和2年9月10日に漁業信			
	貸付業務の改善		用基金協会に払戻しを行った。			
	について」(令和					
	2年1月10日付					
	け元水漁第1203					
	号)を踏まえ、国					
	からの出資金88					
	億6,947万円につ					
	いて、令和2年度					
	中に50億617万6					
	千円、令和3年度					
	中に38億6,329万					
	4千円を国庫に					
	納付する。					
	また、漁業信用					
	基金協会からの					

出資金3億4,020			
万円についても、			
令和2年度中に			
漁業信用基金協			
会に払い戻す。			

中期目標期間評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	7 6に規定する 財産以外の重要 な財産を譲渡し、 又は担保に供し ようとするとき は、その計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点>	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定: - <課題と対応> -	評定 - <評定に至った理由> - <指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方策 >	評定	
		なし			_ <その他事項> _	<その他事項> -	

中期目標期間評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

	する基本情報
第3-8	刺余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
	8 剰余金の使途	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 –	評定 –			
	農林漁業金融	なし	(目的積立金を積み立てていないことから、実績なし)	評定:-	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>			
	のセーフティネ				_	_			
	ット機関として	<その他の指標>		<課題と対応>					
	の役割の向上の	なし		_	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上			
	ため、人材の育				上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>			
	成・研修、情報シ	<評価の視点>			>	_			
	ステムの充実等	目的積立金は、中期			_				
	の使途に使用す	計画で定めた使途に				<その他事項>			
	る。	使用されているか			<その他事項>	_			
					_				

中期目標期間評価 項目別評定調書(その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報
第4-1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 中期目標期間の美	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
第6 その他業務	第4 その他主務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 –	評定 –			
運営に関する重	省令で定める業	なし	(実績は、なし)	評定:-	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>			
要事項	務運営に関する				_	_			
	事項	<その他の指標>		<課題と対応>					
	1 施設及び設備	なし		-	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上			
	に関する計画				上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>			
	予定なし。	<評価の視点>			>	_			
		なし			_				
						<その他事項>			
					<その他事項>	_			
					_				

第4-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
常勤職員数										
定員	113名	113名	113名	113名	113名	113名	113名			
実員 (期初。再雇用を 含む。)	_	108名	110名	108名	110名	111名	108名	期初は、各年度の4月1日現在である。		
実員(期末。再雇用を含む。)	_	99名 (106名)	101名 (105名)	97名 (102名)	102名 (108名)	102名 (107名)	95名 (102名)	期末は、各年度の3月31日現在である。 カッコ内は、期末の退職者を含む常勤 職員数である。		

3. 中期目標期間の美	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
1 職員の人事	2 職員の人事に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B			
	関する計画(人員	〇 定員及び実員の	(1) 人員	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>			
	及び人件費の効率	推移	〇 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘	新卒及び金融機関	人件費の効率化に関	中期計画に基づく取			
	化に関する目標を		案して人員配置を行った結果、令和5年3月31日時点で95	経験者等を採用し定	し、中期目標において	組を適確に実施してい			
	含む。)	<その他の指標>	名(令和5年3月末の退職者を含めると102名)となり、定	員の範囲内で人材の	は、「国家公務員のラス	ることから、「B」評価が			
(1) 人員	(1) 人員	なし	員を下回った。	確保を行った。また、	パイレス指数(地域・学	妥当である。			
業務の質や量	業務の質や量			人事評価の適正化、	歴別指数)が 100 を上				
に対応した組織	に対応した組織	<評価の視点>	○ 令和元年度に、以下のとおり組織体制を大幅に見直した。	研修の確実な実施及	回らない水準」(第2一	<指摘事項、業務運営上			
体制・人事配置の	体制・人事配置の	人員体制、人件費の	・ 職員の士気の向上に資するよう「上席課長補佐」「主任」	びフォローアップを	2参照)としていると	の課題及び改善方策>			
見直しを通じて、	見直しを通じて、	効率化、人事評価及	という新たな職名の設置	行い、人材の養成に	ころ、令和2年度及び	_			
業務運営の効率	業務運営の効率	び人材の確保・養成	・ 部署の名称の簡素化及び部門を超えた名称の統一化	取り組んだ。	令和3年度の当該水準				
化を行うことに	化を行うことに	に向けた取組は行わ	・ 部門横断的な事務遂行の一体化の促進に向けて、①複数	給与水準について	は、僅かに 100 を上回	<その他事項>			
より、人員の抑制	より、期末の常勤	れているか	の部門に関係する企画事務の一体化、②情報システムに	は、年度によって対	る結果となった。	_			
を図る。	職員数が期初の		関する事務の集約化、③経理業務の見直し(②と③につい	国家公務員地域・学	これについては、法				
(2) 人事評価	常勤職員数(113		ては令和元年 10 月より施行。)	歴別指数が 100 を僅	人における給与水準の				
役職員に対し	名)を上回らない			かながら上回った年	設定は、翌年度(6月				
て、目標管理を取	ようにする。		○ 令和3年度に、以下のとおり組織体制を見直した。	もあったが、国との	頃)に公表される国家				
り入れた適切な	(2) 人件費の効率		・ 「上席課長補佐」を廃止し、「課長代理」という新たな	人事交流等による影	公務員ラスパイレス指				
人事評価を着実	化		職名の設置。	響があることもあ	数をあらかじめ見通し				
に実施し、その業	人件費(退職手			り、給与水準の抑制	た上で、現年度におけ				
績及び勤務成績	当及び法定福利		○ 令和4年度に、「独立行政法人農林漁業信用基金組織規	策の実施に努めてい	る給与水準を先んじて				
等を給与・退職金	費を除く。また、		程」の変更し、以下のとおり組織体制を見直し、横断的な人	ることから、Bとす	設定する必要があると				
等に確実に反映	人事院勧告を踏		事管理と、人材の育成に資する取組みを実施した。	る。	いう事情にも鑑みれ				
させることによ	まえた給与改定		・ 「システム管理課」の名称を「IT活用課」に変更し、		ば、中期目標に基づく				
り、業務遂行への	部分を除く。)に		システム整備に関する組織を見直し。	<課題と対応>	法人自身による取組は				
インセンティブ	ついては、政府の		・ 部室の統合や、一部の課の廃止を実施(令和5年4月よ	_	十分なされたと認めら				

を向上させる。 方針を踏まえつ り実施。)。 れることから、「BI評 (3) 人材の確保、人 つ、適切に対応す 価が妥当である。 材の養成 る。 (2) 人件費の効率化 また、給与水準 ア 人材の確保 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎とし <指摘事項、業務運営 金融、保険業 については、国家 て、関係規程等を改正した。 上の課題及び改善方策 務等の分野に 公務員の給与水 ○ 給与水準について、対国家公務員地域・学歴別指数の平成 おいて高度な 準を十分考慮し、 専門性を有す 手当を含め役職 30年度は99.6、令和元年度は98.9、令和2年度は101.4、 る民間企業等 員給与の在り方 令和3年度は100.1、令和4年度は99.1。 <その他事項> について厳しく の人材を採用 する。また、適 検証した上で、対 (3) 人事評価 切な人事管理 国家公務員地域・ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末 の構築等を通 学歴別指数(地 面談を行った。 じた魅力ある 域·学歴別法人基 就業環境の形 準年齢階層ラス ○ 人事評価のプロセスの一環として、30 年度上半期より、 成により、人材 パイレス指数)が 新たに管理職員と課員の面談を実施。 の確保を行う。 中期目標期間中 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給 イ 人材の養成 は、毎年度100を 個々の職員 上回らない水準 の基礎資料として反映。 の専門性の向 とし、給与水準の ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主 上に配慮した 適正化に取り組 むとともに、検証 人事管理を行 務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績 結果や取組状況 を勘案して支給。 うとともに、職 員に対する研 を公表する。 修制度の充実 (参考)期中の人件 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を改 等により、民間 費総額(見込 正し、日常の職務遂行状況等を踏まえた、よりきめ細やかな 企業等から採 み) 5.569百万 評価を行うため、日頃から職員と職務上接する機会が多い 用した人材の 副理事長及び各部門を担当する総括理事を調整者として新 専門的な知見 ただし、上記 たに加えた。また、新たに理事長を「実施権者」とし、実施 を凍やかに共 の額は、役員報 権者は、公平性の観点から調整者による調整について審査 酬並びに職員 を行い、全体の評価を最終的に決定することとした。 有させるなど、 専門性の高い 基本給、職員諸 さらに、職員の人材育成の観点から、管理職による職員の 人材の早期育 進捗管理が機能するよう見直しを図った 手当及び超過 成を図る。 勤務手当に相 (4) 人材の確保、人材の養成 当する範囲の 費用である。 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年 (3) 人事評価 退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生 役職員に対し て、目標管理を取 かした。 り入れた適切な 人事評価を着実 ○ 新規職員の採用について、新卒のほか、銀行等の社会人経 に実施し、その業 験者を採用し、多様な人材を確保した。 績及び勤務成績 等を給与・退職金 ○ 労働契約法に基づく有期労働者職員(派遣職員)の無期転 等に確実に反映 換ルールに対応するため、平成30年9月に非常勤職員就業 させることによ 規則を制定した。

り、業務遂行への	また、令和5年1月に同規則を変更し、高齢者の就労する	
インセンティブ	機会の確保に努めている。	
を向上させる。		
(4) 人材の確保、人	イ 人材の養成	
材の養成	〇 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員	
アー人材の確保	研修を行い、必要な知識の習得及びキャリア形成を目指し	
金融、保険業	た研修体系を構築した。	
務等の分野に		
おいて高度な	○ 役職別(職員、主任、課長補佐、課長代理、管理職)や専	
専門性を有す	門分野(システム関係、経理関係)に応じた研修カリキュラ	
る民間企業等	ムの実施。	
の人材を採用		
する。また、適		
切な人事管理		
の構築等を通		
じた魅力ある		
就業環境の形		
成により、人材		
の確保を行う。		
イ 人材の養成		
個々の職員		
の専門性の向		
上に配慮した		
人事管理を行		
うとともに、職		
員に対する研		
修制度の充実		
等により、民間		
企業等から採		
用した人材の		
専門的な知見		
を速やかに共		
有させるなど、		
専門性の高い		
人材の早期育		
成を図る。		

第4-3 積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の調	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	3 積立金の処分	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
	に関する事項	なし	〇 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金について	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
	農業信用保険		は、同勘定の当期純損失(令和2年度の30億80百万円)の補て	前中期目標期間繰	中期計画に基づく取	中期計画に基づく取
	業務、林業信用保	<その他の指標>	んに充てるために取り崩した。	越積立金について	組を適確に実施してい	組を適確に実施してい
	証業務、漁業信用	なし	他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中	は、各勘定で当期純	ることから、「B」評価	ることから、「B」評価が
	保険業務、農業保		期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。	損失が計上された場	が妥当である。	妥当である。
	険関係業務及び	<評価の視点>		合に取崩しを行い、		
	漁業災害補償関	各勘定の前中期目標	○ 林業信用保証勘定の前中期目標期間繰越積立金について	適正に処理されてお	<指摘事項、業務運営	<指摘事項、業務運営上
	係業務の各勘定	期間繰越積立金は、	は、同勘定の当期純損失(平成30年度の4億8百万円、令和元	り、中期計画を達成	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
	において前中期	各業務に充てられて	年度の4億83百万円及び令和2年度の5億82百万円)の補て	したことから、Bと	>	_
	目標期間からの	いるか	んに充てるために取り崩した。	する。	_	
	繰越積立金があ		令和3年度及び令和4年度においては、当期純利益を計上			<その他事項>
	るときは、それぞ		したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わな	<課題と対応>	<その他事項>	_
	れの業務の財源		かった。	_	_	
	に充てることと					
	する。		○ 漁業信用保険勘定については、毎年度当期純利益を計上し			
			たことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなか			
			った。			
			○ 農業保険関係勘定の前中期目標期間繰越積立金について			
			は、同勘定の当期純損失(令和2年度の1百万円、令和3年度			
			の3百万円及び令和4年度の2百万円)の補てんに充てるた			
			めに取り崩した。			
			他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中			
			期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。			
			   ○ 漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金につい			
			○ 漁業災害補債関係制定の削中期日標期间繰越積立金につい   ては、同勘定の当期純損失(平成30年度の4百万円、令和元年			
			では、同例だの当期純損失(平成30年度の4日万円、市和元年   度の10百万円及び令和2年度の10百万円)の補てんに充てる			
			及の10日万円及び室和2年度の10日万円)の補てんに元でる   ために取り崩した。			
			ために取り崩した。   他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中			
			1世の平反にのいては、ヨ期杷利益を計工したことかり、則中			

	期日梗期悶繰越積立全の取崩しを行わかかった		

中期目標期間評価 項目別評定調書(その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4 その他中期目標を達成するために必要な事項

## 2. 主要な経年データ

その他の中期目標を達成するために必要な事項

- (1) ガバナンスの高度化 (第4-4-(1)参照)
- (2) 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)

## (注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目	目標期間評価に係る自	自己評価及び主剤			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業	美務実績・自己評価	主務大臣に	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4-4-	同左	同左	評定:A	評定 A	評定 A
2 ガバナンスの高度化 (第4-4-(1)参照)	(1)及び(2) を参照。			│ 1項目についてA、   1項目についてBとし	│ <評定に至った理由> │ 2つの小項目のうち、1項目でA、1項	<評定に至った理由>   2つの小項目のうち、1項目でA、1
(	2 9 H.			たことから、中項目「4	2000小項目のプラ、「項目でA、「項   目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信	
(第4-4-(2)参照)				その他中期目標を達成	用基金の業務の実績に関する評価の基	
				するために必要な業	準」に基づき評価を行った結果、中項目	の基準」に基づき評価を行った結果、中
				│ 務」についてはA評価 │ とする。	「4 その他中期目標を達成するために   必要な事項」についてはA評価とする。	項目「4 その他中期目標を達成するた     めに必要な事項 」についてはA評価と
				C 9 80°	必安な事項」に グいてはA評価とする。 	めに必要な事項 」に グいてはA評価とし する。
					(1項目×3点+1項目×2点/2項目	(1項目×3点+1項目×2点/2項
					×2点)=125%	目×2点)=125%
					<ul><li>※算定にあたっては、評定毎の点数を、</li><li>S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、</li><li>D:0点としている。</li></ul>	<ul><li>※算定にあたっては、評定毎の点数を、</li><li>S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。</li></ul>
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> -	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> -
					<その他事項> -	<その他事項> -

第4-4-(1) ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の調	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 ガバナンスの	4 その他中期目	<主な定量的指標>	ア 運営委員会	<自己評価>	評定 A	評定 A
高度化	標を達成するた	なし	○ 各業務の運営委員会は毎年度原則2回開催し、法定の審	評定:A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
	めに必要な事項		議事項である業務方法書の変更、中期計画の作成及び変更、	運営委員会につい	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
(1) 運営委員会	(1) ガバナンスの	<その他の指標>	各年度の年度計画の作成及び変更について審議を行ったほ	て、法定審議事項に	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
政府以外の出	高度化	なし	か、業務実績評価書、決算等について報告を行った。	加えて、各業務の重	に実施することはもと	に実施することはもと
資者や外部有識	ア 運営委員会			要課題の検討状況に	より、ガバナンスの高	より、ガバナンスの高度
者を委員とする	政府以外の	<評価の視点>	○ 運営委員会の運営方法の見直しを行い、法定審議事項に	ついて報告を行うな	度化に資する取組とし	化に資する取組として、
運営委員会を適	出資者や外部	ガバナンスの高度化	加えて、「料率算定委員会」及び「業務運営の検証委員会」	ど、業務運営の透明	て、法人が独自に、内部	令和3年度に、法人が独
時に開催して、こ	有識者を委員	に向けた取組は行わ	の結果等について報告を行うなど、委員から幅広く意見を	性を高め、実質のあ	統制委員会に新たに企	自に、内部統制委員会に
れらの委員から	とする運営委	れているか	聞き、今後の業務運営に反映されるよう取り組んだ。	る議論を促進し、委	画部会を設け(令和3	新たに企画部会を設け、
示された意見等	員会を適時に			員からの意見等を業	年度)、各部門の業務に	各部門の業務について、
を信用基金の業	開催して、これ		イの内部統制機能の強化	務運営に反映させる	ついて、進捗状況を横	進捗状況を横断的な観
務運営に的確に	らの委員から		(ア)役員会	よう取り組んだほ	断的な観点から議論	点から議論し、より効率
反映させる。	示された意見		○ 役員会を原則として毎月開催した。役員会においては、各	か、役員会や内部統	し、より効率的・効果的	的・効果的な業務運営の
(2) 内部統制機能	等を信用基金		業務実績の報告を受けて年度計画の進捗管理を行うほか、	制委員会の開催、監	な業務運営のための考	ための考え方・手引を整
の強化	の業務運営に		業務方法書の変更や運営委員会の開催など業務運営に関す	査の実施等を通じて	え方・手引を整理しつ	理しつつ職員の意識向
アー役員会	的確に反映さ		る重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を	内部統制の強化に取	つ職員の意識向上等を	上等を図る体制を構築
理事長の意	せる。		補佐した。	り組んだ。	図る体制を構築したこ	し、令和4年度も企画部
思決定を補佐	イ 内部統制機			上記に加え、	とから、「A」評価が妥	会を活用したガバナン
するため、役員	能の強化		(イ)内部統制委員会	計画を上回る取組と	当である。	スの高度化に資する取
会を定期的に	(ア)役員会		○ 毎年度、四半期ごとに内部統制委員会を開催し、コンプラ	して、		組を継続した。また、業
開催して、業務	理事長の		イアンス委員会、個人情報管理委員会、情報セキュリティ委	① 令和3年9月に	<指摘事項、業務運営	務マニュアルは、役員・
に関する重要	意思決定を		員会、業務改善委員会及びIT化推進委員会の取組状況に	内部統制委員会	上の課題及び改善方策	幹部職員が適切な業務
事項について	補佐するた		係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。	に、より効率的・効	>	が実施されているかど
意見交換を行	め、役員会を			果的な業務運営を	_	うかを適確に確認する
う。	定期的に開		〇 なお、令和3年9月に内部統制委員会に、より効率的・効	検討する場とし		ことが可能となるもの
イ 内部統制委	催して、業務		果的な業務運営を検討する場として、企画部会を設置した。	て、企画部会を設	<その他事項>	であり、ガバナンスの高
員会	に関する重			置し、中期目標・中	_	度化に資するものであ
理事長をト	要事項につ		○ 企画部会において、中期目標・中期計画の実現に寄与する	期計画の実現に寄		るが、令和4年度に、法
ップとする内	いて意見交		業務目標の設定や業務の進捗管理を行うことに加え、各部	与する業務目標の		人が独自に、マニュアル

部統制委員会	換を行う。	門において業務目標の達成状況の振り返りを実施し、各部 設定、業	務の進捗 コンテストを実施し、優
を開催して、各	(イ)内部統制委	門の自己評価の他に法人としての評価を決定するととも 管理及び	業務達成 良事例の表彰・横展開に
種委員会にお	員会	に、業務遂行上、改善すべき点を明確化及び部門横断的に共 状況の振	り返りをより、役職員へのマニュ
ける取組状況	理事長を	有化するなど、次年度以降の業務の参考になるようPDC 実施し、	業務運営 アル作成の動機付けを
をモニタリン	トップとす	Aサイクルを強化し、内部統制の推進を強化した。 上、改善	すべき点図ったこと等から、「A」
グするなど、内	る内部統制	等を部門	横断的に 評価が妥当である。
部統制を推進	委員会を開	(ウ)リスク管理委員会 共有し、	次年度以
する。	催して、各種	○ リスク管理委員会を毎年度開催し、年度末及び上半期末 降の業務	運営の参 <指摘事項、業務運営上
ウ リスク管理	委員会にお	時点の事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係 考になる	ようPD の課題及び改善方策>
委員会	ける取組状	る対応状況、「料率算定委員会」及び「業務運営の検証委員 САサイ	クルを強
外部有識者	況をモニタ	会」の結果等について、報告した。 化したほ	か、業務
を委員として	リングする	のマニュ	アル化の   <その他事項>
含むリスク管	など、内部統	○ リスク管理について、従来、部室課単位で作成していたリ 推進のた	めマニュ
理委員会を開	制を推進す	スク対応方針を、部門ごとに作成するよう見直し、部門全体アルコン	テスト等
催して、金融業	る。	で統一的にリスクを把握可能とすることにより、リスクマ の取組を	実施し、
務に固有のリ	(ウ)リスク管理	ネジメント機能を強化した。 ② リスク	
スクについて	委員会	会では、	リスクマ
統合的なリス	外部有識	(エ) コンプライアンス推進のための取組 ネジメン	ト機能を
ク管理を実施	者を委員と	・ 各年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、信用 強化する	ため、部
する。	して含むリ	基金のコンプライアンスについての理解を深めるべく、 室課単位	で作成し
エ コンプライ	スク管理委	新規職員向けに毎年度4月にコンプライアンス研修を実  ていたリ	スク対応
アンス	員会を開催	施した。また、全役職員向けに毎年度コンプライアンス研 方針を部	門単位で
業務の適正	して、金融業	修を実施し、特に令和3年度以降は階層別に分離して実   作成し、	部門統一
な執行を図る	務に固有の	施することによって、受講対象者が重点的に学ぶべき内 的にリス	クを把握
ため、コンプラ	リスクにつ		に見直し
イアンス委員	いて統合的	・ 全役職員を対象としたコンプライアンス・チェックを / た。	
会において外	なリスク管	毎年度実施した。また、令和元年度からは一層効果的なも 🛛 ③ 更に、	
部有識者の知	理を実施す		システム
見を活用する	る。		・進捗管
など、コンプラ	(エ) コンプライ	13-13-1 = 1   1   1   1   1   1   1   1   1	もするた
イアンス(法令	アンス	法を変更した。 め、計画	
等遵守) に着実	業務の適		化推進委
に取り組む。	正な執行を		たに設置
オー事務リスク	図るため、コ		統制委員
自主点検	ンプライア		その取組
事務リスク	ンス委員会		係るモニ
の顕在化を防	において外		及び改善
止するため、事	部有識者の		·を審議し
務リスク自主	知見を活用	た。	
点検を実施す	するなど、コ	(オ) 事務リスク自主点検等の取組 以上のと	
るとともに、そ	ンプライア	○ 事務リスク自主点検の実施 期目標を上 東務ではするはませんの第15世紀 東第14回 4 立 5 世紀 の際です。	
の結果を踏ま	ンス(法令等	・ 事務手続きの適正執行の観点から、事務リスク自主点検 の取組を行	
えて改善策を	遵守)に着実	を毎年度実施した。 から、Aと	9 තිං
検討する。	に取り組む。	・ 全部署が各々「点検実施計画」を作成の上、同計画をも	<u></u>
力監査	(オ)事務リスク	とに各部署において自主点検(過去の主務省検査や内部 <課題と対	NO >
各部署から	自主点検	監査の指摘事項等を踏まえた事務リスクの顕在化事項の 一	

事務リス 確認) を実施し、点検結果について各部署の点検管理者よ 独立した内部 監査担当部署 クの顕在化 り業務改善委員会に報告した。 による内部監 を防止する ・ 業務改善委員会では、点検結果を踏まえ、事務ミス防止 査を通じて、ま ため、事務リ 策等の改善策の検討・審議を行い、検討結果等について、 た、信用基金か 内部統制委員会に報告を行った。 スク自主点 ら独立した監 検を実施す 事及び会計監 るとともに、 事故発生対応 ・ 事務リスクが顕在化した場合は、理事長に対して事故 **査人による監** その結果を 査を通じて、法 踏まえて改 概要、対応状況等を速やかに報告するとともに再発防止 令等に則った 策等を検討し、内部統制委員会に報告を行った。 善策を検討 適切かつ健全 内部統制委員会報告後、個々の事故対応及び再発防止 する。 な業務運営が (力) 監査 策の取組状況について、内部監査により随時フォローア 確保されるよ 各部署か ップを実施した。 ら独立した ・ 令和3年度に今後の事故発生防止における取組として、 うにする。 内部監査担 再発防止策の策定における留意点等について定め、全役 当部署によ 職員に周知を行った。 る内部監査 を通じて、ま 業務改善への取組状況 た、信用基金 ・ 職員からの業務改善提案及び業務改善への取組事例を から独立し 随時募集し、提出された提案等に対し提案の都度、業務改 た監事及び 善委員会を開催し、審議を実施した。 会計監査人 ・ 平成30年度から令和4年度までの5ヵ年において、ホ ームページの会員専用ページによる信用基金のウェブサ による監査 を通じて、法 イトで農業保証保険取扱要領等文書を基金協会へ情報提 令等に則っ 供することにより、郵送時の誤発送リスクの軽減につな た適切かつ がるものなど、業務改善提案のべ31件(同内容の再提案を 健全な業務 除く)、取組事例提供のべ2件の審議等を業務改善委員会 運営が確保 において行った。 されるよう にする。 (力) 監査を通じた適切かつ健全な業務運営への取組状況 ○ 内部監査の実施 ・ 個別の内部監査については、内部監査年度計画を作成 し、計画に掲げた全ての内部監査を実施した。また、監査 着手前には、実施方針についての相談を、監査結果につい ては、随時の報告をそれぞれ理事長に行った。 ・ 平成30年度~令和4年度の5ヵ年の累計において、の べ34件の内部監査を実施し、指摘事項19件・注意事項等29 件について被監査部門に提言し、各部署における業務の 是正を行った。 ・ 随時及び毎年度末に、過去に実施した内部監査で改善 指摘等を提言した事項について、適切に対応がなされて いるかのフォローアップを実施し、全ての事項について 改善措置がなされていることを確認した。 ・ 周期的に各部署に対し内部監査を実施していた方針を 令和3年度より見直し、過去の主務省検査及び内部監査

での指摘事項や事故報告等を踏まえて、リスクベースで

翌年度の内部監査年度計画を策定する方法に変更した。	
○ 監事監査の実施 ・ 毎年度の監事監査計画に基づき、監事監査を実施した。	
<ul> <li>○ 会計監査人による監査の実施</li> <li>・ 平成30年9月の会計監査人候補者選定委員会にて平成30年度から令和4年度までの複数年度候補者を選定した後、平成30年度以降毎年度会計監査人について主務大臣あてに選任請求を行い、主務大臣より選任の通知を受領した。</li> <li>・ 毎年度11月及び2月~3月に会計監査人監査(期中往査)が行われ、指摘はなかった。</li> </ul>	

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4-(2) 情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の美	業務に係る目標、計画、	業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
3 情報セキュリ	(2) 情報セキュリ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
ティ対策	ティ対策	なし	○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するため、以下	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
「サイバーセ	「サイバーセ		の事項を実施した。	情報セキュリティ	中期目標及び中期計	中期目標及び中期計
キュリティ戦略」	キュリティ戦略」	<その他の指標>	・ インターネットへの不正な通信を監視・制御するプロキシ	の強化のためのセキ	画に基づく取組を適確	画に基づく取組を適確
(平成27年9月	(平成27年9月	なし	サーバ、Web アプリケーションに対する攻撃を検知・排除す	ュリティ機能の安定		に実施していることか
4日閣議決定)、	4日閣議決定)、		る WAF 及び口グ管理サーバを平成 31 年 3 月に導入した。ま	稼働を図り、不正な	ら、「B」評価が妥当で	ら、「B」評価が妥当であ
「政府機関の情	「政府機関の情	<評価の視点>	た、情報システムへの不正なアクセスを防止するためのセ	通信等の監視を開始	ある。	る。
報セキュリティ	報セキュリティ	政府の方針等を踏ま	キュリティ機器 (サンドボックス等) を令和2年5月に導入	した。また、CISO		
対策のための統	対策のための統	え、適切な情報セキ	した。	アドバイザーの助言		<指摘事項、業務運営上
一基準」(平成28	一基準」(平成28	ュリティ対策の推進	・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準や	を踏まえ整備した	上の課題及び改善方策	の課題及び改善方策>
年8月31日サイ	年8月31日サイ	に向けた取組は行わ	個人情報保護法の改正等を踏まえて、関係規程類の改正等	「システム資産管理	>	_
バーセキュリテ	バーセキュリテ	れているか	を行った。	台帳」、「情報資産管	_	
ィ戦略本部決定)	ィ戦略本部決定)		・ 主務省やNISCから提供される情報セキュリティ対策	理台帳」を機器更新		<その他事項>
等の政府の方針	等の政府の方針		に関する情報等を、役職員全員に対する情報セキュリティ	等の都度適切に更新	<その他事項>	_
等を踏まえ、サイ	等を踏まえ、サイ		研修の実施等を通じて周知・注意喚起を行うことで、脅威に	することで、情報セ	_	
バー攻撃等の脅	バー攻撃等の脅		対するセキュリティ意識の向上に取り組んだ。	キュリティ対策の推		
威への対処に万	威への対処に万		・ NISC等主催の情報セキュリティ対策のための統一基	進を図った。		
全を期するとと	全を期するとと		準群に関する勉強会やCSIRTを対象とした情報セキュ	以上のとおり、中		
もに、情報セキュ	もに、情報セキュ		リティの机上訓練等に参加し、セキュリティ対策に対する	期目標を達成したこ		
リティに関する	リティに関する		知識の向上に取り組んだ。	とから、Bとする。		
知識や経験を有	知識や経験を有		<ul><li>・ CISOアドバイザーの助言を踏まえ整備した「システム</li></ul>			
する専門家の活	する専門家の活		資産管理台帳」と「情報資産管理台帳」を、機器更新等の都	<課題と対応>		
用を通じて体制	用を通じて体制		度適切に更新したほか、情報資産毎のリスク分析を実施し、	_		
を整備し、個人情	を整備し、個人情		情報セキュリティ対策の推進を図った。			
報の保護を含む	報の保護を含む		・ 役職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、毎年度			
適切な情報セキ	適切な情報セキ		全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を実施すると			
ュリティ対策を	ュリティ対策を		ともに、標的型攻撃メール訓練を実施した。			
推進する。	推進する。					

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【法人単位】

別紙1 予算

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収入							
受入事業交付金	3, 972	904	1, 484	3, 408	1, 498	717	8, 011
政府補給金受入	14	2	1	_	_	_	3
政府出資金	-	_	_	_	-	_	_
地方公共団体出資金	_	_	_	_	_	_	_
民間出資金	401	47	106	72	13	9	247
事業収入	737, 996	48, 969	46, 051	49,009	53, 961	73, 454	271, 444
運用収入	4, 049	919	841	659	553	472	3, 443
借入金	431, 520	_	_	10, 450	57, 130	36, 763	104, 343
その他の収入	21	18	16	33	22	17	106
計	1, 177, 972	50, 859	48, 499	63, 630	113, 178	111, 432	387, 597
支出							
政府出資金	8, 869	_	_	5,006	3, 863	_	8, 869
民間出資金	1,840	537	74	408	37	49	1, 105
事業費	1, 165, 019	44, 881	44, 155	55, 188	102, 941	106, 505	353, 670
一般管理費	10, 500	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607	8, 882
直接業務費	2, 324	162	174	85	255	73	749
管理業務費	1, 421	314	519	535	438	418	2, 224
人件費	6, 755	1, 247	1, 167	1, 193	1, 186	1, 116	5, 910
計	1, 186, 228	47, 141	46, 089	62, 415	108, 720	108, 161	372, 526

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙1 予算

							<u>(                                    </u>
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収入							
受入事業交付金	_	_	_	0	153	51	204
政府補給金受入	_	_	_	_	_	_	_
政府出資金	_	_	_	_	_	_	_
地方公共団体出資金	_	_	_	_	_	_	_
民間出資金	_	_	_	_	_	_	_
事業収入	126, 855	23, 834	23, 937	23, 101	22, 947	22, 769	116, 588
運用収入	1, 520	356	312	256	218	193	1, 335
借入金	_	_	_	_	_	_	_
その他の収入	16	3	3	3	11	0	20
計	128, 390	24, 194	24, 252	23, 360	23, 329	23, 013	118, 147
支出	·				·		
政府出資金	_	_	_	_	_	_	_
民間出資金	_	_	_	_	_	_	_
事業費	125, 558	20, 979	20, 987	20,840	20,823	20, 747	104, 376
一般管理費	5, 207	674	768	724	859	711	3, 736
直接業務費	1,930	99	89	58	146	46	437
管理業務費	601	117	197	214	229	207	965
人件費	2, 677	458	482	451	484	459	2, 333
計	130, 765	21, 652	21, 755	21, 564	21,682	21, 458	108, 111

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙1 予算

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収入							
受入事業交付金	1, 594	319	348	1,676	631	440	3, 413
政府補給金受入	14	2	1	_	-	_	3
政府出資金	_	_	_	_	_	_	_
地方公共団体出資金	_	_	_	_	_	_	-
民間出資金	400	46	106	72	13	9	246
事業収入	54, 671	7, 167	7, 217	7, 130	7, 689	7, 791	36, 995
運用収入	1,043	251	227	178	141	119	917
借入金	500	_	_	_	_	_	-
その他の収入	5	3	0	13	2	6	23
計	58, 227	7, 789	7, 899	9,068	8, 475	8, 366	41, 598
支出							
政府出資金	_	_	_	_	_	_	_
民間出資金	1,500	537	74	67	37	49	764
事業費	57, 176	6, 254	8, 441	6,052	5, 878	6, 029	32, 654
一般管理費	2, 966	579	627	661	631	500	2, 999
直接業務費	172	31	34	13	84	15	177
管理業務費	470	115	190	189	132	123	748
人件費	2, 325	433	403	460	415	362	2,073
計	61, 642	7, 370	9, 142	6,780	6, 546	6, 579	36, 417

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙1 予算

-						Ī	(単位・日刀円)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収入							
受入事業交付金	2, 378	585	1, 136	1,732	715	226	4, 394
政府補給金受入	_	_	_	_	-	_	_
政府出資金	_	_	_	_	_	_	_
地方公共団体出資金	_	_	_	_	_	_	_
民間出資金	1	_	_	_	_	_	_
事業収入	83, 479	17,607	13, 566	17, 113	13, 183	11, 379	72, 847
運用収入	1, 387	282	280	206	175	138	1, 082
借入金	_	_	_	_	_	_	_
その他の収入	0	11	13	17	10	11	62
計	87, 245	18, 485	14, 996	19,068	14, 083	11, 754	78, 385
支出							
政府出資金	8, 869	_	_	5,006	3, 863	_	8, 869
民間出資金	340	_	_	340	_	_	340
事業費	77, 644	17, 258	13, 727	11, 247	9,026	10, 943	62, 201
一般管理費	2, 125	442	432	397	357	356	1, 985
直接業務費	199	31	50	14	25	12	132
管理業務費	290	75	121	122	72	81	471
人件費	1,637	336	261	262	261	263	1, 382
計	88, 979	17, 701	14, 159	16, 990	13, 247	11, 299	73, 395

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【農業保険関係勘定】

別紙1 予算

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収入							
受入事業交付金	-	_	_	_	_	_	-
政府補給金受入	-	_	_	_	_	_	-
政府出資金	-	_	_	_	_	_	_
地方公共団体出資金	-	_	_	_	_	_	_
民間出資金	1	1	_	_	_	_	1
事業収入	386, 880	361	1, 331	1, 489	_	_	3, 181
運用収入	69	23	15	14	14	15	81
借入金	374, 995	_	_	50	_	_	50
その他の収入	-	_	_	0	0	0	0
計	761, 944	385	1, 346	1,553	14	15	3, 312
支出							
政府出資金	-	_	_	_	_	_	-
民間出資金	-	_	_	_	_	_	-
事業費	762, 588	390	1,000	1,539	_	500	3, 429
一般管理費	104	14	16	14	15	17	75
直接業務費	20	1	1	0	0	0	2
管理業務費	33	3	5	4	3	4	19
人件費	51	10	10	9	12	13	55
計	762, 692	404	1,016	1,553	15	517	3, 505

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙1 予算

		7					(単位:日刀门)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収入							
受入事業交付金	-	_	_	_	_	_	-
政府補給金受入	-	_	_	_	_	_	-
政府出資金	-	_	_	_	_	_	-
地方公共団体出資金	_	_	_	_	_	_	-
民間出資金	_	_	_	_	_	_	_
事業収入	86, 111	_	_	175	10, 141	31, 515	41,832
運用収入	30	6	6	6	5	5	28
借入金	56, 025	_	_	10, 400	57, 130	36, 763	104, 293
その他の収入	0	_	_	1	0	0	1
計	142, 166	6	6	10, 582	67, 277	68, 284	146, 154
支出							
政府出資金	_	_	_	_	_	_	-
民間出資金	_	_	_	_	_	_	-
事業費	142, 053	_	_	15, 510	67, 214	68, 286	151,010
一般管理費	97	14	17	18	17	22	88
直接業務費	4	0	0	0	0	0	0
管理業務費	27	3	6	6	2	4	22
人件費	65	10	11	12	14	18	66
計	142, 150	14	17	15, 528	67, 230	68, 308	151, 097

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【法人単位】

別紙2 収支計画

	1				ı	ī	(単位・日刀口)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	5, 599	1, 199	1,051	749	985	670	4, 654
政府補給金収入	14	2	1	_	_	_	3
事業収入	32, 700	7,012	7, 084	6, 189	6, 150	5, 649	32, 083
財務収益	4,022	910	831	625	543	467	3, 377
引当金等戻入	28	2,032	1, 047	301	811	849	5, 040
雑益	21	7	5	4	13	2	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	_	412	493	3,673	3	2	4, 582
当期総損失	3, 902	_	_	_	-	_	_
計	46, 285	11, 574	10, 512	11,541	8, 505	7, 639	49, 770
費用の部							
政府事業交付金繰入	_	_	_	12	14	10	36
事業費	32, 479	3,813	4, 022	3, 322	3, 369	3, 012	17, 538
一般管理費	10, 450	1,611	1, 717	1,645	1,651	1, 588	8, 213
直接業務費	2, 249	135	125	67	89	77	492
管理業務費	1, 413	250	355	420	405	360	1, 790
人件費	6, 788	1, 226	1, 237	1, 159	1, 158	1, 150	5, 930
減価償却費	284	80	102	104	102	96	485
財務費用	180	2	1	1	9	3	16
引当金等繰入	2, 892	496	670	5, 549	257	43	7, 016
臨時損失	-	1	0	7	0	10	17
固定資産除却損	_	1	0	2	0	0	3
固定資産減損損失	_	-	_	3	_	9	12
有価証券売却損	-	-	_	1	_	_	1
当期総利益	-	5, 571	3, 999	900	3, 104	2,876	16, 450
計	46, 285	11, 574	10, 512	11, 541	8, 505	7, 639	49, 770

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙2 収支計画

						1	(単位・日刀口)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	695	37	49	11	10	9	117
政府補給金収入	_	_	_	_	_	_	_
事業収入	24, 435	5, 244	5, 431	4, 506	4, 495	4, 202	23, 878
財務収益	1, 513	352	307	246	213	191	1, 310
引当金等戻入	_	388	636	181	353	344	1,902
雑益	16	3	3	3	11	0	20
前中期目標期間繰越積立金取崩額	_	_	_	3, 080	_	_	3, 080
当期総損失	1, 913	_	_	_	_	_	-
計	28, 572	6, 024	6, 426	8,027	5, 082	4, 747	30, 307
費用の部							
政府事業交付金繰入	_	_	_	12	14	10	36
事業費	23, 138	2, 497	2, 492	2, 281	2, 408	2, 179	11, 857
一般管理費	5, 262	666	715	678	737	706	3, 502
直接業務費	1,930	94	88	44	53	50	330
管理業務費	617	98	140	171	204	173	787
人件費	2, 715	474	487	462	480	482	2, 385
減価償却費	171	56	63	58	51	42	271
財務費用	0	0	0	_	_	_	0
引当金等繰入	_	_	_	4, 996	257	32	5, 285
臨時損失	_	0	0	2	0	0	2
固定資産除却損	_	0	0	1	0	0	1
固定資産減損損失	_	_	_	1	_	_	1
有価証券売却損	-	-	_	_	_	_	-
当期総利益	-	2,805	3, 156	_	1,614	1, 779	9, 354
計	28, 572	6, 024	6, 426	8,027	5, 082	4, 747	30, 307

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙2 収支計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	1,651	66	245	130	77	75	592
政府補給金収入	14	2	1	_	_	_	3
事業収入	1,681	332	362	296	349	306	1,645
財務収益	1,027	250	225	166	135	118	894
引当金等戻入	28	_	_	_	362	413	775
雑益	5	3	0	1	2	2	8
前中期目標期間繰越積立金取崩額	_	408	483	582	_	_	1, 473
当期総損失	1,619	_	_	_	_	_	-
計	6, 024	1,062	1, 316	1, 175	924	913	5, 391
費用の部							
政府事業交付金繰入	_	_	_	_	_	_	_
事業費	135	10	34	77	28	168	316
一般管理費	2, 911	542	604	564	540	498	2, 747
直接業務費	115	21	13	10	11	15	69
管理業務費	453	89	127	146	125	109	597
人件費	2, 343	431	464	407	405	375	2, 081
減価償却費	72	13	21	23	26	34	117
財務費用	14	2	1	0	-	_	3
引当金等繰入	2, 892	495	656	510	-	_	1, 661
臨時損失	_	0	0	2	0	9	12
固定資産除却損	-	0	0	1	0	0	1
固定資産減損損失	-	_	_	1	-	9	11
有価証券売却損	-	_	_	_	_	_	-
当期総利益	-	_	_	_	331	203	534
計	6, 024	1,062	1, 316	1, 175	924	913	5, 391

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙2 収支計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度合計
収益の部		() ()	() () () ()	() () ()	() () ()	() () ()	
政府事業交付金収入	3, 253	1, 096	757	608	898	586	3, 945
政府補給金収入	5, 255	1, 090	131	-	- 090	500	5, 945
事業収入	6, 212	1, 436	1, 289	1, 382	1, 239	1,076	6, 422
財務収益		1, 430 282	1, 289 279	·	1, 239		
	1, 388			194		137	1, 068
引当金等戻入	_	1, 644	411	120	96	91	2, 362
維益	0	_	2	0	1	0	3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	_	_	_	_	_	-
当期総損失	479	_	_	_	_	_	-
計	11, 332	4, 458	2, 738	2, 304	2, 409	1,890	13, 799
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	_	_	_	_	_	-
事業費	9, 205	1, 306	1, 496	964	933	665	5, 364
一般管理費	2, 088	381	368	372	346	349	1,815
直接業務費	180	19	22	12	25	12	91
管理業務費	286	57	80	94	72	72	375
人件費	1,622	305	266	266	249	265	1, 350
減価償却費	39	11	17	22	23	20	93
財務費用	0	0	0	_	_	_	0
引当金等繰入	_	_	14	44	_	11	69
臨時損失	_	0	0	2	0	0	2
固定資産除却損	_	0	0	1	0	0	1
固定資産減損損失	_	_	_	1	_	_	1
有価証券売却損	_	_	_	_	_	_	_
当期総利益	_	2, 761	843	900	1, 107	845	6, 455
計	11, 332	4, 458	2, 738	2, 304	2, 409	1,890	13, 799

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【農業保険関係勘定】

#### 別紙2 収支計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度合計
収益の部							
政府事業交付金収入	-	_	_	_	_	_	-
政府補給金収入	-	_	_	_	_	_	_
事業収入	261	0	1	0	_	1	2
財務収益	64	19	14	14	14	16	77
引当金等戻入	-	_	_	_	_	_	_
雑益	-	_	_	0	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	_	_	1	3	2	5
当期総損失	-	-	-	_	_	_	_
計	325	20	15	14	17	18	84
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	_	_	_	_	_	-
事業費	0	_	_	_	_	_	-
一般管理費	101	14	14	13	16	18	75
直接業務費	20	1	1	0	0	0	2
管理業務費	31	2	3	3	3	4	15
人件費	50	11	10	9	14	14	59
減価償却費	1	0	0	0	0	0	2
財務費用	138	0	0	0	_	_	0
引当金等繰入	-	_	_	_	_	_	-
臨時損失	-	_	0	1	0	0	2
固定資産除却損	-	_	0	0	0	0	0
固定資産減損損失	-	_	_	0	-	_	0
有価証券売却損	_	_	_	1	-	_	1
当期総利益	85	6	0	_	-	_	6
計	325	20	15	14	17	18	84

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

#### 別紙2 収支計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	_	_	_	_	_	_	-
政府補給金収入	_	_	_	_	_	_	-
事業収入	111	_	_	5	68	65	137
財務収益	30	6	6	6	6	6	29
引当金等戻入	_	_	_	_	_	0	0
雑益	0	_	_	0	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	_	4	10	10	_	_	24
当期総損失	_	_	_	_	_	_	-
計	142	10	16	20	73	71	190
費用の部							
政府事業交付金繰入	_	_	_	_	_	_	-
事業費	0	_	-	_	-	_	-
一般管理費	88	9	16	19	12	17	73
直接業務費	4	0	0	0	0	0	0
管理業務費	26	3	4	5	2	3	17
人件費	57	6	11	15	10	14	56
減価償却費	1	0	0	0	0	0	2
財務費用	28	0	0	1	9	3	13
引当金等繰入	_	1	_	_	-	_	1
臨時損失	_	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損	-	0	0	0	0	0	0
固定資産減損損失	-	_	_	0	_	_	0
有価証券売却損	_	_	_	_	-	_	-
当期総利益	24	_	_	_	52	49	101
計	142	10	16	20	73	71	190

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【法人単位】

別紙3 資金計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度合計
資金収入							
業務活動による収入	746, 088	50, 812	48, 397	53, 091	56, 035	74, 658	282, 993
投資活動による収入	27	0	1	20	0	2	23
財務活動による収入	431, 921	58	117	10, 533	57, 152	36, 783	104, 643
前年度からの繰越金	158, 427	160, 104	162, 016	163, 620	164, 519	168, 913	819, 172
計	1, 336, 463	210, 974	210, 531	227, 264	277, 706	280, 357	1, 206, 831
資金支出							
業務活動による支出	742, 033	48, 346	44, 727	51, 956	56, 403	61,031	262, 463
投資活動による支出	126	71	110	123	109	56	470
財務活動による支出	444, 230	541	2,074	10,666	52, 280	47, 180	112, 741
翌年度への繰越金	150, 074	162, 016	163, 620	164, 519	168, 913	172, 089	831, 157
<del>===</del>	1, 336, 463	210, 974	210, 531	227, 264	277, 706	280, 357	1, 206, 831

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙3 資金計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2 年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
資金収入 業務活動による収入 投資活動による収入	128, 438 -	24, 203 -	24, 263 -	23, 368 2	23, 337 -	23, 022 -	118, 192 2
財務活動による収入 前年度からの繰越金 計	55, 974 184, 412	57, 092 81, 295	58, 644 82, 907	60, 828 84, 198	62, 307 85, 643	63, 891 86, 913	302, 762 420, 956
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出	130, 786 54	22, 643	22, 078	21, 844	21, 722 31	21, 531	109, 818
対質値動による文面 財務活動による支出 翌年度への繰越金	54 - 53, 572	58, 644	60, 828	47 - 62, 307	63, 891	65, 349	114 4 311, 020
計	184, 412	81, 295	82, 907	84, 198	85, 643	86, 913	420, 956

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙3 資金計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度合計
資金収入 業務活動による収入 投資活動による収入	57, 331 4	7, 744 0	7, 795 1	8, 988 11	8, 463 0	8, 357 0	41, 346 12
財務活動による収入前年度からの繰越金計	900 41, 914 100, 148	46 41, 879 49, 670	106 41, 507 49, 408	72 39, 769 48, 839	13 42, 057 50, 534	9 43, 987 52, 353	246 209, 198 250, 803
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出	57, 635 64	7, 592 35	7, 487 79	6, 669 42	6, 432 78	6, 516 14	34, 696 248
財務活動による支出 翌年度への繰越金 計	4, 000 38, 449 100, 148	537 41, 507 49, 670	2, 074 39, 769 49, 408	70 42, 057 48, 839	37 43, 987 50, 534	49 45, 773 52, 353	2, 766 213, 092 250, 803

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙3 資金計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	87, 229	18, 475	14, 987	19,051	14,074	11, 743	78, 331
投資活動による収入	22	_	_	7	0	2	8
財務活動による収入	1	11	12	11	9	11	53
前年度からの繰越金	51,637	51, 578	52, 343	53, 183	55, 262	56, 097	268, 463
計	138, 888	70, 064	67, 342	72, 252	69, 345	67, 853	346, 856
資金支出							
業務活動による支出	79, 786	17, 689	14, 129	11,614	9, 384	11, 290	64, 106
投資活動による支出	5	32	30	30	_	9	101
財務活動による支出	9, 210	_	_	5, 346	3, 863	_	9, 210
翌年度への繰越金	49, 887	52, 343	53, 183	55, 262	56, 097	56, 553	273, 439
計	138, 888	70, 064	67, 342	72, 252	69, 345	67, 853	346, 856

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【農業保険関係勘定】

別紙3 資金計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度合計
資金収入 業務活動による収入	386, 949	384	1, 346	1, 503	14	15	3, 263
投資活動による収入 財務活動による収入	1 374, 996	- 1	-	0 50	- -	_ _	0 51
前年度からの繰越金 計	2, 899 764, 844	3, 548 3, 933	3, 526 4, 872	3, 856 5, 409	3, 854 3, 868	3, 853 3, 869	18, 638 21, 951
資金支出 業務活動による支出	387, 699	406	1, 016	1,502	15	517	3, 457
投資活動による支出 財務活動による支出	2 374, 995	1 –	0 -	2 50	- -	0 -	4 50
翌年度への繰越金 計	2, 148 764, 844	3, 526 3, 933	3, 856 4, 872	3, 854 5, 409	3, 853 3, 868	3, 351 3, 869	18, 440 21, 951

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 中期計画の予算等(平成30年度~令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙3 資金計画

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度合計
資金収入 業務活動による収入	86, 142	6	6	181	10, 147	31, 521	41, 861
投資活動による収入	-	- -	- -	101	10, 147	-	1
財務活動による収入	56, 025	_	_	10, 400	57, 130	36, 763	104, 293
前年度からの繰越金 計	6, 005 148, 171	6, 007 6, 013	5, 996 6, 002	5, 985 16, 567	1, 039 68, 316	1, 085 69, 369	20, 111 166, 266
資金支出	140, 171	0, 013	0, 002	10, 507	00, 310	09, 309	100, 200
業務活動による支出	86, 127	16	17	10, 327	18, 850	21, 176	50, 387
投資活動による支出	1	0	0	1	_	0	2
財務活動による支出	56, 025	_	_	5, 200	48, 380	47, 131	100, 711
翌年度への繰越金	6,018	5, 996	5, 985	1,039	1,085	1,061	15, 166
計	148, 171	6, 013	6,002	16, 567	68, 316	69, 369	166, 266

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 業務収支(平成30年度~令和4年度)【法人単位】

別紙4 業務収支

							(単位・日刀円)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
政府事業交付金収入	5, 335	1, 199	998	697	933	617	4, 444
事業収入	33, 873	7, 215	7, 231	6, 420	6, 197	5, 743	32, 805
保険料収入	16, 752	3, 576	3, 475	3, 335	3, 140	2, 975	16, 501
回収金収入	13, 860	3, 078	3, 281	2, 567	2,659	2, 305	13, 889
返還保険金収入	_	_	8	_	-	ı	8
保証料収入	1, 482	279	309	301	257	240	1, 387
求償権回収収入	1, 410	281	157	217	134	142	932
貸付金利息収入	369	1	1	0	7	80	88
収益合計	39, 208	8, 414	8, 229	7, 117	7, 130	6, 360	37, 249
政府事業交付金繰入	_	_	_	12	14	10	36
事業費	36, 215	4, 223	4, 586	3, 260	2, 903	2, 540	17, 512
保険金	31, 492	3, 541	3,800	2, 693	2,613	2, 156	14, 803
保険料払戻金	137	31	33	34	31	25	154
回収金払戻金		_	0	0	1	ı	0
代位弁済費	4,030	525	642	419	116	260	1, 962
国庫納付金	556	125	112	114	143	99	593
財務費用							
支払利息	166	_	_	1	9	3	13
費用合計	36, 381	4, 223	4, 586	3, 273	2, 926	2, 553	17, 561
収支差	2, 827	4, 191	3, 643	3, 844	4, 204	3, 807	19, 688

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 業務収支(平成30年度~令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙4 業務収支

							(単位・日刀円)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
政府事業交付金収入	695	37	49	11	10	9	117
事業収入	24, 424	5, 235	5, 453	4, 521	4, 545	4, 213	23, 968
保険料収入	13, 318	2,840	2, 764	2,610	2, 448	2, 350	13, 013
回収金収入	11, 106	2, 395	2, 681	1, 911	2,097	1,863	10, 947
返還保険金収入	_	_	8	_	1	ı	8
保証料収入	_	_	_	-	-	ı	_
求償権回収収入	_	_	_	_	-	ı	-
貸付金利息収入	_	_	_	_	ı	ı	_
収益合計	25, 119	5, 272	5, 502	4, 532	4, 555	4, 223	24, 085
政府事業交付金繰入	-	_	_	12	14	10	36
事業費	22, 999	2, 394	2, 464	2,002	1, 934	1, 761	10, 555
保険金	22, 999	2, 394	2, 464	2,001	1, 934	1, 761	10, 554
保険料払戻金	-	_	_	1	1	ı	1
回収金払戻金	_	_	0	_	_	_	0
代位弁済費	_	_	_	_	-	-	_
国庫納付金	_	_	_	_	-	ı	
財務費用							
支払利息	_	_	_	_	-	ı	_
費用合計	22, 999	2, 394	2, 464	2,014	1, 949	1, 771	10, 591
収支差	2, 120	2,878	3, 038	2, 518	2, 607	2, 452	13, 493

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 業務収支(平成30年度~令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙4 業務収支

							<u>(単位・日刀円)</u>
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
政府事業交付金収入	1, 387	66	192	78	24	22	382
事業収入	2, 892	561	467	518	391	382	2, 319
保険料収入	_	_	_	_	_		_
回収金収入	-	_	-	-	1	1	_
返還保険金収入	_	_	_	_	-	ı	_
保証料収入	1, 482	279	309	301	257	240	1, 387
求償権回収収入	1, 410	281	157	217	134	142	932
貸付金利息収入	_	_	-	-	1	1	_
収益合計	4, 279	626	659	595	416	405	2, 701
政府事業交付金繰入	-	_	_	_	-	-	_
事業費	4,030	525	642	419	116	260	1, 962
保険金	_	_	-	-	1	1	_
保険料払戻金	_	_	_	_	-	ı	_
回収金払戻金	_	_	-	-	1	1	_
代位弁済費	4,030	525	642	419	116	260	1, 962
国庫納付金	_	_	_	-	-	-	_
財務費用							
支払利息	_	_	_	_	-		_
費用合計	4,030	525	642	419	116	260	1, 962
収支差	249	101	16	177	300	145	739

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 業務収支(平成30年度~令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙4 業務収支

							(単位・日カ日)
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
政府事業交付金収入	3, 253	1,096	757	608	898	586	3, 945
事業収入	6, 188	1, 418	1, 310	1, 381	1, 253	1, 067	6, 430
保険料収入	3, 434	736	710	725	692	625	3, 488
回収金収入	2, 754	683	600	656	562	442	2, 942
返還保険金収入	_	_	_	_	-	1	_
保証料収入	_	_	_	-	1	ı	_
求償権回収収入	_	_	_	1	ı	ı	_
貸付金利息収入	_	_	_	-	-	1	_
収益合計	9, 442	2, 514	2,067	1, 989	2, 152	1,653	10, 376
政府事業交付金繰入	-	_	_	_	_	_	_
事業費	9, 186	1, 304	1, 480	839	853	519	4, 996
保険金	8, 493	1, 147	1, 336	692	679	395	4, 249
保険料払戻金	137	31	33	34	31	25	154
回収金払戻金	_	_	_	0	-	ı	0
代位弁済費	_	_	_	-	1	ı	_
国庫納付金	556	125	112	114	143	99	593
財務費用							
支払利息	_	_	_	_	_	-	_
費用合計	9, 186	1, 304	1, 480	839	853	519	4, 996
収支差	256	1, 210	587	1, 150	1, 299	1, 134	5, 380

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 業務収支(平成30年度~令和4年度)【農業保険関係勘定】

#### 別紙4 業務収支

							(中匹・ログロ)/
区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
政府事業交付金収入	_	_	_	_	_	_	_
事業収入	258	1	1	0	_	_	2
保険料収入	_	ı	ı	ı	ı	-	_
回収金収入	_	ı	-	ı	ı	-	_
返還保険金収入	_	ı	I	I	I	-	_
保証料収入	_	ı	ı	I	ı	-	_
求償権回収収入	_	ı	ı	ı	ı	-	_
貸付金利息収入	258	1	1	0	1		2
収益合計	258	1	1	0	_	_	2
政府事業交付金繰入	_	1	-	1	-	_	_
事業費	_	-	1	-	-	_	_
保険金	_	_	-	-	_	_	_
保険料払戻金	-	1	1	1	1	_	_
回収金払戻金	_	-	-	-	_	_	_
代位弁済費	_	-	1	1	-	_	_
国庫納付金	_	1	1	1	-	_	_
財務費用							
支払利息	138	1	1	0	1	_	0
費用合計	138	_	-	0	_	_	0
収支差	120	1	1	0	_	_	2

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

# 業務収支(平成30年度~令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

#### 別紙4 業務収支

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4 年度 (実績額)	30年度~4年度 合計
政府事業交付金収入	_	-	_	_	_	_	_
事業収入	111	-	-	_	7	80	87
保険料収入	_	-	_	_	_	_	_
回収金収入	_	-	-	_	_	_	_
返還保険金収入	_	-	_	_	_	_	_
保証料収入	_	ı	ı	-	_	_	_
求償権回収収入	_	-	_	_	_	_	_
貸付金利息収入	111	-	_	_	7	80	87
収益合計	111	_	_	-	7	80	87
政府事業交付金繰入	_	_	_	_	-	_	_
事業費	_	-	-	_	-	_	_
保険金	_	-	-	_	_	_	_
保険料払戻金	_	1	1	_	_	_	_
回収金払戻金	_	ı	ı	_	_	_	_
代位弁済費	_	-	_	_	_	_	_
国庫納付金	_	-	-	-	_	_	_
財務費用							
支払利息	28	_	_	1	9	3	13
費用合計	28	_	_	1	9	3	13
収支差	83	_	_	$\triangle 1$	$\triangle 2$	76	74

<sup>(</sup>注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。